

史跡咸宜園跡
保存活用計画

2024年
大分県
日田市教育委員会

例 言

1. 本書は、大分県日田市淡窓2丁目に所在する史跡咸宜園跡の保存活用計画書である。
2. 保存活用計画策定事業は、日田市教育委員会が国庫補助（史跡等保存活用計画策定事業費）を受けて令和4・5年度の2か年で実施した。
3. 本書が扱う「咸宜園」とは、廣瀬淡窓が文化14年（1817）に旧堀田村の現在地へ塾を移転してから、明治30年（1897）に閉塾するまでをいう。また、私塾咸宜園は道路を挟んで東西に広がり、伯父月化が建てた秋風庵（東家）と塾主の住まいであった考槃楼（西家）があり、その周囲に塾舎等の建物が存在していた。本書では、道路の東側の秋風庵周辺の指定地範囲を「東家」、西側を「西家」とする。
4. 咸宜園絵図について、図3-4 明治絵図は善教寺、図3-5 大正絵図は公益財団法人廣瀬資料館の協力を得た。
5. 事業実施にあたり、「史跡咸宜園跡保存活用計画策定委員会」を設置し、事務局を日田市教育庁文化財保護課に置いた。
6. 保存活用計画策定に際しては、文化庁文化財第二課、大分県教育庁文化課の指導・助言を受けた。
7. 保存活用計画策定については、株式会社中桐造園設計研究所に委託して実施した。
8. 図版等については、主に以下の文献を参考に作成した。このほか参考にした文献については、それぞれ参考にした頁の最後に記載している。

『史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書 - 発掘調査編 -』2005 日田市教育委員会

『史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書 - 本編・建造物編 -』2006 日田市教育委員会

『史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書』2009 日田市教育委員会

『廣瀬淡窓と咸宜園 - 近世日本の教育遺産として -』2013 日田市教育委員会

『史跡咸宜園跡保存整備事業報告書』2016 日田市教育委員会

『図説咸宜園 - 近世最大の私塾 -』2017 日田市教育委員会

『史跡咸宜園跡西家の発掘調査成果報告書』2023 日田市教育委員会
9. 本書編集は、日田市教育庁文化財保護課が実施した。

目 次

第1章 計画策定の目的		第7章 保存（保存管理）について	
第1節 目的	1	第1節 保存（保存管理）の方向性	73
第2節 計画策定の基本的な考え方	2	第2節 地区区分	74
第3節 計画策定の位置付け・対象範囲	2	第3節 保存（保存管理）の方法	75
第4節 計画策定に至る経緯	5	第4節 現状変更の取り扱い	77
第5節 計画期間	8		
		第8章 活用について	
第2章 史跡を取り巻く環境		第1節 活用の方向性	83
第1節 自然環境	9	第2節 活用の方法	83
第2節 社会的環境	12		
第3節 歴史的環境	16	第9章 整備について	
		第1節 整備の方向性	85
第3章 史跡咸宜園跡の概要		第2節 整備の方法	85
第1節 沿革	21	第3節 整備の実施期間と手順	86
第2節 史跡咸宜園跡での発掘調査と履歴	37		
		第10章 管理・運営体制について	
第4章 史跡咸宜園跡の本質的価値		第1節 管理・運営体制の方向性	87
第1節 史跡咸宜園跡の特徴	41	第2節 管理・運営の方法	87
第2節 史跡を構成する要素の整理	44		
第3節 史跡の現況	47	第11章 実施計画の検討	
		第1節 事業実施の考え方	89
第5章 史跡咸宜園跡の現状と課題		第2節 事業実施のスケジュール	89
第1節 保存（保存管理）の現状と課題	68		
第2節 活用の現状と課題	69	第12章 経過観察	
第3節 整備の現状と課題	70	第1節 経過観察の方向性	91
第4節 運営・体制の現状と課題	70	第2節 経過観察の方法	91
第6章 史跡咸宜園跡の望ましい将来像		【附編】	
第1節 大綱	71	関係法令	96
第2節 基本方針	72	保存整備基本構想	111

第1章 計画策定の目的

第1節 目的

国指定史跡「咸宜園跡」は、道路を挟んで東西に広がり、廣瀬淡窓の伯父月化が建てた秋風庵のある東家（とうけ）と、塾主の住まいであった考槃楼とその周囲に塾舎などの建物が存在したとされる西家（せいけ）で構成される。

咸宜園は、儒学者廣瀬淡窓によって江戸時代後期の文化14年（1817）、前身となる桂林園から伯父月化の居宅「秋風庵」の西側の敷地（西家）に移転し開塾した。咸宜園の咸宜とは『詩経』からとった言葉で、「咸とくと宜よろし（すべてのことがよろしい）」という意味で、淡窓は塾生一人ひとりの意思や個性を尊重する教育理念を塾名に込め名付けたと考えられる。その教育の特徴は、身分・年齢・学歴を問わず塾生を受け入れる「三奪法」や塾生の毎月の学業成果を評価し序列化した「月旦評」による徹底した実力主義を取り入れるなどの独自の教育システムにある。さらに門下生の人間性向上を重要と考え、規則正しい塾生活のための「規約」、塾生に塾や寮を運営させる「職任」を導入し、塾生の社会性を養うとともに、漢詩の詩作奨励による情操教育を重視した。

こうした教育法が全国に知られ、咸宜園には閉塾までの間、全国から集まったおよそ5千人の門下生を輩出し、当時の日本では有数の私塾となった。

このような咸宜園の業績や当時の建物（東家側：秋風庵、遠思楼、書蔵庫、井戸、外便所、西家側：井戸）が現存することや塾主の遺品など当時の状況を知る多くの資料が残ることなどから、昭和7年（1932）7月23日に国指定史跡「咸宜園跡」に指定された。

そのほか、近隣には廣瀬家出身の咸宜園歴代塾主の墓である「長生園」（廣瀬淡窓墓）や淡窓の生家で、咸宜園の経営を支えた「廣瀬淡窓旧宅」で構成される国指定史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」（昭和23年1月14日指定、平成25年3月27日追加指定）や「廣瀬淡窓旧宅」の所在する商家町で「重要伝統的建造物群保存地区」の豆田町（平成16年12月選定）などがある。これらは、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の構成文化財「咸宜園・豆田町」（ほか水戸市「弘道館・偕楽園」、足利市「足利学校」、備前市「閑谷学校」）として日本遺産に認定（平成27年4月21日認定）されている。

現在、東家側については、秋風庵や遠思楼などの建造物が良好に保存されるとともに、書蔵庫、ガイダンス施設等も整備され、広く市民に公開される一方、西家側については史跡指定以降、民間施設などが史跡地を占有していたものの、近年の公有地化や発掘調査によって、活用に向けた取り組みが進められている。

このような中で当計画は、史跡咸宜園跡の現状と課題を把握し、本質的価値とその構成要素を明らかにし、その適切な保存と活用方法、さらには将来的な整備の方向性を取りまとめることを目的とするものである。

第2節 計画策定の基本的な考え方

保存活用計画（以下、本計画という）策定にあたっては、歴史的・自然的・社会的各側面から行う各種調査に基づき、史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存活用の方針及び方法を示すことを基本とする。

史跡の望ましい将来像について明確にしたうえで、保存（保存管理）に係る方針を定め、これを十分な形で実現していくために、現状変更に関する規制内容を明示する等、具体的な方法についても定めておくものとする。

また、史跡の望ましい将来像に関する活用や整備の方針及び方法、さらに、これらを適切に管理・運営するための方針及び方法を示すものとする。

第3節 計画策定の位置付け・対象範囲

日田市は、第6次総合計画の中で日田市の将来像として『ともにつくる一人ひとりが主役のひた』を掲げている。これは、市民と行政が理念を共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものである。またこの中で、日田市の自然や歴史、文化財については、大切な地域資源として捉え、地域を活性化する原動力としてまちづくりを推進するとある。

本計画は、第6次総合計画や日田市教育大綱、現在策定中の「日田市文化財保存活用地域計画」などの日田市の目指す将来像を示す上位計画に沿って推進され、かつ一翼を担うものとして位置付ける。また、関連計画である「廣瀬淡窓旧宅及び墓」などの個別計画とも整合を図るものとする。

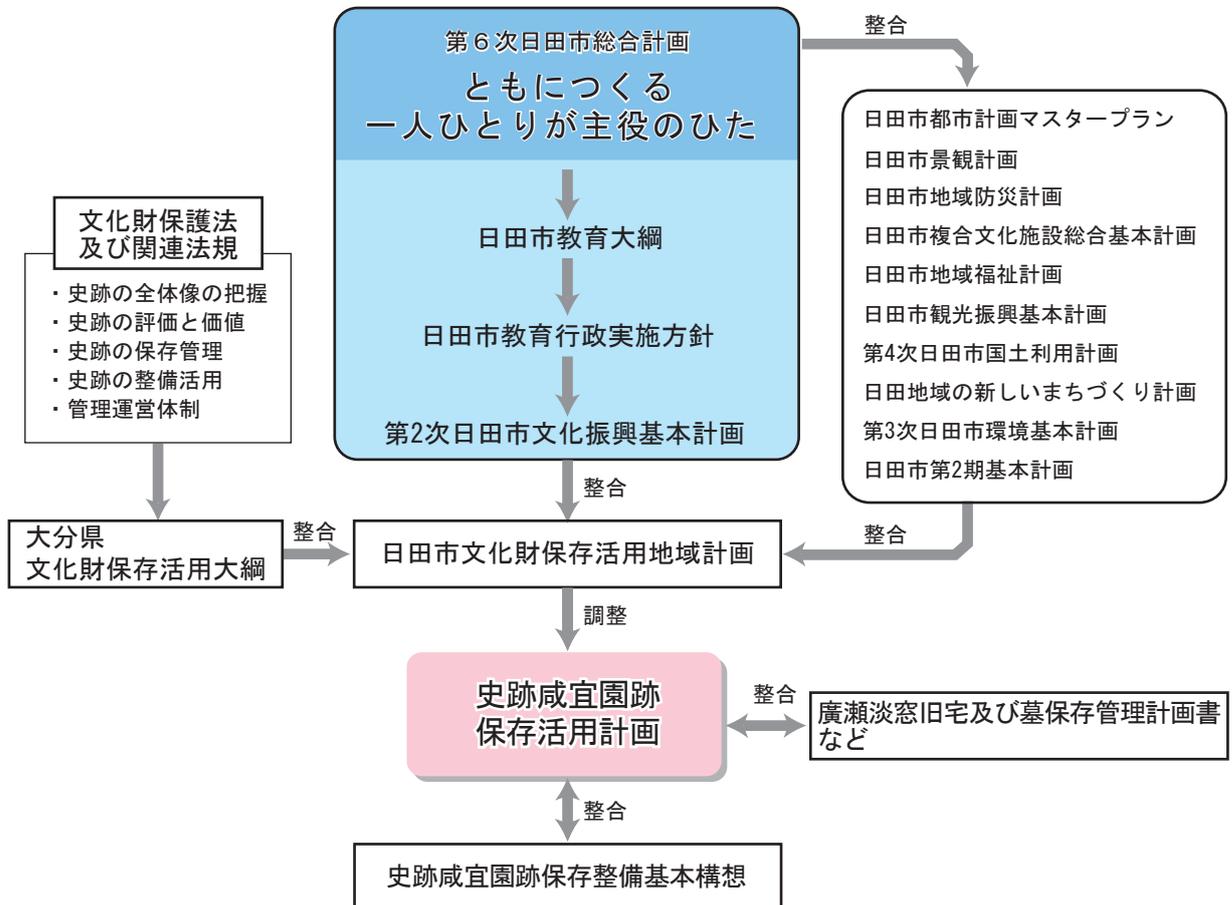


図 1-1 計画策定の位置付け

本計画の対象範囲は、史跡咸宜園跡の範囲のほか、重要伝統的建造物群保存地区「日田市豆田町」の範囲や淡窓が初めて開塾した長福寺学寮跡、史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓など、史跡を理解する上で重要と考えられ、かつ史跡の環境保全上必要と思われる周辺の区域についても、必要に応じて言及するものとする。なお、これらの周辺区域については、史跡環境保全の緩衝区域として一定の考え方を盛り込んだ位置付けを示すものとする。

○第6次日田市総合計画（第2期基本計画） 令和2年9月策定

本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものである。6つの大綱の中にある「教育・文化」の項目において、「咸宜園の教えである「咸く宜し」を受け継ぎ、すべての人々が尊重し合うまちづくりを推進します。」と謳っている。

○日田市教育大綱 令和4年4月策定

当大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針となるものである。大綱の基本方針として、「咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなげます。」と謳っている。

○日田市教育行政実施方針 令和4年4月策定

「日田市教育大綱」で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものである。基本方針の中で、「咸宜園教育の理念の下、地域の特性を生かした特色ある学校教育の展開を進め」また「偉大な先哲である廣瀬淡窓や咸宜園教育等の調査・研究、普及啓発を通して、郷土を愛する心をはぐくむとともに、引き続き、咸宜園の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。」と謳っている。

○大分県文化財保存活用大綱 令和3年3月策定

当大綱は、文化財の保存・活用に関する県全体の基本的な方向性を明確化し、県内における各種取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的としている。

史跡咸宜園跡は、大分の歴史文化の特質に見る関連文化財群⑥「多彩な文化を生み出した小藩分立」の関連文化財として取り上げられている。

○日田市文化財保存活用地域計画 現在策定中

市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。

史跡咸宜園跡は、歴史文化の特性「江戸時代に栄えた日田」の構成文化財の1つとして挙げられている。

○第2次日田市文化振興基本計画 令和2年11月改訂

本計画は、日田市の文化振興施策の総合的・計画的に推進することを目的に策定されたもので、本計画の4つの施策の方針の1つとして「人材の育成及び確保」のなかで咸宜園やそれを開いた廣瀬淡窓について取り上げられている。

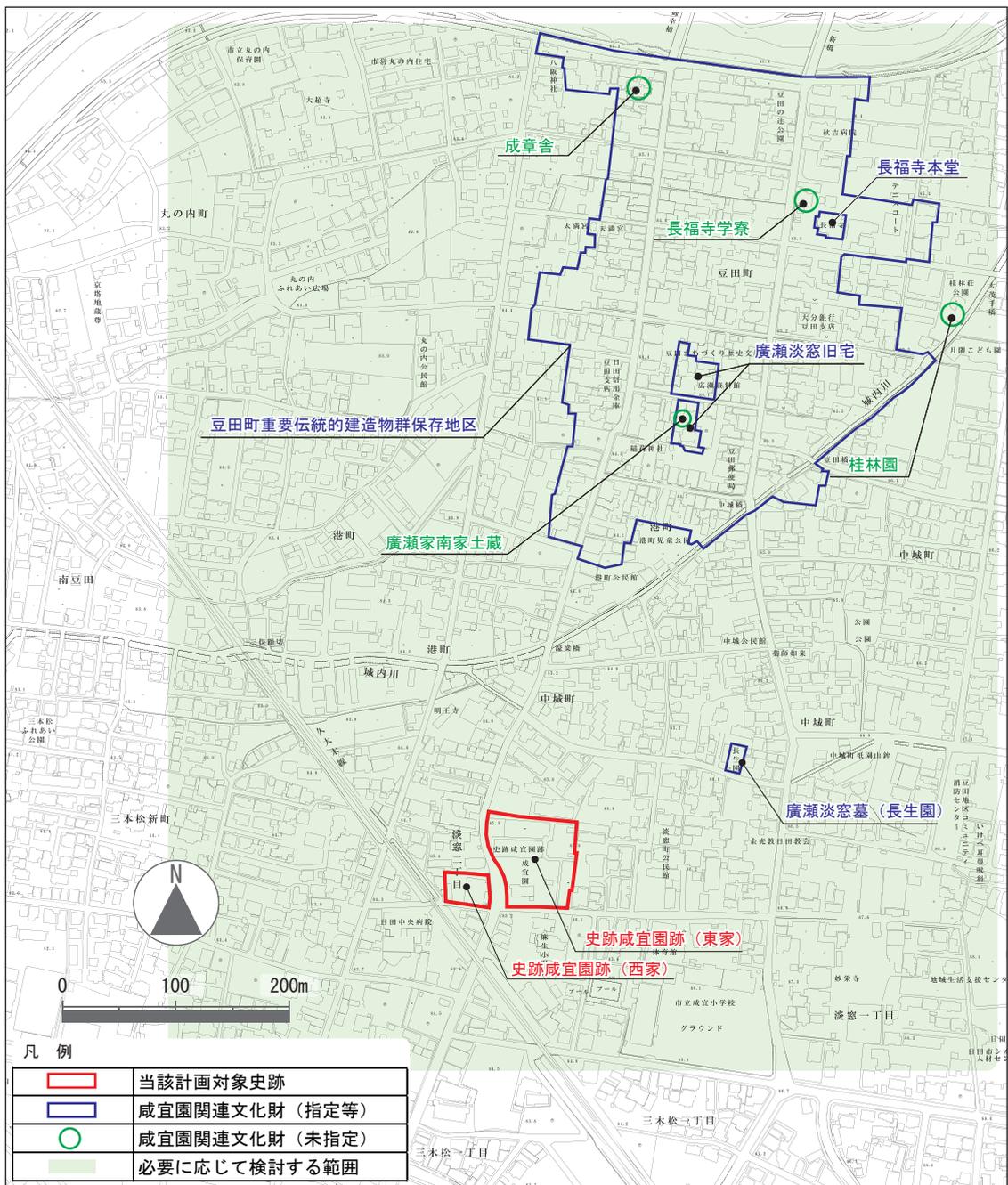


図1-2 史跡周辺図

表1-1 咸宜園周辺文化財一覧

文化財名	種別	指定(選定)	概要
廣瀨淡窓旧宅及び墓	国史跡	S23. 1. 14	咸宜園塾主廣瀨淡窓の生家で、金融業の代官御用達(掛屋)として栄えた豪商の廣瀨家と歴代廣瀨家出身者の墓所である墓(長生園)。
豆田町重要伝統的建造物群保存地区	国伝建	H16. 12. 10	慶長6年(1601)に築かれた丸山(永山)城の城下町で、後に商家町として発展。廣瀨淡窓の生家が所在するとともに、咸宜園前身の塾が点在し咸宜園を支えた塾生が居住するなど、咸宜園を支えた町。
長福寺本堂	国重文	H18. 7. 5	寛文9年(1669)建立の九州最古の真宗寺院本堂。この寺の学寮からは多くの学僧が生まれ、後にこの学寮で廣瀨淡窓が最初に開塾した。
長福寺学寮	埋文	-	淡窓が学寮に間借りし最初に開塾した塾。学寮の建造物は昭和18年(1943)に解体され、伝建特定物件の昭和初期の建造物が所在している。城下町遺跡として調査し確認された礎石等が現地保存されている。
廣瀨家南家土蔵	-	-	淡窓が塾を移動させる際に仮塾舎として利用した土蔵。史跡廣瀨淡窓旧宅及び墓にあったとされるが現存はしていない。
成章舎	-	-	文化2年(1805)から文化3年(1806)の短期間に借家して営まれた2箇所目の塾。現存していない。
桂林園	-	-	文化4年(1807)に初めて塾と寄宿舎を建設し、淡窓は廣瀨家から通った。「休道之詩」が読まれた場所としても知られるが、文化14年(1817)に咸宜園を開塾した際には建物を移築(西塾)した。現在は都市計画公園(桂林荘)となっている。

第4節 計画策定に至る経緯

(1) 計画策定委員会の設置と経過

文化庁は、平成16年（2004）発行の『史跡等整備のてびき^(註1)』の中で、「史跡等を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくためには（中略）保存管理計画を策定することが望ましい。」と述べている。このほか、「保存管理計画を策定し、その円滑な運用を目指すためには、地域住民の合意を踏まえることが望ましく、保存管理計画の策定にあたっては、研究者及び専門家、地域住民の代表からなる委員会を設置し、史跡の本質的な価値の保存活用に関する学術的な判断を踏まえ、合意形成に努めることが重要である。」と述べている。

平成27年（2015）発行の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書^(註2)』においても、同様の内容を記載している。そのため、保存活用計画策定委員会の規約策定にあたっては、これらの条件を満たすため、史跡咸宜園跡と類似した史跡で設置している委員会や、市内で行われた同様の委員会の規約を参考にし、上記の目的が達成できるよう規約を策定した。

また、本計画は、史跡咸宜園跡保存整備基本構想の基本方針に則り、貴重な文化遺産である咸宜園の調査成果について市民をはじめ広く内外に周知するとともに、教育・活動の継承の場として現代に甦る咸宜園として整備し、公開・活用に努め、史跡の有効活用を図り、重要伝統的建造物群保存地区である豆田町との調和や周辺文化財と連携しながら活用を行う。

そのため、設置する委員会では、これらの専門家と地元住民の代表を委員として選定していくこととした。選定については、市内で行われた委員会で委員として携わってきていただいた学識経験者や、他市町村の史跡で同様の委員会に参加されている学識経験者を中心に、以下の5つの専門分野と地区の代表者の中から委員として選定した。

(2) 計画策定の委員会

本計画の策定にあたっては、計画内容について議論するとともに専門的知見を反映するため、以下に示す学識経験者及び市民代表からなる委員会を設置した。

表 1-2 委員名簿

氏名	専門分野	所属・職名
上野淳也	考古学	別府大学教授
佐藤晃洋	歴史学	竹田市歴史文化館・由学館館長
木村政伸	教育学	西南女学院大学保健福祉学部教授
伊東龍一	建築学	熊本大学名誉教授・日田市文化財保護審議会委員
内田和伸	史跡整備	奈良文化財研究所文化遺産部長兼遺跡整備研究室長
木村猛	地元	豆田地区振興協議会代表【咸宜地区（淡窓町）】

また、指導者、事務局については以下のとおり。

<指導者>

表 1-3 指導者名簿

氏名	所属・職名
浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官
越智 淳平	大分県教育庁文化課副主幹

<事務局>

表 1-4 事務局名簿

氏名	所属・職名
[事務局長]	
中山 敏章	日田市教育庁 教育次長（令和4年度）
高倉 保徳	日田市教育庁 教育次長（令和5年度）
[文化財保護課]	
吉田 博嗣	日田市教育庁 文化財保護課 課長
梶原 健市	同 咸宜園教育研究センター 所長
渡邊 隆行	同 文化財保護課埋蔵文化財係主幹（総括）
嶋崎 勝幸	同 文化財保護課町並み保存係主幹（総括）（令和4年度）
田中 大輔	同 文化財保護課町並み保存係主幹（総括）（令和5年度）
今田 秀樹	同 文化財保護課文化財管理係主幹（総括）（令和4年度）
行時 桂子	同 文化財保護課埋蔵文化財係主幹
若杉 竜太	同 咸宜園教育研究センター研究・啓発係主幹（総括）（令和4年度）
井上 純児	同 咸宜園教育研究センター研究・啓発係主幹（総括）（令和5年度）
原田 弘徳	同 咸宜園教育研究センター研究・啓発係主査（令和5年度）
上原 翔平	同 文化財保護課埋蔵文化財係主査

註 1

『史跡等整備のてびき—保存と活用のために—』平成 16 年 3 月 文化庁文化財部記念物課

註 2

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成 27 年 3 月 文化庁文化財部記念物課

(3) 委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡咸宜園跡を適切に保存・活用していくために指針となる保存活用計画を策定するため、史跡咸宜園跡保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、史跡咸宜園跡の発掘調査成果や収集された史資料などを踏まえ、保存活用計画策定に必要な方策などについて提言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、6人以内で構成し、委員は以下に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地区を代表するもの

2 上記の委員のほか、教育長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画策定が終了した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、出席した委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会の議長を務め、委員会を総理する。

4 委員長が委員会を欠席するときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育委員会が必要に応じて召集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、日田市教育庁文化財保護課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この規定は、令和4年11月9日より適用する。

(4) 委員会の開催内容

表 1-5 委員会の開催内容

年度	回	開催日	審議内容
令和4年度	1	令和5年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の作業スケジュール ・ 保存活用計画の構成 ・ 現地の状況（現地確認）
令和5年度	1	令和5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の作業スケジュール ・ 保存活用計画の内容について
	2	令和6年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存活用計画の内容について



第1回委員会風景（令和5年度）



第2回委員会風景（令和5年度）

第5節 計画期間

本計画の実施期間は、計画策定後の令和6年4月1日～令和17年3月31日（令和6年度～令和16年度末）までとし、その後は状況に応じて見直しを行う。

計画期間内の事業内容については、第11章表11-1及び11-2に記載している。また、期間中においても史跡を取り巻く環境の変化によっては、必要に応じて見直しを図るように努める。

第2章 史跡を取り巻く環境

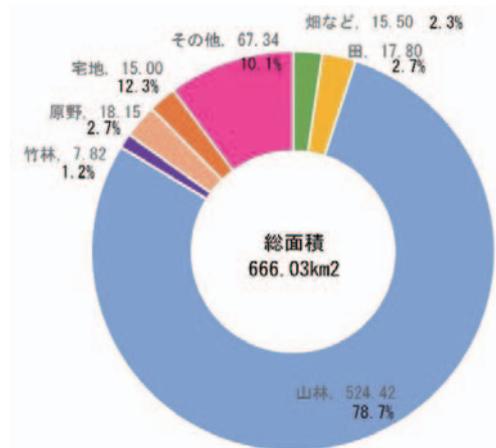
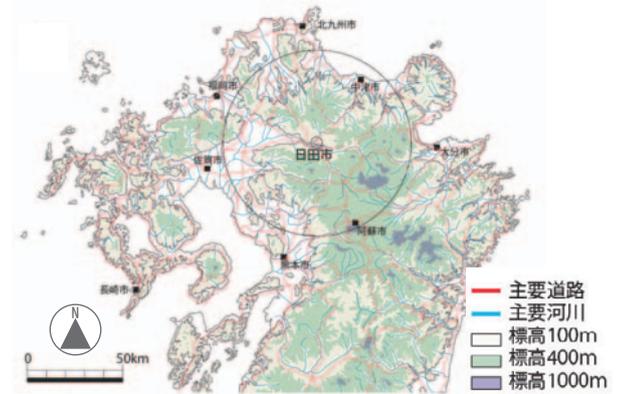
第1節 自然環境

(1) 日田市の概要

国指定史跡「咸宜園跡」の所在する大分県日田市は、北部九州のほぼ中央にあたり、大分県西部に位置する。平成17年（2005）3月22日には旧日田郡（天瀬町、大山町、前津江村、中津江村、上津江村）と合併し、南北48.63km、東西24.88km、面積約666.03km²、人口は約7万7千人（令和6年3月現在約6万人）の新日田市が誕生した。市の境界は西が福岡県うきは市や朝倉市、朝倉郡東峰村、八女市、北は福岡県田川郡添田町、大分県中津市、東は大分県玖珠郡玖珠町や熊本県阿蘇郡小国町、同南小国町、南は熊本県山鹿市、菊池市、阿蘇市とそれぞれ接している。日田市の面積のうち、農耕地は5.0%、宅地は12.3%に過ぎず、山林面積が78.7%を占める。

この日田市を起点に、西に向かえば福岡県久留米市や太宰府市・福岡市、北に向かえば北九州市や中津市・宇佐市、東へ向かえば由布市を抜け別府市・大分市、南へ向かえば竹田市や阿蘇・熊本市へと通じる。これらのルートは天領として栄えた近世期には筑後国高良山道・久留米城路、筑前国宰府路・福岡城路、彦山路・小倉城路、豊前国宇佐宮路・中津城路・玖珠郡森宮路、直入郡岡城路・肥後国阿蘇山路・隈府路・熊本城路と呼ばれ、日田の地は旧国の主要な地域と結ばれていた文字通り交通の要衝の地である。

現在でも福岡県との交流が深い日田市は、西に流れる筑後川の上流に位置するという地理的条件から、古来より西からの文化の影響を強く受けて発展してきたまちで、大分県のなかにあっても伝統や文化など全般にわたって独自の特徴を色濃く残している。江戸時代には幕府の西国筋郡代役所（永山布政所）が置かれ、九州幕府領の政治・経済の中心をなす一方で、この時代に始まった杉の植林により日田杉の一大生産地として知られるようになり、また筑後川の豊富な水量にちなみ“水郷”と称されている。



(2) 日田市の地形・地質・水系・気候

日田市の地形は北半分が典型的な盆地地形で、日田盆地と称される。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で、標高は約75～90mを測る。盆地内には、日隈・月隈・星隈と呼称される残丘があり、盆地底沖積面周囲には、市内では山田原・吹上原・葛原・須ノ原・町野原・佐寺原・長者原など、原（はる）と呼ばれる標高150m前後の段丘状の台地が広がっている。

この台地の外側には竜体山（345m）・西の山（308m）・片峰（約500m）・大石峠（約450m）など標高約200～600mの溶岩や礫岩からなる台地がめぐり、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山（1,036m）・大将陣山（910m）・一尺八寸山（707m）・月出山岳（709m）・五条殿山（834m）・釈迦岳（1,231m）といった標高約700～1,000m級の山々が連なる。さらに遠方には英彦山（1,199m）系・久住山（1,786m）系・阿蘇外輪山（900～1,100m）が広がる。

日田市は九州第一の河川である筑後川の上流に位置し、市域大半の河川の系統は筑後川水系に属している。本市の夜明地区より上流が筑後川上流域に位置づけられ、市域においては、久住山や阿蘇外輪山を源とする玖珠川や大山川は盆地東部で合流して三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、二串川、内河野川といった小河川が合流して筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑後平野を経て有明海へと注いでいる。



図 2-4 日田の等高線



図 2-5 日田盆地周辺の主な山群と原（段丘）

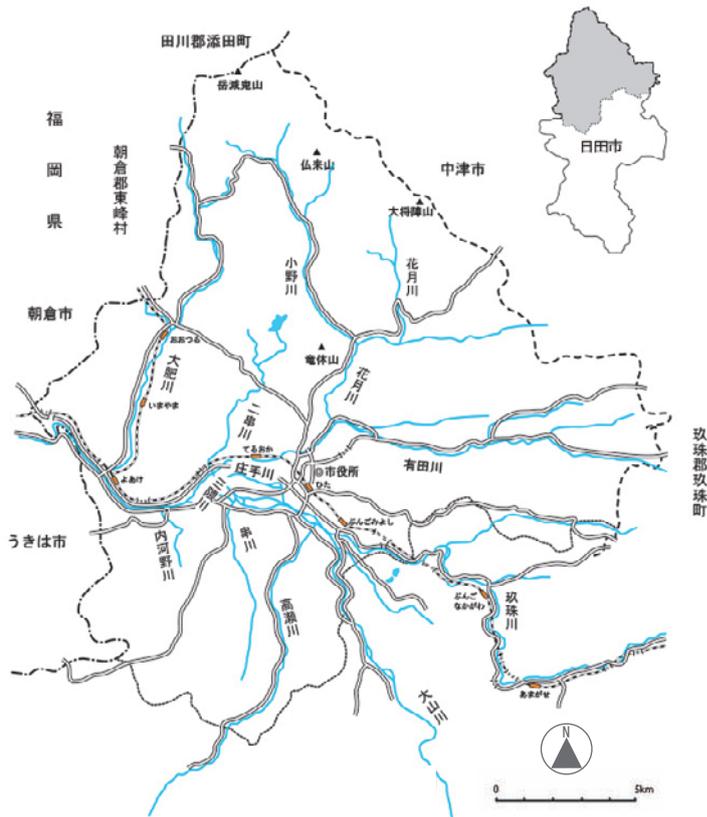


図 2-6 日田盆地の河川図

日田市は内陸型気候であり、盆地周辺や盆地底部に中小河川が縦横に走っていることと、放射熱が夜間急激に上空に飛散するため、秋から冬にかけて底霧の発生をみることが多い。内陸部特有の性質から昼夜の気温差が甚だしく、夏季は熱雷をともなう驟雨（にわか雨）性の降雨が多い。年間降水量は平成3年（1991）～令和2年（2020）の平均で1876.3mmとなる。全国平均は1660mm程度であり、比較的多い。風は西または西北西の風が多いが、地形の関係から風は比較的弱い。

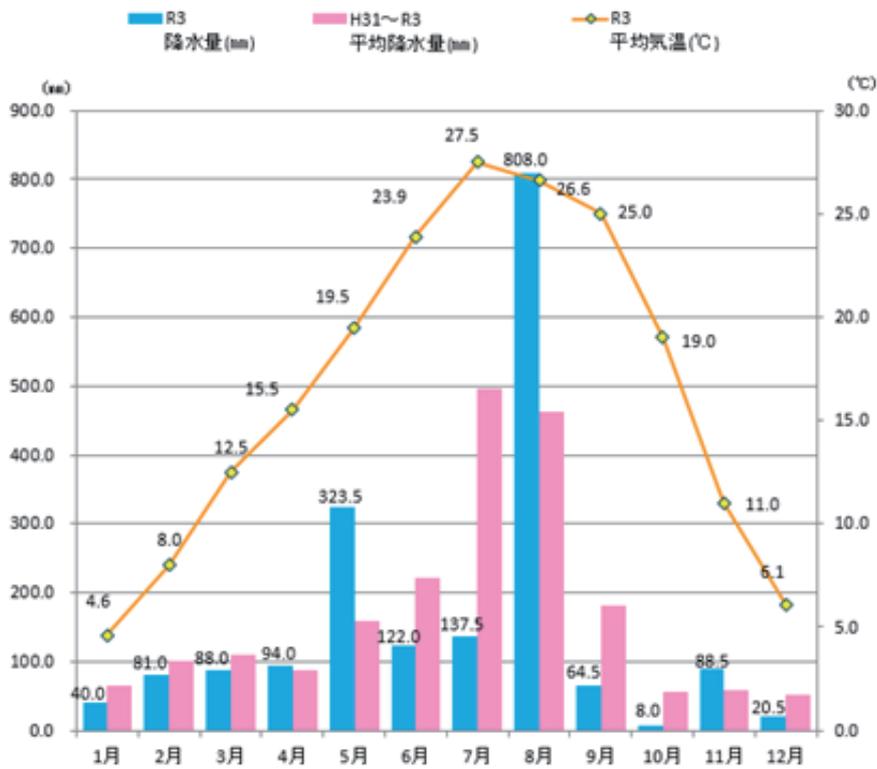


図 2-7 年間降水量 1875.5mm (令和3年)

第2節 社会的環境

(1) 日田市の産業・交通・人口推移

前述の日田地方特有の気候は、スギ・ヒノキの成長に適していることから、周囲の山林地帯に植林がすすみ、全国屈指の林業地日田を創り出した。特にスギは鹿児島屋久杉、宮崎県飫肥杉とともに九州三大美林として取り上げられる。この豊富な林産資源を活用した木材関連産業は、市の基幹産業のひとつとなっている。

日田市の交通網についてみると、大分ー久留米間のJR久大本線、日田ー小倉間のJR日田彦山線が通じ、主要幹線道路は国道210号・211号・212号・386号の4本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡や北部九州の主要都市に通じている。更に九州横断自動車道長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における産業、経済の流通網を確立している。

このような交通状況において、史跡咸宜園跡に至る主要交通機関との距離は、JR日田駅から約1km、大分自動車道日田ICから約1kmと幹線交通網と近距離にあり、各交通網と結ぶバスが運行するなど好立地となっている。

また、日田市の人口は昭和35年（1960）の98,651人をピークに徐々に減少している。合併後も人口の減少は収まらず、今では6万人程度となっている。人口の減少に対して世帯数は増加の一途をたどっており、昭和35年と比較して令和4年（2022）では約6千世帯増加している。これは核家族化などの世帯構成の変化を反映しており、全国的な状況と連動した状況を示している。



図2-8 日田市の主要交通網

表 2-1 日田市の人口推計

年度	総人口	人口増加率	世帯数	旧) 日田市	旧) 前津江村	旧) 中津江村	旧) 上津江村	旧) 大山村	旧) 天ヶ瀬村
昭和 35 年度	98,651	△1.4	19,032	68,437	3,143	5,277	3,333	6,168	12,293
昭和 40 年度	94,121	△4.6	20,446	66,787	3,008	4,404	3,040	5,755	12,293
昭和 45 年度	87,102	△7.5	21,008	64,866	2,380	2,870	2,254	5,118	9,614
昭和 50 年度	83,649	△4.0	21,832	63,969	2,164	2,140	1,768	4,701	8,907
昭和 55 年度	83,880	0.3	22,865	65,358	2,004	1,805	1,560	4,716	8,437
昭和 60 年度	83,655	△0.3	23,237	65,730	1,907	1,587	1,535	4,727	8,169
平成 2 年度	81,580	△2.5	23,883	64,695	1,834	1,505	1,475	4,373	7,698
平成 7 年度	79,776	△2.2	24,566	63,849	1,687	1,360	1,407	4,226	7,247
平成 12 年度	77,369	△3.0	25,218	62,507	1,646	1,338	1,308	3,910	6,660
平成 17 年度	74,165	△4.1	25,370	60,946	1,396	1,194	1,053	3,600	5,976
平成 22 年度	70,940	△4.3	25,551	59,120	1,164	984	878	3,402	3,592
平成 27 年度	66,523	△6.2	25,238	56,512	981	769	774	2,756	4,731
令和 2 年度	62,657	△5.8	25,139	54,171	832	621	666	2,429	3,938
令和 4 年度	60,641	△3.2	25,231	-	-	-	-	-	-

※昭和 35 年から令和 2 年度の数値は国勢調査による（令和 4 年度の数値は大分県ホームページの人口推計より加筆）

(2) 史跡周辺の土地と建物の利用状況

史跡咸宜園跡周辺にはJR久大本線が南西側に通リ、指定地の間を南北に走る市道御幸通り線沿いには、病院や商店が立ち並ぶ商業地となっている。一方で市道から東西に入った一帯には住宅が密集して立ち並んでおり、公民館や学校など見られる文教地区となっている。

同様に、史跡の北側の市の観光拠点のひとつの重要伝統的建造物群保存地区の豆田町でも商店と低層の住宅が軒を連ねている。一方、史跡の南側では商業施設や店舗、高層住宅が多く立ち並ぶ商業地域となっており、史跡の南北で様相が大きく異なっている。



図 2-9 咸宜園周辺の土地利用図

(4) 史跡周辺の防災

日田市は、水害の多い地域で、昭和28年（1953）には家屋の流失などの壊滅的な被害を受け、平成24年（2012）、平成29年（2017）には豆田町北側を流れる花月川の氾濫などにより豆田町の家屋が多数浸水するなどの被害を受けた。また、平成28年（2016）の熊本大分地震では豆田町北側の永山城跡の石垣が崩落するなどの被害を受けている。

平成24年（2012）以降に作成された防災ハザードマップでは、史跡周辺は微高地であるものの、史跡地は河川氾濫によって0.5m未満の浸水が想定されている。

このほか、史跡周辺には消火栓が設置されており、火災時の備えとなっている。

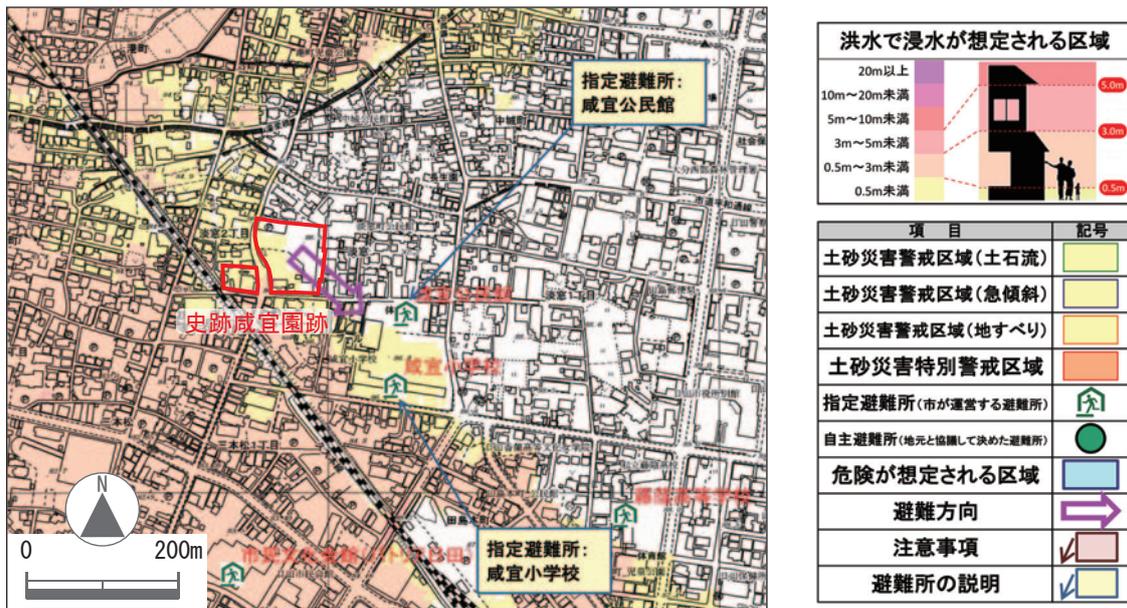


図 2-11 咸宜園周辺の洪水ハザードマップ

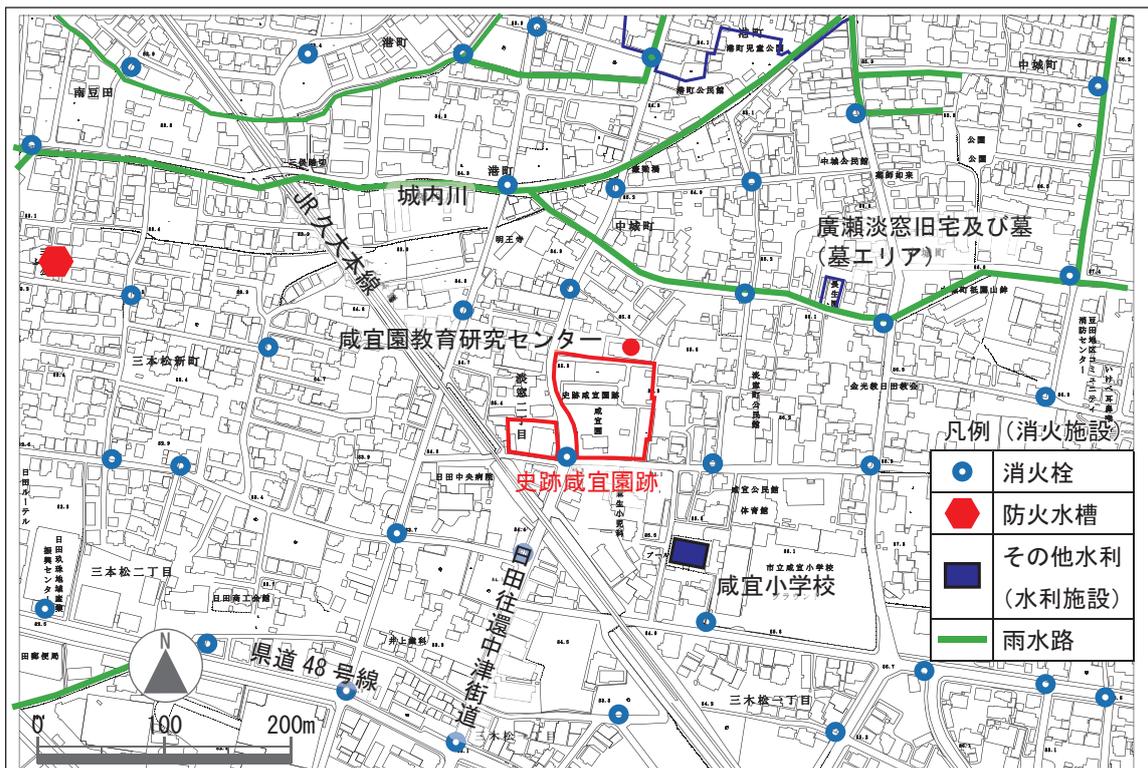


図 2-12 咸宜園周辺の防災施設

第3節 歴史的環境

(1) 史跡周辺の歴史と遺跡

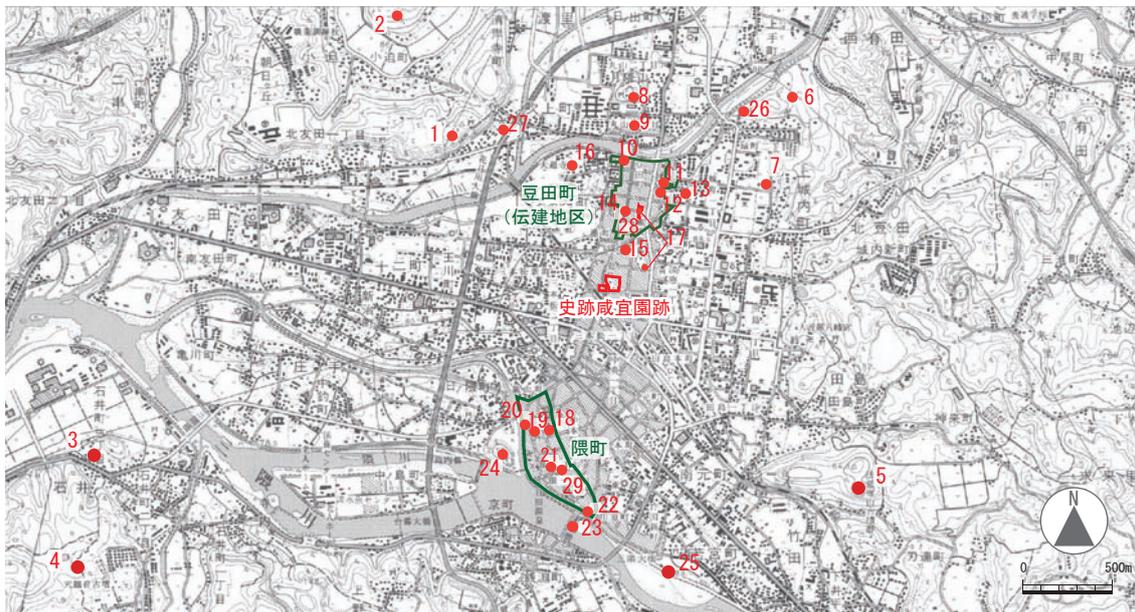
日田市において人類の生活の痕跡が確認されるのは、約3万4千年前の後期旧石器時代初頭頃で、五馬台地上に遺跡が確認されている。縄文時代に入ると盆地周辺台地や小河川流域において遺跡が確認されている。

弥生時代には、環濠集落などが多数確認されている。なかでも、盆地内の拠点集落である吹上遺跡では、大型成人用甕棺墓群とそれに伴う武器形祭器や装身具類などの副葬品が出土している。これらの遺跡では、福岡平野や佐賀平野を中心とする北部九州弥生文化の影響を色濃く見ることができる。

古墳時代には国内最古級の豪族居館とされる小迫辻原遺跡や穴観音古墳・法恩寺山古墳3号墳・ガランドヤ古墳1・2号墳などの装飾古墳がある。いずれも筑後川下流域との強いつながりが引き継がれていたことを示している。

律令制下の古代日田郡には、5郷、14里、1駅が置かれ、史跡咸宜園跡の位置する平野部東側一帯には古代官衙や寺院に関連する施設がつけられたと考えられる大波羅遺跡が所在する。11世紀前半には、水田開発に伴って、在地豪族の大蔵氏が台頭する。

大蔵氏は鎌倉幕府から地頭職を安堵された後は御家人となり、日田氏を称し慈眼山とその一帯を拠城として築いた。16世紀前半には大友姓日田氏が滅亡し、大友氏の影響下にある在地武士団による八郡老支配の戦国時代を経て、大友氏の改易に伴って日田は太閤蔵入地となった。



- | | | |
|--------------------|-------------------|--------------------------|
| 1. 吹上遺跡 県指定 | 11. 長福寺本堂 国重文 | 21. 黎明館 国登録 |
| 2. 小迫辻原遺跡 国指定 | 12. 岩尾家住宅 国登録 | 22. 山田家住宅 国登録 |
| 3. ガランドヤ古墳 国指定 | 13. 桂林園(荘) 未指定 | 23. 鶺鴒 県無形 |
| 4. 穴観音古墳 国指定 | 14. 草野家住宅 国重文 | 24. 日隈城 未指定 |
| 5. 法恩寺山古墳群 国指定 | 15. 中城河岸 未指定 | 25. 竹田河岸 未指定 |
| 6. 大蔵古城 未指定 | 16. 大超寺 未指定 | 26. 永興寺仏像群 国重文 |
| 7. 慈眼山遺跡 未指定 | 17. 廣瀬淡窓旧宅及び墓 国史跡 | 27. 長善寺鐘楼門 国登録 |
| 8. 永山城(丸山城) 県指定 | 18. 日田祇園(隈地区) 国無形 | 28. 豆田町 重伝建 |
| 9. 永山布政所(代官所) 未指定 | 19. むらくもの松 市天然 | 29. 隈町の範囲は江戸時代中期の町範囲 未指定 |
| 10. 日田祇園(豆田地区) 国無形 | 20. 後藤家住宅 国登録 | |

図 2-13 日田市文化財位置図

(2) 近世日田の歴史

①豊臣政権下の日田

豊後大友氏が文禄の役（文禄2年（1593））のとがめにより改易されると、日田郡は太閤蔵入地となった。翌年には代官である宮木長次郎（豊盛）が日田・玖珠郡の代官として5千石を付与され、両郡を支配した。宮木は、筑後川（三隈川）脇の日隈山に日隈城（隈城）を築き、田島にあった町場を城下に移して隈町がつけられた。この日隈城と隈町を政治の拠点として、日田における代官支配が始まる。

②江戸初期の日田

慶長6年（1601）、小川光氏が日田に入部し、月隈山に丸山城（後の永山城）を築き、友田村より町場を移して城下に丸山町（後の豆田町）をつくった。元和2年（1616）には譜代大名石川主殿頭忠総が入城し、城名を永山城、丸山町を移して永山町と改めた。なお、永山城築城及び豆田町形成後の隈町は、在郷町として発展し、豆田町と並んで山田家・森家などの有力商家（豪商）を中心に栄えた。

寛永9年（1632）に日田は杵築藩（小笠原氏）・中津藩（小笠原氏）の預所となった。寛永14年（1637）の島原の乱の際には、日田が兵糧米供給地としての役を果たし、戦略的重要度が増すことになった。そのため、寛永16年（1639）には、日田郡は大名支配から代官支配地へと切り替わり、代官役所である永山布政所が設置され、以後幕府直轄地（以後、天領と呼ぶ。）となった。

なお、丸山城（後の永山城。以後、永山城と呼ぶ。）は35年間近く城としての機能を保持するが、代官所（永山布政所）が新設されると廃城となった。廃城後の永山城は代官所に関連する神社が建てられるなど、永山布政所の管理用地となった。

③天領日田の発展

天領となって以降、日田郡は松平日田藩領となった天和2年（1682）から貞享3年（1686）の間を除き、慶応4年（1868）まで代官・郡代による支配が続いた。代官所は、近世史料では日田御役所とも記されているが、現在は「永山布政所」と呼ばれることが多い。永山布政所の所在地は、永山城の南の丸山2丁目とみられ、隈町の山田家に残る天保年間頃の御陣屋絵図に当時の建物配置が描かれている。

代官所が設置されると、直轄地の年貢収納や九州諸藩の監視に務める役割によって、商業的需要が高まり、筑後地方を中心に多くの商人が日田に移住した。なかでも、豆田町・隈町といった2つの商家町には「掛屋」とよばれる代官所御用達の有力商家が生まれ、公金（後に「日田金」と称す。）の出納役となったことで、金融業を中心に繁栄した。

日田代官は次第にその重要性が高まり、九州幕府領の日田代官支配地が増え、西国筋郡代へと昇格し、日田は九州幕府領の政治・経済の中心地として発展した。

④咸宜園の創設

天明2年（1782）に豆田町の豪商廣瀬家長男として生まれた廣瀬淡窓は、福岡の亀井塾などで学んだが、病弱なため、文化2年（1805）24歳のときに家督を弟に譲り、豆田町の長福寺学寮を借りて塾を開いた。のちに豆田町近隣に「成章舎」や「桂林園」といった塾を経営し、文化14年（1817）に「咸宜園」を開塾した。

淡窓は元来、豆田町などの繁華街の喧騒を避けて静かな環境で塾生たちと共に生活しながら学問教授に当たりたいとの思いや、幼い頃住んでいた伯父との思い出の場所で伯父夫妻の世話もしたいとの思いもあり、「秋風庵」と道を挟んだ西側に塾を移転することとした。

土地は改めて買い求め、1年以上の歳月をかけて塾を構え、文化14年（1817）2月塾主の居宅（のちの孝槃楼）を新築し、桂林園の塾舎を移築した。

咸宜園は約80年の間、塾生の増加などにより、塾の拡大で塾舎の変化があったとされる。なお、咸宜園に移転して、以前の塾経営から大きく変化した点は淡窓が塾内に同居したことである。約10年にわたって教授を行った桂林園時代の淡窓は、当初、塾内で塾生と一緒に生活していたが、文化4年（1807）の大病をきっかけに淡窓自身は魚町の自宅から桂林園に通い講義を行う生活になり、淡窓が塾舎に滞在するのは半日に過ぎず、文化7年（1810）の合原ナナとの結婚により塾生と同居することが難しい状況であった。淡窓が桂林園から新塾である咸宜園への移転を志した要因には、塾内に淡窓夫妻が同居できる居所を建設し塾生と共に生活することと、順調に増え続ける塾生への対応のために塾の拡張が容易である土地への移転であったことがうかがえる。

咸宜園発足当初の塾生は24名が在籍していたが、それぞれ咸宜園に15名、廣瀬家に6名、市中の旅宿に3名が下宿していた。またこのほかに自宅から通っていた塾生もいたものと推測される。この後、咸宜園の塾生は順調に増えていき、1820年代に東家側で東塾、講堂が増築され、1840年代から西家側で南塾が増築されるなど、塾舎の増改築が行われていくこととなる。

その後、淡窓は自身の勉学に専念するため、塾政を弟の廣瀬旭莊に天保2年（1831）1月に譲り、旭莊が2代目塾主になる。しかし、旭莊が大坂への東遊のため、再び淡窓が塾政を執ることになり、晩年まで塾主を務めることになった。

3代目塾主である廣瀬青邨は、淡窓から塾政を譲られ、安政2年（1855）から文久2年（1862）まで務めた。その後、旭莊の長男で淡窓の養子になっていた廣瀬林外が明治4年（1871）まで4代目塾主を務めた後、上京するために当時在塾していた高弟の唐川即定に塾政を預け、即定が5代目塾主となった。しかし、即定は明治7年（1874）、林外の訃報に接し、故郷の越前に帰郷したため、咸宜園は一旦閉塾する。

これ以降、日田在住の門下生が中心となり、塾主を招聘し、明治12年（1879）以降6代目園田鷹城、7代目村上姑南と続き、青邨の息子である8代目廣瀬濠田、9代目諫山菽邨、10代目勝屋明浜へと塾主が引き継がれていく。



桂林園跡



咸宜園開塾前 1816年

(3) 咸宜園を取り巻く環境

日田代官所（後の西国筋郡代役所）が置かれた日田には多くの交通幹線が整備されたことで、代官や大名配下の武士の赴任、商人の往来に伴って、文人墨客も多数来訪した。長崎からの文物が日田へ入り、小倉・中津あるいは府内から瀬戸内を経由して上方へともたらされた。こうした政治的・地理的利点が有力豪商の成長という経済的繁栄を促し、同時に文化的な富ももたらした。経済的成功を収めた日田の豪商たちは文化の道に通じ、詩・書・画・和歌・俳諧・華道・茶道などが大いに流行した。

こうした近世日田の文化活動は豪商を中心として広がった。豪商の広範な経済活動のネットワークや江戸から着任する代官や役人などによって、直接的或いは間接的に入手された情報が豆田町や隈町などの商人町を中心として広がっていった。町人たちの嗜みとしてのみならず、礼儀作法の伝授など、様々な目的を有したことで、多彩な文化活動が育まれたのである。

豆田町は町人の町である。江戸時代末期の天保10年（1839）～慶応2年（1866）の例でみると、西国筋郡代の役人のうち、日田代官詰めの役人は16人が最多で10～13人で推移しているのに対して、豆田町の人口を見ると、宝暦～慶応年間では戸数200戸、人口1,000人余りで隈町も同規模であったとされ、天領日田の町は武士に対して町人が圧倒的に多く、文化的な素養も高い優れた町人の町であったといえる。

また、嘉永5年（1852）の咸宜園の月旦評は233人（うち、在塾は100余人）を数えている。しかもその多くは他地域からのいわば、留学生である。これらの学生たちが暮らす町が豆田町であり、当時の日田は、江戸時代の地方の町では稀有な「学園都市」の様相を呈していた。具体的には、塾生の生活面の支援（寄宿先の提供、アルバイトの受入れ）を行ったほか、入門簿の紹介人の欄にも豆田町の町人名が散見されるなど、豆田町全体で咸宜園の塾運営を支援していたことがわかる。

江戸時代後期には藩校や私塾などの教育機関が普及し、教育の大衆化が進展する。なかでも当時は儒学教育が中心とされ、漢詩文が知識人の基本的な素養とされたほか、漢訳の仏教や洋学を学ぶにも漢学的素養を身に付ける必要があった。当時の私塾の多くは師弟関係をベースとして学風・学派を継承する教師の人格や思想に依拠した人間関係も親密なもので、存続期間も短いものであった。一方で、咸宜園は対照的で、特定の思想信条や学問に偏らずに学ばせ、塾生の学力の進展と人間性を育む充実した教育システム（三奪法・月旦評等）を確立し、その存続期間も長かった。さらに志あるものは退塾後に他の学塾（仏教や蘭学等）に進んだのである。

このように、咸宜園は、徹底した漢学の素養と社会的教養を学ばせ、それぞれの求める個性を尊重した指導を行うもので、教育内容・方法において近代の学校教育を先取りしたものであったと言える。こうした当時としては先進的で自発的な教育を可能としたことや、先述の日田や豆田町などの社会的素地などが支えとなったことで、全国最大規模の私塾となりえたものと言える。

（4）日田の近代教育と咸宜園

明治5年（1872）8月、「誰でも教育を受けることが出来、教育によって身を立てることが出来る。」ことを謳った近代学校制度の基礎となった法令「学制」が發布される。この学制には、咸宜園の門下生で日田出身の長三洲が関わっている。長三洲は、3年で最上級に達し、「宜園三才子」とも呼ばれた秀才で、咸宜園を退塾後、大坂咸宜園で教授を取る傍ら、長州の尊王活動に関わり、明治期には政府に出仕した。明治5年（1872）に文部少丞に任じられると、教育制度の樹立に取り組み、「学制」制定に尽力した。

この学制の発布後、日本全国に小学校が創立されるようになり、日田では明治6年（1873）2月咸宜園の中に堀田学校が設置される。しかし、当時の学校の建設や授業料などはすべて地元負担であったため、堀田学校は永続せずに豆田と隈に分けて新たに学校がつくられることとなった。さらに明治13年（1880）には、日田県庁跡地（現、月隈公園）に中学校（日田教英中学）が開校し、こうした学校の増加は、咸宜園の塾生減少とそれにとまらぬ運営状況の悪化を招くこととなる。

こうした中、最後の塾主である勝屋明浜は、塾生獲得や塾生のやる気向上のため、月旦評の等級に応じた冠や徽章の服装を決め、授業数を増やすなど手を尽くしたが、塾生の減少は止まらず、経営が立ち行かなくなったため、明治30年（1897）9月、約80年の歴史に幕を閉じた。

第3章 史跡咸宜園跡の概要

第1節 沿革

(1) 史跡指定までの経過

咸宜園は、明治30年（1897）の閉塾以降、土地の所有者である廣瀬家の元で管理が行われたものと考えられる。そうした中、明治40年（1907）に日田郡立工業徒弟学校が、続く明治45年（1912）には日田漆器株式会社が設立されるなどして、咸宜園の敷地は改変が行われた。その後、大正2年（1913）に淡窓先生頌徳祭（生誕130年祭）が執り行われた際、記念図書館建設の気運が高まり、大正5年（1916）講堂・東塾跡に日田郡教育会立の淡窓図書館・講堂・書庫が建設されるなどした後、昭和7年（1932）に咸宜園跡は国指定史跡に指定された。

①文化財の指定

名 称： 咸宜園跡

所 在 地： 指定時）大分県日田郡日田町大字南豆田字中城94番, 99番1～4,
100番1（東家側）296番, 297番1（西家側）

現 在）大分県日田市淡窓2丁目99-1, 94-3, 100-1, 100-2（東家側）
296-1, 296-2（西家側）

指定面積： 6,647.85㎡（東家側：5,519.80㎡ 西家側：1,128.25㎡）

指定年月日：昭和7年7月23日【文部省告示第191号】

指定基準： 四. 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

解 説 文： 文化十四年廣瀬淡窓私塾ヲ開キ子弟ヲ教養セシ以來旭莊青村林外相續シテ帷ヲ下シタル所ナリ縣道ヲ挾ミテ西側ナル舊郡役所所在地域内ニハモト考槃樓西塾等ヲ置キ東側ナル淡窓図書館所在地域ニハモト秋風庵、心遠處、遠思樓、東塾、講堂等ヲ置キ総シテ咸宜園ト稱セリ今舊時ノ遺構ヲ徴スベキモノハ秋風庵及書庫ノ二棟トス 庵ハ東西八間半、南北三間半、草葺二階建ナリ天明元年淡窓ノ伯父日花ノ建テタルモノニシテ後長春庵、春風園東家、和肅堂等ト改稱セシモ今初名ニ復シ秋風庵ト稱ス安政三年淡窓此庵ニ歿ス書庫ハ瓦葺二階建土藏造ナリ庵及書庫ノ外主要建物遺存セスト雖モ敷地ノ境界明カニ尚旧規ノ見ルヘキモノナリ

（指定基準と解説文については、文化庁HP国指定文化財等データベースより参照）

なお、指定告示に記載されている地番と昭和27年7月時点の登記簿（登記簿上では、100-1, **100-2**, 99, 94番の4筆が指定地番）が異なっている。（註：指定時の100-2番は、99番と合筆するなどしており、現在の100-2番とは位置が異なっていたと考えられる。第3章第1節(3)表3-2参照）

指定告示の住所と登記簿上の住所が合致するのは、昭和9年（1934）に合筆・分筆した後であり、指定時の住所はこれを基準にしている可能性がある。また、東側の指定地南側の一部（94-2, 94-3）は昭和9年以降、道路となっている可能性がある。

②管理団体指定

史跡の適切な管理を行うため、文化庁告示第八号（平成5年8月3日付）で日田市が史跡咸宜園跡の管理団体として指定された。

○文化庁告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第七十一条の二第一項の規定により、史跡咸宜園跡（昭和七年文部省告示第百九十一号）の管理団体として日田市（大分県）を指定する。

平成五年八月三日
文化庁長官 内田 弘保

③史跡調査報告書

史跡咸宜園跡については、指定の説明文は残ってはいないが、指定後の昭和10年(1935)に文部省が行った史跡調査報告(第7集)が刊行されている。

以下にその全文を掲載する。

史蹟調査報告 第七輯 文部省

昭和十年三月二十日印刷 昭和十年三月廿五日發行

大分縣日田郡日田町大字豆田字中城にあり、即ち宜園の趾は今道路を挟みて、二ヶ所に分れ、道の西側なる二九六番及二九七番ノ一なる縣有地約三百四十坪の一廓には、宜園當時の遺物としては井戸を存するのみであるが、此地域には元と、考槃樓、西塾、南塾の建物を存し、東側なる九四番、九九番ノ一、二、三、四及百番ノ一、合せて六筆約千六百十坪なる廣瀨正雄所有地の一廓には、同じく當時の遺物として、秋風庵、倉庫、井戸等を存してゐる、而して此地域には元秋風庵の他心遠處、遠思樓、東塾講堂〔最初の東塾〕の建物があつた、即ちその跡地には近年淡窓圖書館を設けて紀念としてゐる。此兩敷地にありし諸建物を合せて咸宜園と總稱したのである。而して宜園は日田の人廣瀨淡窓が開きたる私塾である。

宜園建物數棟中、今日に遺存せるは、只秋風庵及倉庫とであるが、然し東西に分れてあつた敷地は幸ひ今にその境界明らかに、略々完全に遺されてゐる。

東側秋風庵所在の、廣瀨家所有に屬する一廓は、北西の一部町立日田工業學校の敷地の侵すところとなつて、多少變更を來せるも、その他は道路並溝及立木等によつて境し、且つ東方の一面は、土地の高低によつて一目その舊境界を識別する事が出来る。此地域内に存する、宜園當時の唯一の遺構たる、秋風庵は淡窓の伯父月化〔貞高通稱平八〕の建てたもので、敷地の南隅に、昔のまゝなる位置に庭と植込とを保ち、今は淡窓圖書館の附屬として、管理者の宿舍に充てられてゐる。庵は、東西八間半、南北三間半、草葺二階建、階下五間、階上三間、北側葺き下しの爲、その一面の外観は平家造の如くに見える月化の秋風庵記に、

雪中庵の三世なる空摩居士より、あかあかと日はつれなくもとある、すゝき一むらあしらへる、芭蕉の翁の自畫賛軸、はた其句によりて、いほりにもゑほしきせて、秋風と呼まほしと、庵の記綴りて贈らる。との事より、秋風庵と號し、淡窓の父桃秋住みて老を養ふに當り、長春庵と改め、更らに淡窓講讀起臥の所となるや春秋園と云ひ、又考槃樓を西家と稱するに對し東家と呼んでゐる。林外の時和肅堂と稱し、今又舊に復して秋風庵と呼んでゐる。而して淡窓と秋風庵との關係は甚だ深い。その著懷舊樓筆記〔文化十二年十二月二十八日の〕に、

余幼クシテ伯父母ニ養ハレ庵中〔秋風庵〕ニアルコト五年ナリ云々
と而して淡窓が此庵の近くに塾を設くるに至つた次第は、上引懷舊樓筆記のつゞきに、
故ニ其傍ニト居シテ伯父母ノ膝下ニ趨陪看待シテ以テ幼時養育ノ萬一ヲ報セントス
と述べてゐる。而して翌々文化十四年正月、塾舎新築の工事の進むに及んで、此庵に

來り或は下道の僑居にあり往復して此庵にて業を講ぜり、その後文政三年四月の頃塾生増加して、西塾狭く收容し能はざりしを以て、内十二人を此の庵樓上に置きたることあり、事宜に使用別に一定せず、これ尙その父君の居住せられしに由るのである。故に父桃秋の死後に及び、こゝに常住し且つその庵號を改めたのである。

即ち懷舊樓筆記〔天保七年四月二十四日〕にその顛末を記して

予梅花塢ヨリ東家〔即秋風庵〕ニ移リ住セシハ大昨年ノ冬ナリ、然レトモ謙吉家ニ在リ、予ハ隱居ヲ以テ自ラ居レリ。此節ニ至リ再ビ東西家ノ主人トナリ、又學生ノ師トナレリ。此頃ヨリ長春菴ヲ改メテ春秋園トス、其故ハ、菴ノ始メテ作りシハ伯父ナリ。秋風菴ト號スル四十年ナリ、先考改メテ長春菴トシ玉ヒシヨリ、又十餘年ナリ、予ニ父ニ繼クヲ以テ、其名ヲ並存センコトヲ欲スルナリ、此レコノ篇春秋再出ヲ以テ稱スル所以ナリ

淡窓此の庵中に起居する事約二十三年、安政三年十一月朔日七十五の長壽を以てこゝに歿したのである。而して元と此の敷地内にあつた、宜園當時の建物は、多く維新後撤廢せられたものであるが、内遠思樓の建物は今同町春日町加隈氏邸内に移されてゐる。

西側なる縣有地に屬する敷地は、元酢屋勘助所有畑地なりしを淡窓買受け文政十四年始めて桂林園の舊建物を移し、所謂咸宜園の基礎を定められたところである。今此地域内には、舊郡役所の建造物を存し、又宜園當時の遺物としては、文政三年開鑿した井戸が遺されてゐるのみであるが、元の敷地の區劃は東側の分と同様、道路溝等によつて略々明らかにされ、唯東、縣道に面せる部分は、今街路樹として殘されてゐる部分迄、その敷地であつたと謂はれてゐる。即ち縣道擴張の爲に、舊地域より約六尺通り縮小された次第である。尙敷地内にある井戸は現用されてゐるが、此井戸は、懷舊樓筆記〔文政三年十一月七日の條〕に、

人ヲヤトウテ井ヲ鑿ツ、是ヨリ數旬ニシテ始メテ就レリ、今西塾ニアル所井是ナリ

その後又記して曰、是ヨリ先已ニ井ヲ鑿チタリ工人利ヲ貪リ、カヲ用フルコト省略セリ、故ニ今夏梅雨ノ時、石垣ノ石拔落チテ、井遂ニウツモレタリ、故ニ二度之ヲ鑿テリ、前後ノ費用多シ、事ハ始メヲ慎マスンバアルベカラズと云ふ由緒付のものである。

淡窓姓は廣瀨名は簡（後建と改む）通稱は求馬、その私塾を開き子弟教養の任に當つたのは文化の初年で同十四年今の地に塾舎を建て咸宜園と稱し、爾來舎弟旭莊、養子青村義孫林外代々塾を主裁し、四代五十年、幾多の人材を養成私塾として廣く海内に其名を知られ、天下に指折り數へられたのであつた、宜園に淡窓が名を慕ひて集るもの盛なりし時は在塾舎百人を越え窓をして「其盛ナルコト他塾ニコエタリ、是世上文學ノ運一變スルノ始マリナリ」との語を洩さしめたのであつた、即ち此塾に學ぶ者鎮西諸國人は勿論、遠くは青森方面より來れる者あり。生國を異にするもの六十四、其數通計四千六百十七人、入門の名簿今に存して明らかである。

而して此塾に學びし者で幕末より明治・大正に互り社會に活躍名を擧げたものも尠くない。長州の大村益次郎もこゝに學んだ一人であり、高野長英・平野五岳も亦こゝに學び、長三州。故男爵横田國臣、松田道之、朝吹英二、秋月新太郎、龜谷省軒、谷

口藍田、赤松連城等の諸氏も又こゝの出身で、伯爵清浦奎吾氏の如きは、その門人として生存せる一人である。

淡窓は此の私塾開業子弟教導の功によつて、早く天保十三年苗子帯刀を許され、又大正四年には、文化風教を裨益した功勞を認められ、正五位を贈られてゐる。

咸宜園の開かれてより今に百四十餘年、當初の建造物の多くは除かれ其舊狀を變じたる點あるも、その地域は幸よく保存され、宜園當初の建造物の一として、秋風庵及倉庫並井戸の今に存し、舊規の見るべきものあり。尙四塾主の遺書遺品及門人名簿等、宜園活躍狀況を見るべき多くの資料の傳はるあり。郷學の著名なる遺址として保存要目史蹟の部第五によつて、昭和七年七月史蹟として指定せられた次第である。

※史跡名勝天然記念物保存要目（抄）〔大正9年（1920）1月28日〕には、史蹟ノ部 五.は、聖廟、郷学、藩学、文庫または是等の跡其の他教育学芸に關係深き史跡となつてゐることから、昭和10年（1935）の史跡調査報告第7集では、指定基準は五.となつてゐると考えられる。

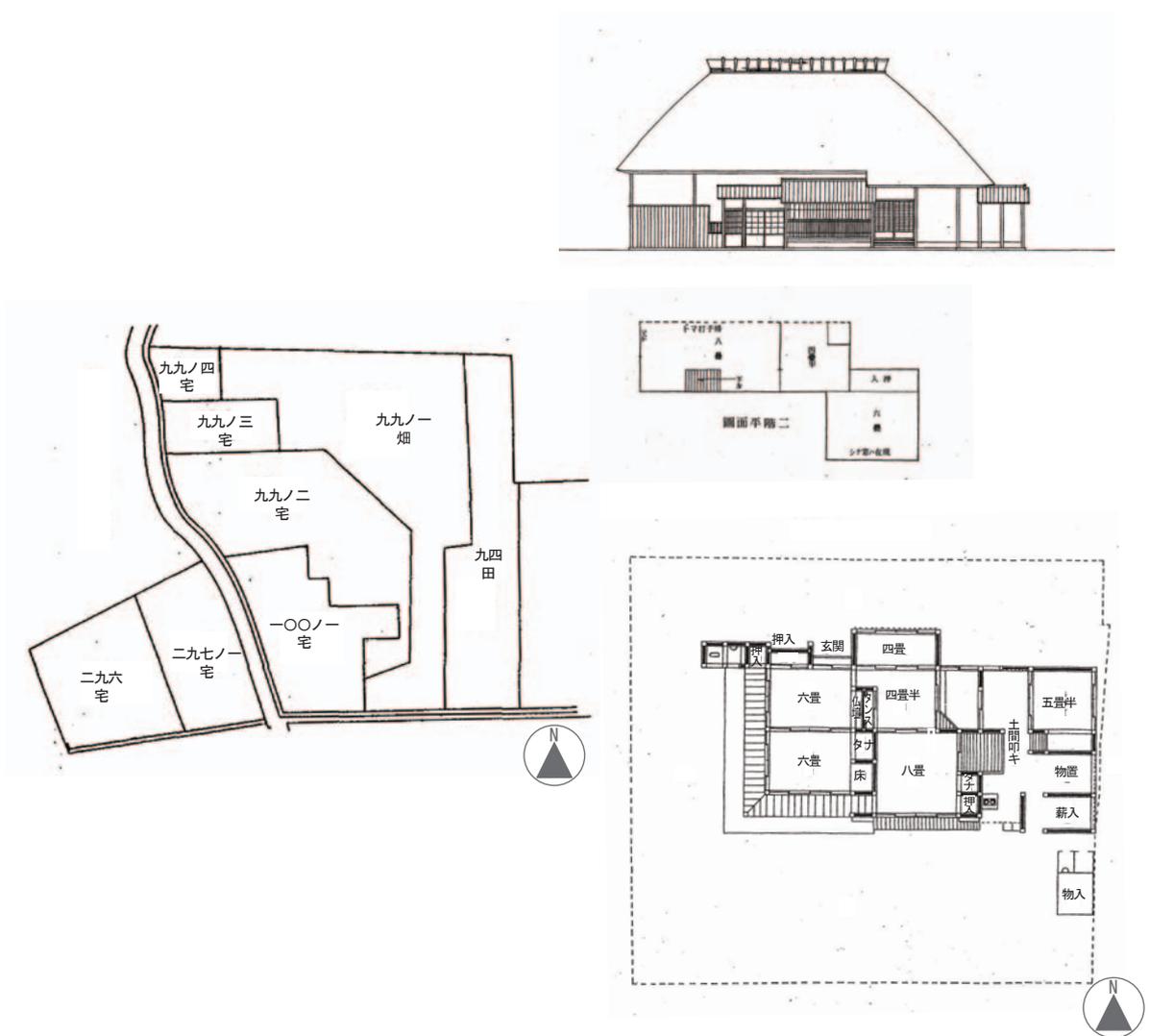
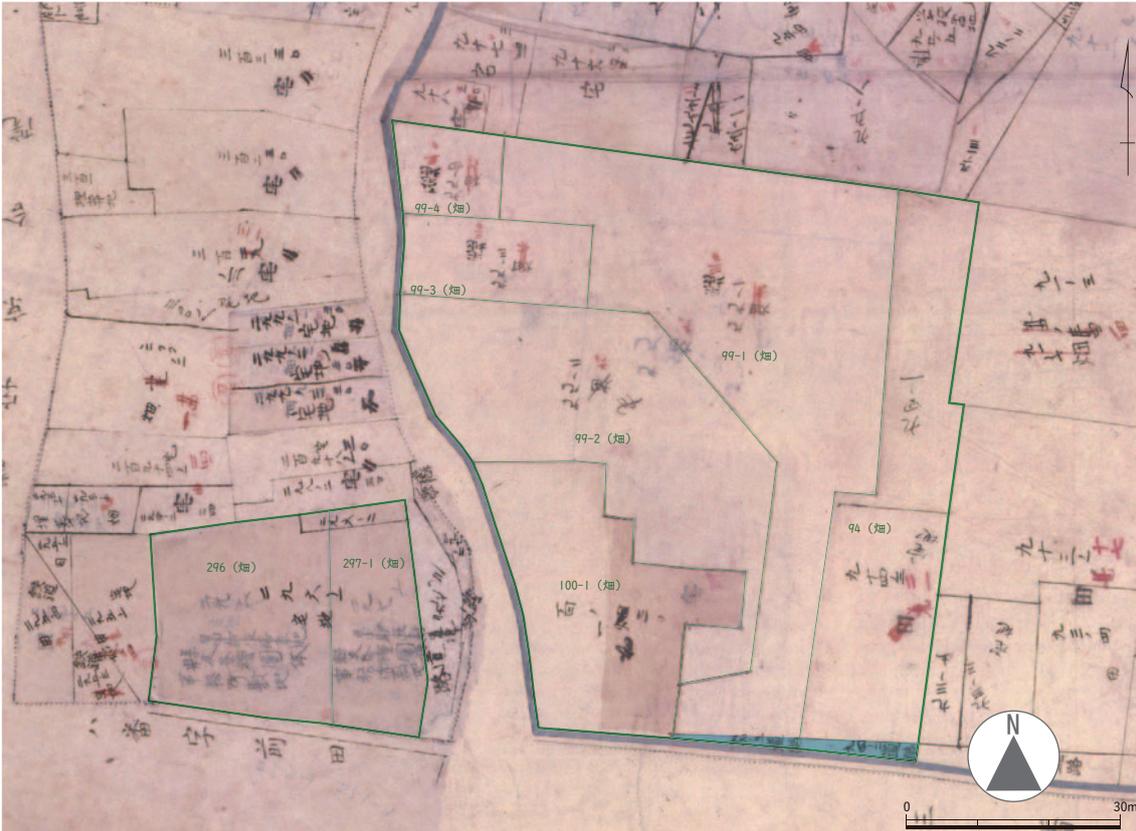
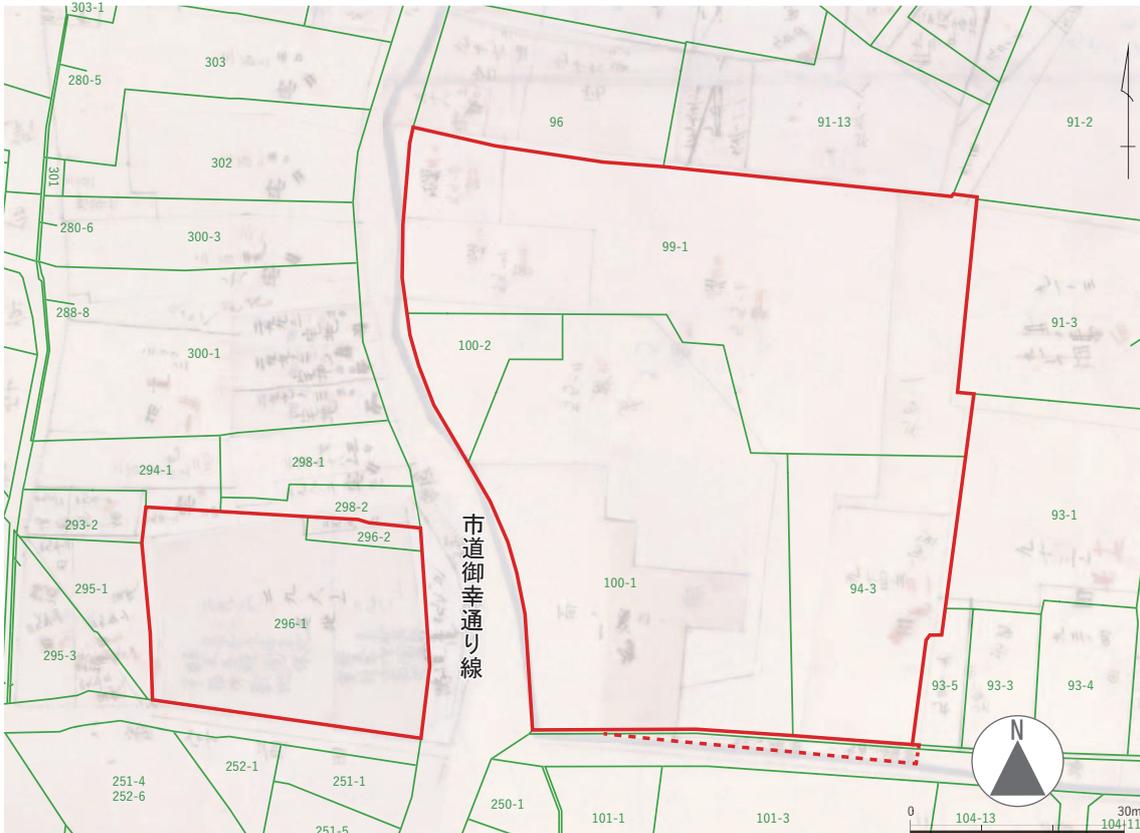


図3-1 咸宜園跡地籍図(左)と秋風庵図面(右)



史跡指定範囲
 道路分筆範囲（現地確認不能地）

図3-2 指定当時の公図（旧土地台帳付属地図）



史跡指定範囲
 道路分筆範囲（現地確認不能地）

図3-3 現況の地籍図

(2) 史跡指定後の経過

史跡咸宜園跡の指定後から西家側の公有化までの経過は以下のとおり。

表 3-1 史跡指定後の経過

年号 (西暦)	内 容
昭和 7年 (1932)	国史跡指定
昭和11年 (1936)	産業会館を建設
昭和24年 (1949)	秋風庵修理
昭和27年 (1952)	柔剣道場を建設
昭和28年 (1953)	遠思楼を市内中城町から咸宜園跡に移転
昭和35年 (1960)	初代淡窓図書館改修
昭和38年 (1963)	秋風庵修理
昭和42年 (1967)	東家西側の土塀を復旧
昭和48年 (1973)	柔剣道場を解体、2代淡窓図書館建設
昭和49年 (1974)	書蔵庫、井戸屋根修理
昭和50年 (1975)	大分県地方事務所を解体
昭和51年 (1976)	労働金庫を建設
平成元年 (1989)	史跡指定地内にあった市立淡窓図書館が移転
平成 4年 (1992)	「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」策定、 発掘調査開始 (～平成15年度)
平成 5年 (1993)	秋風庵保存修理工事 (～平成8年度)
平成 8年 (1996)	遠思楼保存修理工事 (～平成12年度)
平成 9年 (1997)	史跡地内公有化に着手、井戸屋根復元修理工事
平成10年 (1998)	風呂・便所棟復元修理工事
平成13年 (2001)	史跡東側の公有化が完了
平成14年 (2002)	東塾跡遺構確認
平成17年 (2005)	東家西側の土塀を復旧
平成19年 (2007)	書蔵庫保存修理工事 (～平成21年度)
平成21年 (2009)	史跡地内の環境整備工事 (～平成26年度)
平成22年 (2010)	秋風庵屋根・壁、井戸屋形屋根修理工事、 東塾跡建物復元実施設計に伴う遺構確認調査
同年	咸宜園教育研究センター開館
平成25年 (2013)	東塾、招隠洞・梅花塙、井戸・石組水路跡の平面復元、 講堂の平面表示
平成27年 (2015)	日本遺産認定
平成29年 (2017)	史跡西側の公有化が完了

(3) 土地・建物の利用状況と変遷

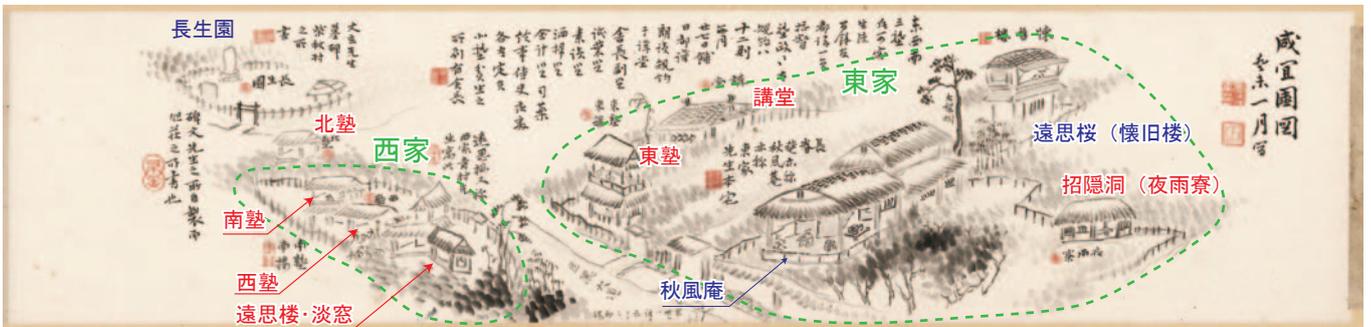
土地・建物の利用状況については、塾主の日記などの文献資料のほか、土地の利用状況については登記簿によって変遷を追うことができる。また、建物の配置については、明治16年（1883）と大正2年（1913）に描かれた絵図によって確認することができる。

東家側

淡窓が伯父月化の居宅であった秋風庵の隣接地に、自らの居宅と塾舎を設けたことに始まり、塾生が増えるに従い必要な建物を建て増していった。文献資料によると、講堂（1821年）、東塾（1824年）、梅花塙（1830年）、招隠洞（1832年）、南塾（1847年）、遠思楼（1849年）がそれぞれ建てられている。

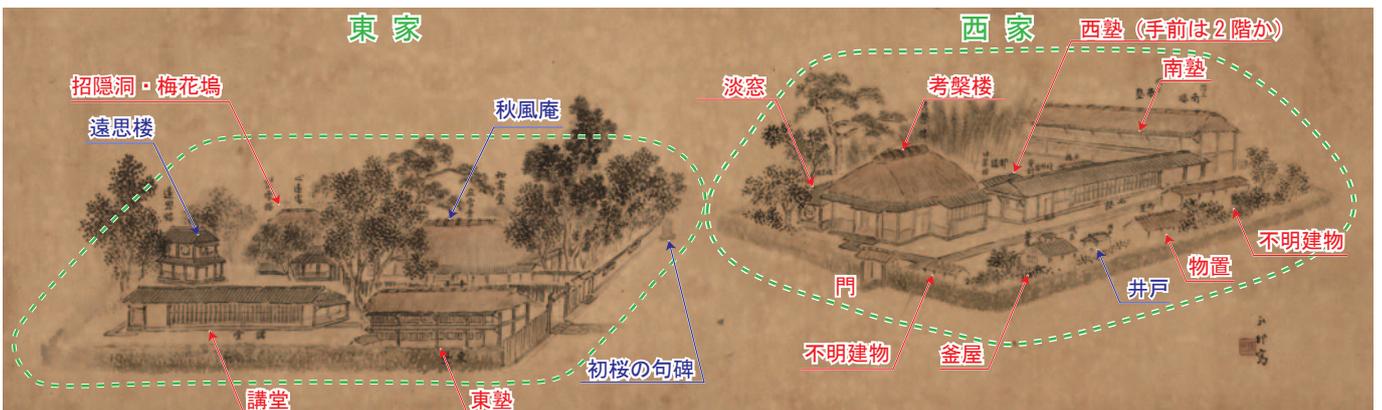
明治期になり、咸宜園は断続的に維持されていくが、明治23年（1897）には咸宜園の蔵書類の散逸を危惧した門下生有志らにより、秋風庵隣接地に書蔵庫が建設された。この際に東塾は売却され、その利益が書蔵庫建設に充てられたことが書蔵庫棟札に残されている。また、これ以前に、遠思楼は明治7年（1874）に中城町へ移築され、招隠洞・梅花塙も書蔵庫建設以前には失われていた。講堂は豆田尋常小学校の仮校舎として利用された後、破却されたものと考えられる。明治末から大正期にかけて、指定地東側の北半分には、日田郡立工業徒弟学校から日田漆器株式会社に繋がる建物が建築された。その南に大正5年（1915）に日田郡立の淡窓図書館が建設され、昭和35年（1960）に改築、平成元年に市内上城内町に移転するまで咸宜園跡に存在していた。

歴史的建造物としては、秋風庵が現存している。遠思楼は昭和29年（1954）に中城町から史跡地内へ戻され、平成8年、10～12年度に保存修理工事が行われた。また、秋風庵付属の風呂・井戸・洗い場の地下遺構が確認され、上屋部分の復元工事も行われた。



※青字：現存物、赤字：現存しない物件、緑字：塾範囲

図 3-4 咸宜園絵図（明治16年）小栗布岳画※善教寺蔵



※青字：現存建物、赤字：現存しない建物、緑字：塾範囲

図 3-5 咸宜園絵図（大正2年）長岡永邨画

※公益財団法人廣瀬資料館蔵

表 3-2 東家側土地利用変遷図

史跡咸宜園跡東家土地の変遷

年	月日	項目	地番 地目 所有者 (地籍 (㎡) 【尺貫法表示】)										登記沿革	備考 ●太字建物推移		
			筆番 (日田市淡窓2丁目) ※網掛けは現在の地番													
			100-1	99-2	100-2	99-1	99-5	99-4	99-3	94-1	94-3	94-2				
明治28年	2月28日	登記	100-1 群村宅地 廣瀬甫 (2378.05) 【2反6畝12歩】			99 畑 廣瀬甫 (1447.93) 【1反4畝18歩】								●秋風庵 (登記有) ●風呂便所棟 ●書蔵庫 (明治23年建築・東塾売却解体) 登記有		
明治32年	6月6日	売買							94 田 廣瀬七三郎 (981.81) 【9畝27歩】					●講堂解体か (明治30年頃)		
明治37年	5月13日	売買	100-1 群村宅地 廣瀬七三郎 (2618.18) 【2反6畝12歩】			99 畑 廣瀬七三郎 (1447.93) 【1反4畝18歩】										
明治40年	10月25日	錯誤	100-1 群村宅地 廣瀬七三郎 (750.41) 【7畝17歩】	100-2 畑 廣瀬七三郎 (1867.77) 【1反8畝25歩】						94 田 廣瀬七三郎 (985.12) 【9畝28歩】			錯誤地籍修正 (分筆) 土地台帳 明治39年3月22日			
明治40年	10月31日	相続	100-1 群村宅地 廣瀬貞治 (750.41) 【7畝17歩】	100-2 群村宅地 廣瀬貞治 (750.41) 【7畝17歩】			99 畑 廣瀬貞治 (1447.93) 【1反4畝18歩】			94 田 廣瀬貞治 (985.12) 【9畝28歩】			錯誤地籍修正			
明治43年	4月14日	換地	100-1 畑 廣瀬七三郎 (1937.19) 【1反9畝16歩】												●明治45年頃 日田郡立工芸学校・日田シッキ会社 建設 (店舗及び倉庫) ※以後多少増改築するも詳細不明	
大正5年	4月1日	建築												●図書館・講堂・書庫建設 (日田郡教育会運営)		
大正11年	10月31日	移設												●稻荷社田島町より移す (廣瀬家所有)		
昭和7年	7月23日	指定												・文部省告示第191号 (94、99-1・-4、100-1) ・文部省史跡調査報告第7編昭和10年3月25日 (94、99-1・-2・-3・-4、100-1)		
昭和9年	6月7日	合筆				99-1 畑 廣瀬貞治 (3385.12) 【3反4畝4歩】						99-1・100-2合筆 土地台帳 大正6年11月30日原因				
昭和9年	6月7日	分筆	99-2 畑 廣瀬貞治 (1388.42) 【1反4畝】			99-1 畑 廣瀬貞治 (1996.69) 【2反4歩】						99-1・2と分筆 土地台帳 大正6年11月30日原因				
昭和9年	6月7日	分筆				99-1 畑 廣瀬貞治 (1395.04) 【1反4畝26歩】			99-4 畑 廣瀬貞治 (142.14) 【1畝13歩】			99-3 畑 廣瀬貞治 (1395.04) 【3畝25歩】			99-1・3・4と分筆 土地台帳 大正6年11月30日原因	
昭和9年	6月7日	地目変更	99-2 宅地 廣瀬貞治 (1389.38) 【420.29坪】						99-4 宅地 廣瀬貞治 (142.54) 【43.12坪】			99-3 宅地 廣瀬貞治 (382.67) 【115.76坪】			99-1・2と分筆 土地台帳 昭和6年3月原因	
昭和9年	6月7日	分筆				99-1 畑 廣瀬貞治 (1471.07) 【1反4畝25歩】			99-5 畑 廣瀬貞治 (3.3) 【1歩】						99-1・99-5分筆 土地台帳 昭和9年2月10日原因	
昭和9年	6月7日	分筆							99-5 畑 廣瀬正雄 (3.3) 【1歩】							
昭和9年	6月7日	譲与							99-5 公衆用道路 内務省 (3.3) ※現地確不能地						94-2 公衆用道路 廣瀬貞治 (13) 【4歩】 94-2 公衆用道路 廣瀬正雄 (13) 【4歩】 94-2 公衆用道路 内務省 (13) 【4歩】 ※現地確不能地	
昭和16年	4月1日	建築										94-1 田 廣瀬貞治 (971.9) 【9畝24歩】			94-1・2分筆 土地台帳 94-2道路につき除却? 昭和9年6月13日原因	
昭和17年	8月21日	分筆										94-1 田 廣瀬貞治 (409.91) 【4畝4歩】			94-1・3分筆	
昭和17年	9月22日	地目変更										94-3 田 廣瀬貞治 (561.98) 【5畝20歩】				
昭和25年	10月17日	地目変更										94-3 宅地 廣瀬貞治 (563.70) 【170.52坪】				
昭和27年	-	建築										94-1 宅地 廣瀬貞雄 (409.91) 【124坪】			●柔剣道場建設	
昭和28年	-	移設													●遠思楼 (招福洞位置へ中城町から再築)	
昭和35年	12月1日	建築													●市立図書館新築 (7月取壊)	
昭和41年	4月1日	地目変換	100-1 宅地 廣瀬貞治 (750.41) 【227坪】												●94-3に木造平屋建物多数登記有	
昭和48年	5月9日	建築													●柔剣道場取壊 ●図書館書蔵庫新築	
昭和48年	10月11日	相続										94-3 宅地 廣瀬正雄 (563.70) 【170.52坪】			→正雄	
昭和48年	10月11日	交換										94-3 宅地 土地開発公社 (563.70) 【170.52坪】			→土地開発公社	
昭和50年	3月31日	売買										94-3 宅地 日田市 (563.70)			→日田市	
昭和50年	6月23日	錯誤	100-1 宅地 廣瀬貞治 (2378.05)			99-1 宅地 廣瀬貞治 (2284.06) ●-----●			99-1 宅地 廣瀬貞治 (2284.06)			94-3 宅地 日田市 (854.29)			国土調査成果 99-1・3・4・94-1合筆	
昭和56年	8月3日	相続				99-1 宅地 廣瀬正雄 (2284.06) ●-----●			99-1 宅地 廣瀬正雄 (2284.06)						→正雄	
昭和53年	-	建設													●廣瀬正雄氏胸像建設	
平成2年	12月25日	相続	100-1 宅地 廣瀬貞雄 (2378.05)												貞治→貞雄	
平成4年	8月21日	錯誤	100-1 宅地 廣瀬貞雄 (2347.61)			99-1 宅地 廣瀬正雄 (2314.34)			99-1 宅地 廣瀬正雄 (2314.34)			94-3 宅地 日田市 (857.86)			国土調査成果	
平成9年	-	修理													●秋風庵 (解体修理) 平成6年2月~ ●井戸屋形 (復元修理)	
平成10年	1月20日	分筆	100-1 宅地 廣瀬貞雄 (2111.26)												100-1・2分筆	
平成10年	2月17日	売買				100-2 宅地 廣瀬貞雄 (236.34)									→日田市 ●風呂便所棟 (復元修理)	
平成12年	-	移築	100-1 宅地 日田市 (2111.26)												●遠思楼解体修理 (平成8年解体、平成11年~復元再築)	
平成14年	3月14日	売買				100-2 宅地 日田市 (236.34)			99-1 宅地 日田市 (2314.34) ●-----●						→日田市	
平成21年	10月	移設													●書蔵庫移設 (曳屋修理) (平成19年10月~)	

1反=10畝 (300坪)、1畝=30歩、1歩=1坪 ※宅地は全て坪、それ以外は反畝歩
1反=991.735537㎡ 1畝=99.1735537㎡ 1歩=3.305785㎡

西家側

咸宜園は前身となる桂林園から移転することで開塾するが、その移転先は新たに取得した土地である西家であった。廣瀬淡窓が桂林園から塾を移転するにあたって、文化13年（1816）以前に伯父月化の居宅（現在の秋風庵）の西側にある元酢屋勘助所有の畑地を新たに買い求めたもので、確認されうる最も古い記録では296番と297番の2筆（7畝4歩、6畝11歩）に分かれていた。

建物としては、文化14年（1817）2月に居宅と西塾を約2か月かけて新築している。その後、文政9年（1826）には東南隅に約1か月かけてのちに淡窓（絵図では吹万洞）と呼ぶ書齋2畳を居宅（考槃楼）に追加している。

塾の建造物に関しては、文化14年に桂林園を解体移築している（絵図にある「西塾」か）。また、弘化4年（1847）には1か月半程の期間を経て新塾を建築しており、絵図等に見られる南塾にあたるものと思われる。さらに、明治4年（1871）には第4代塾主廣瀬林外が1600両余りを借用して塾の大改修を行っており、その際に大きく姿を変えた可能性があるものの詳細は不明である。

居宅と西塾以外には、当初は西塾に連なっていた釜屋（炊屋）を文政6年（1823）に土蔵として改築し、さらに火事への懸念から文政11年（1828）に独立して再築したと思われる。現在も残る井戸は文政2年（1819）に4か月かけて掘られ、石積崩落により文政3年（1820）には6か月かけて再築されている。また、通路である石畳は文政2年に修理され、門は天保10年（1839）に設置されている。

表 3-3 西家側土地利用変遷図 史跡咸宜園跡西家土地の変遷

年	月日	項目	地番 地目 所有者 (地籍 (㎡) 【尺貫法表示】)					登記沿革	備考		
			筆番 (日田市淡窓2丁目)								
			296-2	296-3	296-1	297-1	297-2	297-3			
明治7年?	-	-	296 田 草野忠衛門外4人所有						昭和51年管理報告では草野忠衛門外4人所有とあり		
明治22年	5月7日	譲與	296 郡役所敷地 日田郡共有地 (704.44) 【7畝4歩】		297 郡役所敷地 同左 (631.4) 【6畝11歩】			宅地変換 (田→)	小倉左文 日田群長により庁舎新築 (郡会議事堂「鍾秀館」も新築)		
大正12年	5月9日	帰属	296 郡役所敷地 大分県 (730.58) 【7畝11歩】		297 郡役所敷地 同左 (631.4) 【6畝11歩】			明治28年地目換地地籍修正	大正15年郡制廃止 →郡庁舎は郡農会・牛馬連合・養蚕組合・木炭組合等の日田勸業会が入る。		
昭和5年	7月28日	贈与			297-1 同左 (476.03) 【4畝24歩】	297-2 道路 内務省 (42) 【13歩】	297-3 道路 内務省 (112) 【1畝4歩】	分筆	内務省により分筆 (297-2・3) し、東家側の境界部154㎡程が道路となる。 ・文部省告示第191号 (296, 297-1)		
昭和7年	7月23日	指定									
昭和10年	9月20日	払下	296 各種団体事務所敷地 日田郡農会・日田郡養蚕業組合 (730.58) 【7畝11歩】		297-1 同左 (476.03) 【4畝24歩】			地目変更	昭和11年4月日田産業会館新築 (「鍾秀館」は日田町役場 (明治34年発足) 日田市役所 (昭和15年発足) の庁舎として利用のため移築 (南豆田千隼) したと考えられる。)		
昭和18年	11月29日	贈与	296 各種団体事務所敷地 日田市 (1/2) ・大山村 (1/2) (730.58) 【7畝11歩】		297-1 同左 (476.03) 【4畝24歩】						
昭和31年	10月2日	合筆	296 宅地 日田市 (1/2) ・大山村 (1/2) (1206.61) 【365坪】								
昭和38年	2月21日	贈与	296 宅地 日田郡養蚕販売農業協組 (1/3) 日田畜産農業協組 (1/3) 大山村農業協組 (1/3) (1206.61) 【365坪】					地目変更	昭和51年管理報告では建物そのままにて県から市に払下げとある		
昭和39年	2月14日	-									
昭和41年	9月13日	売買	296 宅地 日田市 (1206.61) 【365坪】								
昭和41年	12月2日	分筆	296-2 宅地 日田市 (55.42)	296-1 宅地 日田市 (1151.19)				分筆			
昭和43年	3月24日	売買	296-2 宅地 日田市 (50.47)	296-1 宅地 日田地区生活協組 (1087.10)				錯誤 国土調査	地積訂正S50.6.23		
昭和51年	3月22日	分筆		296-1 宅地 日田地区生活協組 (95.26)	296-3 宅地 日田地区生活協同組合 (991.84)			分筆	昭和50年6月日田産業会館建物取り壊し		
昭和51年	3月26日	売買			296-3 宅地 大分県労働金庫 (991.84)				昭和51年大分県労働金庫と日田地区労働組合が建物建設		
平成4年	8月25日	合筆	296-2 宅地 日田市 (53.8)	296-1 宅地 大分県労働金庫 (1074.25)					地積訂正S48.25		
平成15年	10月11日	合併		296-1 宅地 九州労働金庫 (1074.25)				合筆 国土調査 錯誤			
平成28年	9月29日	売買		296-1 宅地 日田市 (1074.25)			平成18年閉鎖	市土地公有化、建物解体 (平成28年11月28日)			

1反=991.735537㎡ 1畝=99.173553㎡ 1歩=3.305785㎡
1反=10畝(300坪)、1畝=30歩、1歩=1坪 ※宅地は全て坪、それ以外は反畝歩

表 3-4 建造物変遷図

区分	出来事		1871淡窓生誕	1817開塾	1821東塾	旭莊塾主	1856淡窓没	青部・林外塾主	1874林外没	1889郡役所	1897咸宜園開塾	1912工芸学校	1932史跡指定	1953遠思楼移築	1976労働金庫	保存修理	日田市公有化		
	名称		1780年代～	1810年代	1820年代	1830年代	1840年代	1850年代	1860年代	1870年代	1880年代～	1890年代～	1910年代～	1930年代～	1950年代	1970年代～	1990年代～	2010年代	
西家	居宅（考築）	1階		1817 考築	玄關改築														
		2階		1817 飛鴻楼→遠思楼	旭莊 夕佳楼追加														
		付属屋			1826 淡窓	吹万洞													
	西塾	1階		1817	1823 竈処改築	1830 竈処8畳間													
		2階																	
		付属屋？																	
		厠		1817	1821 解体再築														
		釜屋		1817	1823土蔵造 1828改築														
		風呂（釜屋附属屋）																	
		井戸		1819	1820再築														
		物置																	
		井戸西奥脇建物																	
		門脇建物																	
		石畳		1819															
	門				1839														
	南塾					1847													
近現代構築物	日田郡役所									1889									
近現代構築物	日田郡産業会館												1936						
近現代構築物	大分県労働金庫														1976				
東家	居宅 （秋風庵等） ※月化別荘	秋風庵 1階	1781 秋風庵		長春庵	春秋園												復原修理	
		秋風庵 2階			東楼														復元修理
		風呂・便所棟																	屋形復原
		井戸・屋形																	
		招隠洞・心遠處					1832 招隠洞												
	書斎	梅花塙					1830 梅花塙	1839 梅花塙合体（人力移設）											
		遠思楼						1849 遠思楼（別名：懐旧楼・苓陽閣・勸農閣）		1873売却（中城町移築）					1953 移築			復原修理 移設	
	講堂	（当初は「東塾」）			1821 東塾	講堂						明治30年頃解体							
	東塾	（当初は「新塾」）			1824 新塾	東塾						明治23年解体							
		書蔵庫																	修理 曳家移設
		土塙等									明治16年以前				1967 毀損復原 途中増改築			2000年代 倒壊復元	
	近現代構築物	日田郡工芸学校 （日田漆器）																	2000年 解体
		図書館・講堂 書蔵庫											1916新築 郡教育会運営			1960～新築 日田市図書	1990代 解体		
		柔道剣道場													1953 建築	1973 解体		2000年 解体	
稻荷社												1922 移設				1998年 廣瀬家移設			

※トーン太字は現在残存する構築物

表 3-5 咸宜園建造物変遷詳細図

咸宜園建造物詳細

名称		絵図		日記	建築・改築年	機能	建物規模		建築期間	
		明治16年	大正2年				絵図規模	日記間取り等		
居宅 (西家)	1階	遠思楼・西家 青村先生寓此	考槃楼	考槃	文化14年 (1817) 建築 天保2~7年 (1831~1836) 改築	塾主の居室・書院	梁間3間半×桁行4間 (推定) 茅葺一部2階建 (推定)	(15畳) 西南隅6畳間 (書院) 玄関3畳→6畳 (天保増築) 西北隅6畳 (納戸) 板間6畳 (炊飯処)	(約2月) 造成3~4日 桂林園解体2日 棟上まで6日 建築1月程度	
	2階			飛鴻楼 (文化14年) 遠思楼 (文化14年) 変更 夕佳楼 (天保年間) 納戸改修	文化14年 (1817) 建築 天保2~7年 (1831~1836) 改築	塾主の居室		(6畳) 東南隅6畳 (飛鴻楼→遠思楼) 北西納戸上板間6畳 (納戸→夕佳楼)		
	付属屋	-	吹万洞	淡窓	文政9年 (1826)	淡窓が拡張した書斎	梁間1間×桁行1間 (推定) 瓦葺平屋建 (推定)	居宅東南隅に追加 2畳 (詳細不明)	(約1月) 詳細不明	
西塾	1階	西塾	西塾	塾 (文化14年) 西塾 (文政3年)	文化14年 (1817) 建築 文政6年 (1823) 竈処畳敷改築 文政13年 (1830) 竈処8畳間	塾舎 寄宿舍 門下生の食堂など	梁間2間×桁行6間半 (推定) 瓦葺平屋建 (推定)	東上六畳間・八畳間・土間・十畳間 (+8畳間) 桂林園と異なり西南隅の突出部は潰して平にする。西塾北西隅竈処は文政6年 (1823) に畳敷改築、文政13年 (1830) に8畳の間となる。	(約2月) 造成3~4日 桂林園解体2日 棟上まで6日 建築1月程度	
	2階		西楼		門下生の居室ほか	(西楼) 4間 (広さ1階と同じ)				
	付属屋?			瓊林館・会計	-	-	会計居室?	2階の別称?	-	-
	付属屋?			冷翠館・都講	-	-	都講居室?	2階の別称?	-	-
	廁	-	-	廁	文化14年 (1817) 建築 文政4年 (1821) 改築	便所	-	桂林園と同様ならば、当初は西塾北西隅に連なっていたか 文政4年廁を解体して再建築。	-	
	釜屋	-	釜屋	炊屋	文化14年 (1817) 建築 文政6年 (1823) 移築 文政11年 (1828) 改築?	門下生の炊事場	梁間2間×桁行2間 (推定) 瓦葺平屋建 (推定)	当初は西塾北西隅に連なっていた 文政6年 (1823) に西塾とは離れた東北側に独立して土蔵造を 建築。この土蔵を文政11年 (1828) に改築 (火事発生により)	不明	
	風呂 (釜屋附属屋)	-	風呂	-	-	-	同上	-	-	
	井戸	-	井戸	井戸	文政2年 (1819) 文政3年 (1820) 再築	-	梁間1間×桁行1間 (推定) 瓦葺平屋建 (推定)	石垣の手抜き工事による崩落を再築	4月 6月 (2度目)	
	物置	-	物置井戸の西隣	-	-	-	梁間1間半×桁行3間 (推定) 茅葺平屋建 (推定)	-	-	
	井戸西奥脇建物	-	-	-	-	-	梁間1間×桁行3間半 (推定) 茅葺平屋建 (推定)	-	-	
	門脇建物	-	-	-	-	-	梁間1間×桁行2間半 (推定) 瓦葺平屋建 (推定)	-	-	
	石畳	-	-	石砌	文政2年 (1819) 修理	-	-	-	-	
	門	-	-	-	文政10年 (1839) 設置	-	-	-	-	
	南塾	南塾・南楼	南塾 (階下) 南楼 (階上)	新塾	弘化4年 (1847) 建築	門下生の寄宿舍?	梁間2間×桁行6間半 (推定) 茅葺2階建 (推定)	-	(約1月半) 造成1日 棟上まで1日 建築1月程度	
	北塾	北塾	-	北塾	文政6年 (1823) 借上	門下生の寄宿舍	-	長兵衛宅間借	-	
居宅 (秋風庵等) ※月化別荘	秋風庵 1階	長春庵・秋風庵・東家・先生本宅	和齋堂	秋風庵 (長春庵、春秋園、和齋堂)	天明元年 (1781) 天明7年 (1787) 増築	元々淡窓の叔父月化の別宅、後に父桃秋の別宅、淡窓居宅	梁間4間×桁行8間半 茅葺一部2階建 (月化・桃秋・淡窓の居宅)	【当初】書院六畳、玄関六畳、茶の間五畳、茶室三畳、土間、炊飯所三畳。	-	
	秋風庵 2階		立雪寮	東楼	淡窓夫婦居室 後に門下生寄宿舍	【当初】茶の間上北六畳、東三畳。				
	風呂・便所棟	-	-	-	-	-	-	-	-	
	井戸・屋形	-	-	-	天明7年 (1781)	-	-	-	-	
	招隠洞・心遠處	夜雨寮	心遠處	招隠洞 (南塙) (心遠處・夜雨寮) (天保3年)	天保3年 (1832) 建築 天保11年 (1839) 合築	淡窓夫婦の居宅	梁間3間×桁行6間 茅葺平屋建	南軒六畳 (心遠處)、東軒二畳 (夜雨寮)、其西三畳、其西土間一畳、合計十二畳。 天保11年に梅花塙と合築	約半月 (11/19~12/4)	
書斎	梅花塙	-	梨雪館 (併設: 梅花塙か)	夜雨寮: 1階 (文政13年) 醒齋: 2階 (文政13年) 北塙 (淡窓・醒齋) (天保3年)	天保元年 (1830) 建築 天保11年 (1839) 移設	淡窓の書斎	梁間1間×桁行2間 瓦葺平屋建	2畳上下2室 (4畳)	約3月	
	遠思楼	懐旧楼	遠思楼	遠思楼 (懐旧楼、芥陽閣、飲農閣)	嘉永2年 (1849) 建築	淡窓の書斎	梁間1.5間×桁行3間 瓦葺2階建	-	約1月 (3/15~4/19)	
講堂	(当初は「東塾」)	講堂	講堂	東塾 講堂 (天保6年)	文化4年 (1821) 建築	門下生講義場所	梁間2間×桁行6間 瓦葺平屋建 (推定)	-	約2月 (12/29~3/5)	
東塾	(当初は「新塾」)	東塾 東楼 (2F)	東塾	新塾 東塾 (天保6年)	文政6年 (1823) 建築	門下生寄宿舍 講義の場	梁間2間×桁行4間 茅葺2階建	-	4月? (11/3~3/17?)	
	(東塾雪隠)	-	名称不明 (東塾雪隠か)	東塾雪隠	-	便所	-	-	-	
	書蔵庫	-	-	-	明治23年 (1890) 建築 昭和49年 (1974) 屋根	閉塾前に門下生が作った蔵書収蔵庫	-	-	-	
	土塙等	-	-	-	-	-	-	-	-	

※トーン太字は現在残存する構築物



図 3-6 咸宜園跡施設変遷図

第2節 史跡咸宜園跡での発掘調査と履歴

(1) 発掘調査と履歴

東家側は、平成4～25年度にかけて17次にわたる調査が行われ、西家側の調査は平成30～令和2年度まで3か年（18～20次調査）かけて行われた。

以下にこれまでの発掘調査の一覧表とその主要成果を挙げる。なお、調査総面積は4,347㎡となった。

表 3-6 発掘調査一覧表

年次	調査年度	事業名・調査要因	調査目的	調査年月日	調査面積 (㎡)	主要成果	文献
1次	平成4年度	咸宜園跡地保存整備事業	遺構確認	平成4年10月1日～平成4年10月30日	217.1		a
2次	平成6年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成6年8月1日～平成7年3月31日	126.2	秋風庵	
3次	平成7年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成8年1月8日～平成8年3月29日	541.5	心遠処遺構	
4次	平成8年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成8年12月3日～平成9年3月31日	216.8	井戸、心遠処遺構	
5次	平成9年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成9年9月10日～平成10年1月27日	313.1	井戸、洗場遺構、東側境界列	
6次	平成10年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成10年9月28日～平成11年2月10日	135.0		
7次	平成11年度	国道212号線電線地中化水道埋設管工事に伴う立会	工事立会	平成10年11月4日～平成11年2月7日	28.4	暗渠、西側境界溝	
8次	平成11年度	日田条里咸宜園地区発掘調査(道路工事受託調査)	緊急発掘	平成11年7月28日～平成11年10月2日	36.1	西側境界溝	
9次	平成11年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成11年7月28日～平成12年2月29日	327.9		
10次	平成14年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成14年5月20日～平成14年8月29日	266.8	竪穴遺構	
11次	平成15年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	平成15年7月2日～平成15年11月25日	1053.0	畑畝状遺構	
12次	平成15年度	市道咸宜線側溝改良工事	工事立会	平成16年2月17日～平成16年2月20日	40.6	南側境界溝	
13次	平成19年度	史跡咸宜園跡記念物保存修理事業	遺構確認	平成19年12月27日～平成20年3月31日	49.0	梅花塙	b
14次	平成21年度	咸宜園教育研究センター建設工事に伴う立会	工事立会	平成22年2月2日～平成22年2月5日	24.1		c
15次	平成22年度	史跡咸宜園跡総合整備活用推進事業「東塾」等復元実施設計に伴う立会	立会調査	平成22年11月18日～平成22年12月27日	30.1	東側境界列	
16次	平成24年度	史跡咸宜園跡保存整備工事に伴う立会	工事立会	平成24年12月26日～平成25年2月25日	118.1	水路状遺構	
17次	平成25年度	史跡咸宜園跡保存整備工事に伴う立会	工事立会	平成26年1月27日～平成26年2月4日	6.4	梅花塙基礎	
18次	平成30年度	史跡咸宜園跡保存整備事業に伴う確認調査(西家側)	遺構確認	平成30年8月21日～平成31年3月25日	436.3		
19次	令和元年度	史跡咸宜園跡保存整備事業に伴う確認調査(西家側)	遺構確認	令和元年8月21日～令和2年3月30日	308.8	土坑	
20次	令和2年度	史跡咸宜園跡保存整備事業に伴う確認調査(西家側)	遺構確認	令和2年12月18日～令和3年3月23日	71.7		
				合計	4347.0		

『史跡咸宜園跡西家の発掘調査成果報告書』2023 日田市教育委員会より

(2) 東家側の調査

東家の発掘調査は、秋風庵等の保存修復工事ならびに史跡の保存整備事業にともない、平成4年から計17回行われている。

調査の結果、現在も残る秋風庵は礎石の痕跡などから、数奇屋造りから、寄棟造りへと大增築された建物であることが分かった。

秋風庵南側の風呂・便所では、河原石で造られた風呂跡と埋桶式の便所遺構を確認した。

秋風庵南側の井戸では、井戸の粹石と平行した洗い場遺構と、南側の敷地外に向かう排水溝が確認された。

秋風庵南東では、3間×5間程度の規模の心遠処遺構（招隠洞）の礎石痕跡が確認された。また、その建物に隣接すると想定される梅花塙は、1間×2間以上の規模の礎石痕が確認された。

秋風庵北西には、井戸跡とそれに隣接した石組の水路状遺構が検出された。

その他、咸宜園東家東端を示すと考えられる小石列や東端を示すと考えられる当該期の井戸跡など塾跡の範囲を復元する痕跡が確認されている。

(3) 西家側の調査

西家の発掘調査は、史跡地内で咸宜園の塾跡や宿舍などの遺構の残存状況を確認するために行ったものの、近・現代の攪乱が著しく、咸宜園時代の建物痕跡を明確に確認することはできなかった。しかし、調査地の北西隅から咸宜園時代のごみ捨て場として利用されていたと考えられる廃棄土坑3基を検出した。このことから、塾や宿舍と考えられる建物は、この場所より東側に位置するものと想定された。このほか、土坑からは入門簿に名前が残る「謙敬」という塾生の名が掘られた砥石が出土しており、入門簿などの史資料と発掘調査の成果が合致する結果となった。このほか、遺構面を形成していると思われる整地層などが確認されている。

参考文献

- a : 『史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書 - 発掘調査編 -』 2005 日田市教育委員会
- b : 『史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書』 2009 日田市教育委員会
- c : 『史跡咸宜園跡保存整備事業報告書』 2016 日田市教育委員会
- d : 『史跡咸宜園跡西家の発掘調査成果報告書』 2023 日田市教育委員会



図 3-7 遺構配置図

第4章 史跡咸宜園跡の本質的価値

第1節 史跡咸宜園跡の特徴

史跡咸宜園跡は塾主の居宅や塾舎跡を含む咸宜園教育の中核であり、咸宜園当時の建築物も一部現存している。第3章第1節(3)から第2節にまとめたとおり、塾舎の多くは失われているが、往時の姿を示す絵図や文献資料から建物が確認でき、それら史料と符合する建築遺構も発掘調査で確認されている。

(1) 咸宜園開塾前の廣瀬淡窓

廣瀬淡窓は、天明2年(1782)に豆田町の豪商で博多屋廣瀬家の長男として生まれた。淡窓は、幼時から漢学・漢詩を学び、16歳で福岡の亀井塾に学んだが18歳のとき病のため退塾、以後療養しつつ独学した。

文化2年(1805)24歳の時に、豆田町の長福寺の学寮の一室を借り受けて、教授を始める。当初の塾生は諫山安民と館林伊織の2人で、淡窓は学寮で共同生活を行った。最終的には寄宿生・通学生を合せて7名程度になったという。同年6月、長福寺を訪れる学僧が増えたため、淡窓らは学寮を退去することになり、長福寺学寮での教授は100日程で終わりを迎えた。長福寺を退去した淡窓は、文化2年8月に花月川近くの大坂屋林左衛門が所有する家を借りた。この時、淡窓は塾生らと相談し、「成章舎」という塾札を掲げた。

成章舎は、8畳と6畳の二間から成る塾で、淡窓の教育の特徴である「月旦評」もこの頃から始められた。文化3年(1806)5月、梅雨時になった頃、低地で水はげがよくなかったことと、手狭であったことから、廣瀬家の南家の土蔵に移り、教授を続けることになった。

淡窓は塾が移転するたびに実家である廣瀬家の南家土蔵を利用して教授にあたった。長福寺学寮から成章舎へ移るときは2か月ほど、成章舎から桂林園へ移る際は、1年間ほどこの場所で講義を行っている。そして塾生に関しては、廣瀬家南家の楼上に寄宿させていたようである。

淡窓は、文化4年(1807)5月、かねてから交流のあった豆田町の豪商伊予屋手島儀七から土地の提供を受け、さらに建物建設にも金銭的な支援を受けて、豆田町東偏の裏町に「桂林園」という塾を開いた。塾舎建設には塾生自ら携わり、1か月ばかりで完成した。この時、塾舎建設の借金返済のために塾生からお金を集めたものが、後に塾の建物の営繕費用として集められた「日湊銭」へとつながっていった。豆田町の街並みから少し離れた城内川のほとりにあり、淡窓の漢詩として最も有名な「休道之詩」を含む「桂林荘雜詠示諸生」がこの桂林園時代に詠まれた。

(2) 咸宜園の教育

淡窓は「人材を教育するは善の大なるもの」（『再新録』より）と述べているように、自己の生涯を教育にかたむけた。咸宜園教育の特徴は、淡窓が長年にわたる教育実践の中で工夫を重ね、改良を加えて作り上げてきた教育のシステムにある。それは、徹底した平等主義、つまり入門時にそれまでの年齢・学歴・身分を奪う「三奪法」により、全ての人を無級からスタートさせるものであった。また、徹底した実力主義、つまり成績によって無級から九級までの等級の席次を月ごとに評価し決めていく「月旦評」によるものであった。

さらに、実学主義の教育、つまり規則正しい寮の共同生活の中で全員に職任（塾運営上の役割分担）を与え、実務の経験を通じて社会性を養うなど、実学重視の教育を行った。

淡窓は、社会に有用な人材の育成を目指した。そのため、日々の厳しい勉学を実践する中で、個性と人間性を尊重し、塾生の平等な扱いを心がけるといふ、教育の原点ともいふべき塾の教育方針を持っていた。

また、淡窓は菅茶山、頼山陽と並び「江戸後期の三大漢詩人」の一人とされる優れた漢詩人であり、咸宜園では漢詩文による教育が行われていた。教科の中に詩文推敲があり、中国歴代漢詩人の詩集の講義や詩作の実践・推敲などが行われた。

「詩は人の情を詠う」もので、塾生の人格・情操を育むものとして、淡窓は詩作を特に奨励していた。淡窓には『遠思楼詩鈔』初編二巻・二編二巻、『淡窓詩話』二巻の著作があり、塾生等の詩作も編集して『宜園百家詩』二十巻として出版している。淡窓は、塾生らと近郊の山野に遊んだときや書齋で談話した際に詩作を楽しんでいるほか、日田に住む旧門人などとも度々詩会を行なっている。そのほか、日田代官所や日田の人々に依頼されて、その宅に出向いて漢詩文の講義を行っている。また、「書会」と呼ばれる日田の庶民向けの書道の会を四十年近く続けたと淡窓自身が語っている。

また淡窓は、「遊山」として塾生を折に触れて豆田や隈の町や周辺の野山のほか神社・寺院・名所・旧跡に連れ出している。山紫水明の日田の風物とそこに点在する歴史遺産そのものを、そのまま取り込んだ塾外のキャンパスとしており、これらの関連資産は豆田だけでなく、広く日田盆地の野山に広がる。

(3) 咸宜園と豆田町

咸宜園は、その最盛期には月旦評で200人を超える在籍者を擁していた。その咸宜園に隣接する豆田の町は戸数200戸あまり、人口1,000人の小さな町であった。対して入門者のおよそ8割は日田郡以外の出身者であった。豆田町はこうした塾生に住み込みの書生（食客）の受け入れや奨学金の拠出、写本や家庭教師のアルバイトの提供などを行っていた。また、豆田町出身の自宅通学生もいたことから、豆田町では、日常的に塾生の往来する姿があったと考えられ、こうしたことから塾生らの主たる拠点は豆田町であったといえる。つまり豆田町は多くの留學生が学ぶ「学園都市」の様相を呈しており、町の人々が有形無形の形で塾生の勉学と生活を支えるなど、咸宜園と豆田町の共生がみられた。

また、淡窓が詩会・文会・書会などと呼んだ塾外授業は、今日の社会教育や生涯教育の原像ともいえるものであり、「懐旧楼筆記」や「日記」に実相が記されている。咸宜園の塾生や旧門下生のほか、豆田や隈の商家など町人も参加しており、淡窓は町内に出向き講義を行っている。

(4) 史跡咸宜園跡の本質的価値

これまでの内容から、史跡咸宜園跡の本質的価値は、以下に示す点に集約される。

◎今に残る咸宜園の姿

廣瀬淡窓が豆田町・隈町の間位置する静かな環境で学問に取り組みたいという思いなどから、幼少期を過ごした伯父の居宅に隣接した土地に開塾したという日記などの史資料の記述と合致する立地や当時の建物跡が残っていること、さらに、発掘調査の成果と絵図・日記・入門簿などの史資料から当時の塾の姿や生活を追うことができる。

◎近世日本最大規模の私塾

文化14年（1817）の開塾から明治30年（1897）の閉塾までの約80年において、全国60か国以上から約5,000人を超える門下生を輩出し、最盛期には230人を超える塾生が共同生活のもと学んだ近世日本最大規模の私塾である。

◎先進的な教育

独自に工夫した「三奪法」や「月旦評」、「職任制」など、近代の学校教育を先どりしたような先進的な教育が行われ、こうした先進的な教育を咸宜園で学んだ長三洲が新しい教育、近代的な学校の基礎となる「学制」の制定に尽力した。

◎咸宜園と日田の町との共生の姿

全国から来た咸宜園で学ぶ多くの塾生が日田の町で共同生活を送り、日田の町は、江戸時代の地方では稀有の学園都市であったともいえる。特に豆田町においては、塾生に対して有形無形の形で勉学と生活を支えるなど咸宜園と日田の町との共生の姿の一端を見ることができる。

第2節 史跡を構成する要素の整理

前節にて定めた史跡咸宜園跡の本質的価値を適切に保存活用するためには、史跡を構成する諸要素を分類し、その価値に応じた現状変更の取扱い基準を定める必要がある。

まず、史跡を構成する諸要素は(1)にて述べる「本質的価値を構成する諸要素」と(2)にて述べる「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に大分される。また、本質的価値を構成する要素以外の要素には、史跡周辺における諸要素として(3)にて述べる「史跡の周辺地域を構成する要素」が加わる。

(1) 本質的価値を構成する諸要素

「本質的価値を構成する要素」は、史跡咸宜園跡の本質的価値を示す物証となるもので、平成30年度の遺跡整備・活用研究集会報告書^(註1)によれば、「一般的に歴史的建造物、石垣、土塁、古墳の墳丘などの地形、地下に埋蔵されている遺構等、及びそれらを含む一定の広がりからなる空間」とある。

本史跡においては、指定当時から現存する秋風庵・書蔵庫・井戸跡（西家側）などの建築物が該当する。また、秋風庵に敷設され、指定当時から存在したと想定される風呂・便所棟、井戸・洗い場も該当する。

また、遠思楼については閉塾後に売却され移築されたものの、昭和29年（1954）に史跡内に戻され、近年の調査成果により復原された建物であることから本質的価値を構成する要素に該当する。

このほか、地下遺構（招隠洞、梅花塙、東家東側境界石列、東家南側境界溝、東家西側境界溝など指定地内で確認された遺構）については、指定時から地下に埋蔵されていた咸宜園時代の遺構であることから史跡の本質的価値を有する要素に該当する。また、秋風庵の庭園や塙、初桜之句碑なども往時の咸宜園の姿を表すものとして本質的な価値を有する。

(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」は、「民家その他建築物及び工作物、集落、道路、農耕地等、史跡等の本質的価値を構成する諸要素ではないもの」となっており、更にこれを「史跡等の保護に有効な要素^(註2)」と「史跡等の保護に有効でない要素^(註3)」に細分して把握することが適当とされている。^(註4)

本史跡においては、遺構平面表示（東塾跡、講堂跡、井戸跡）、咸宜園を顕彰するために建立された石碑、史跡に設置される案内板や塾の範囲を示す生垣などの公園施設、放水銃などの消火設備、側溝などの排水施設や秋風庵の門扉などが「史跡等の保護に有効な要素」に該当する。

また、逆に「史跡の保護に有効でない要素」は西家側の樹木、ブロック塙や信号機などが該当する。

(3) 史跡の周辺地域を構成する要素

「史跡の周辺地域を構成する要素」は、「史跡と一体となった良好な保全が望ましい区間についてその諸要素を特定するもの。」となっている。^(註5)

史跡の周辺にある咸宜園教育研究センターや豆田町・隈町などがこれに該当する。また、これに加えて本史跡においては、歴史的史資料が該当する。

歴史的史資料については、史跡調査報告(第7集)にも「尚四塾主の遺書遺品及門人名簿等、宜園活躍状況を見るべき多くの資料の傳はるあり。」と記されており、当時の咸宜園の状況をよく伝える資料であり、史跡の本質的価値を構成する上で重要な要素として考えられるが、史資料が「史跡を含む一定の広がりからなる空間」ではないこと、調査報告においても具体的な資料名が挙げられておらず物件を特定できないことなどから本計画においては、史跡の周辺地域を構成する要素に加える。

(註1) 『遺跡整備・活用研究集会報告書』

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 2018

(註2) 時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、史跡等の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの。当該史跡等の保存・活用を目的として、整備等によって付加された諸施設等も含む。

(註3) 時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除却・移転等を検討すべきもの。

(註4) 『史跡等の保存活用計画－歴史の重要性と価値の多様性－』

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 2020

(註5) 4と同じ。

上記内容を次頁に表でまとめる。

表 4-1 構成要素一覧

大 別		区分	要 素	備 考
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	建造物など	秋風庵	
			遠思楼	
			書蔵庫	
			風呂・便所棟	
			井戸屋形・洗い場	井戸屋形は復元建物
			東家西側の門扉・土塀	両門扉、秋風庵の入り口と想定される
			東家西側の板塀	何度か改修が行われているが、咸宜園東家の西側の範囲を示す。
			秋風庵庭園の樹木	庭園を構成する要素
			井戸跡(西家側)	
		地下遺構	地下遺構	招隠洞、梅花塙、東家東側境界石列、東家南側境界溝、東家西側境界溝など
	石碑	初桜之句碑	天保年間に建立（移設）	
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	復元遺構（表示）など	井戸・石組	
			招隠洞・梅花塙・東塾・講堂	
			初桜之句碑	説明版
			休道之詩碑	大正8年に建立（移設）
		公園施設	案内板・遺構等説明版	
			史跡標柱	昭和19年建立
			園路	
			多目的広場	乗降場
			生垣	塾の範囲などを示すもの
門扉			片門扉、史跡への出入り口	
消防設備	消火栓・放水銃など			
管理棟				
史跡でない保護に有効な諸要素	西家側（未整備用地）	道路標識等	信号機、電柱・電線、分電盤含む	
		西家側の歌碑	昭和42年建立	
		ブロック塀	西家側	
		井戸を囲む植栽	西家側の井戸を囲む植栽	
史跡の周辺地域を構成する要素	情報発信拠点	咸宜園教育研究センター		
	地域	豆田町		
		隈町		
	周辺の関連史跡	廣瀬淡窓旧宅及び墓		
		長福寺本堂		
		桂林園跡		
		永山布政所跡		
	その他	周辺地域に所蔵される歴史的史資料	淡窓日記、入門簿、月旦評、絵図、廣瀬青邨咸宜園改革案など	
		地下遺構（指定地周辺で確認された遺構）		
		民間施設	住居、店舗など	

第3節 史跡の現況

史跡咸宜園跡は、市道御幸通り線を境に東家側と西家側に分かれている。東家側については、平成4年度（1992）の保存整備基本構想策定に伴い、歴史的建造物の保存修理（秋風庵、遠思楼、風呂・便所棟、井戸・洗い場、書蔵庫）、園路広場、植栽、排水路、遺構表示、サイン、管理施設、その他の工事が行われ一般に公開されている。西家側については民間施設が建っていたが、平成29年（2017）に公有地化が完了した。現在は、建物を解体し史跡の内容確認に伴う発掘調査等を行っている。

以下では、前頁表4-1の構成要素一覧ごとに史跡の現況をまとめる。

(1) 本質的価値を構成する諸要素

○建造物など

【秋風庵】

桁行15.8m、梁間6.0m、一部2階建、寄棟造、茅葺

1階のみ一般公開しており、2階部分は安全のため非公開としている。平成5～8年度に半解体修理を行い、平成22年度（2010）に屋根の部分修理工事（差し茅）を実施している。なお、屋根の一部（東北隅）で経年劣化による軒の垂下が確認されている。



① 全景



② 軒の垂下



③ 外観



④ 案内



⑤ 展示物



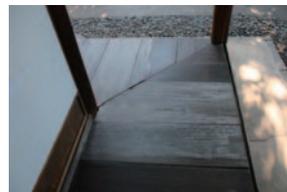
⑥ 土間



⑦ 屋根組



⑧ 2階立ち入り禁止部



⑨ 床板



⑩ 土間の割れ



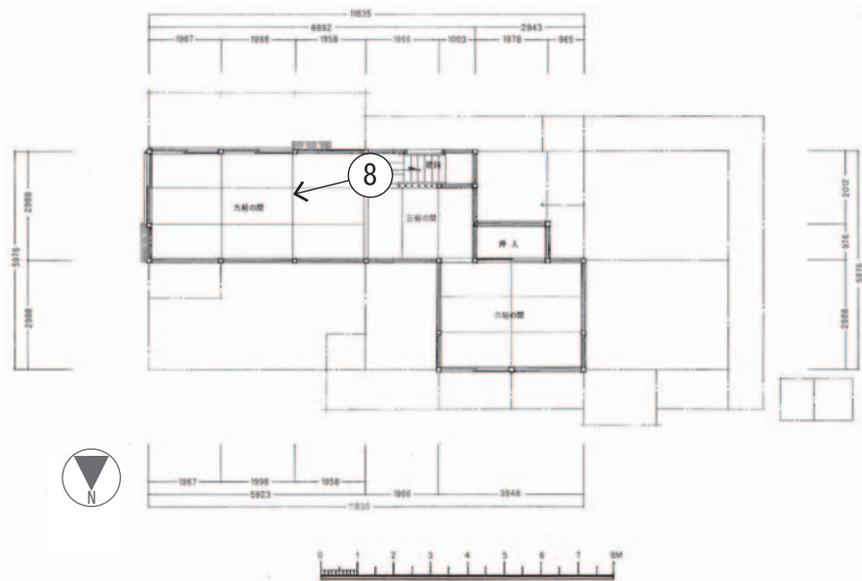
⑪ かまど



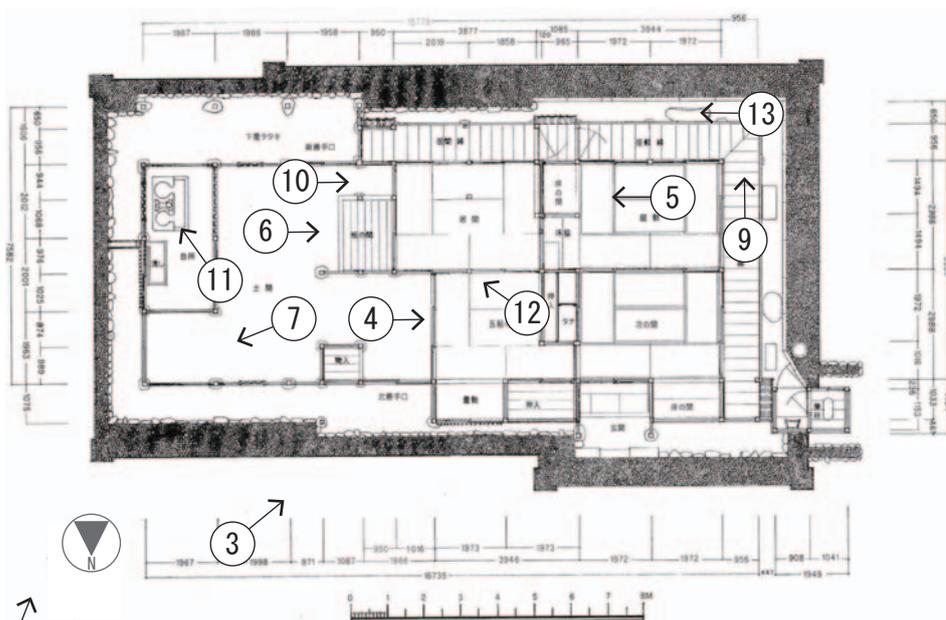
⑫ 柱



⑬ 土間



秋風庵 2階平面図



秋風庵 1階平面図

図出典『史跡成宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書 一本編・建造物編一』

※図内の数字は写真の番号を、矢印は撮影方向を示す。

図 4-1 秋風庵 写真位置図

【遠思楼】

桁行5.96m、梁間2.98m、2階建、寄棟造、棧瓦葺

1,2階ともに一般公開している。平成8、10～12年度に招隠洞遺構の位置にあったものを移築し、保存修理工事を実施した。内部は良好な状態であるが、外部については腰壁の木皮や1階の底に傷みがみられる。



① 東側



② 南東側



③ 西側



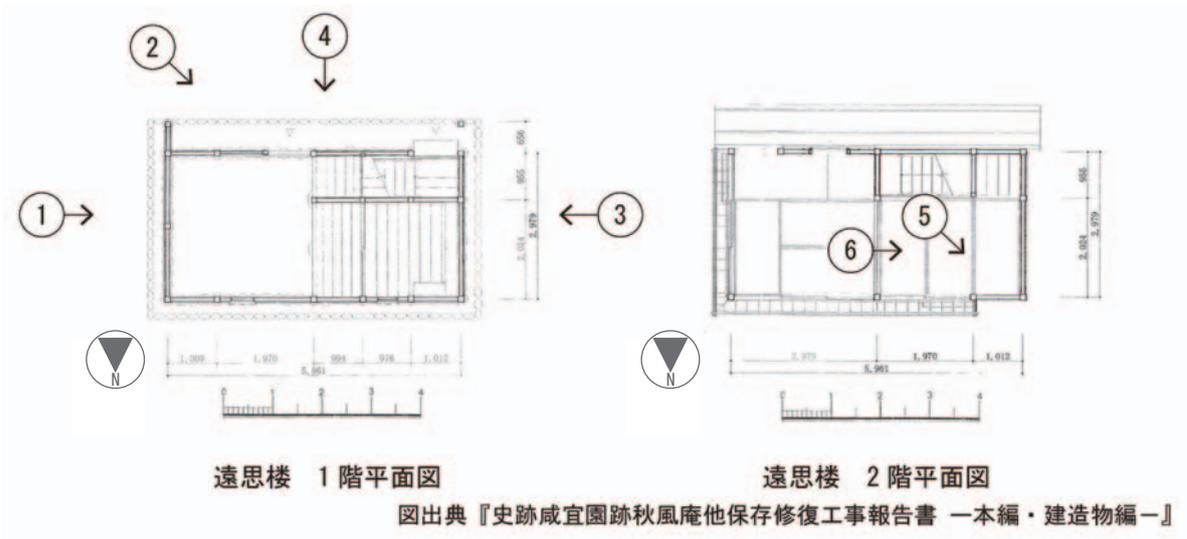
④ 南側



⑤ 2階三畳の間



⑥ 2階天井



※図内の数字は写真の番号を、矢印は撮影方向を示す。

図 4-2 遠思楼 写真位置図

【書蔵庫】

桁行5.73m、梁間3.82m、2階建、切妻造、棧瓦葺

整備工事では、遠思楼の古材などを公開するよう整備されたものの、現在は文書などを収納しており、一般公開していない。咸宜園時代には存在しない建物であったため、平成21年度（2009）に秋風庵東側から曳家移築し、現在の位置で保存修理工事を竣工している。内外ともに大きな傷みはみられない。



① 北西側



② 西側



③ 南側



④ スロープ段差

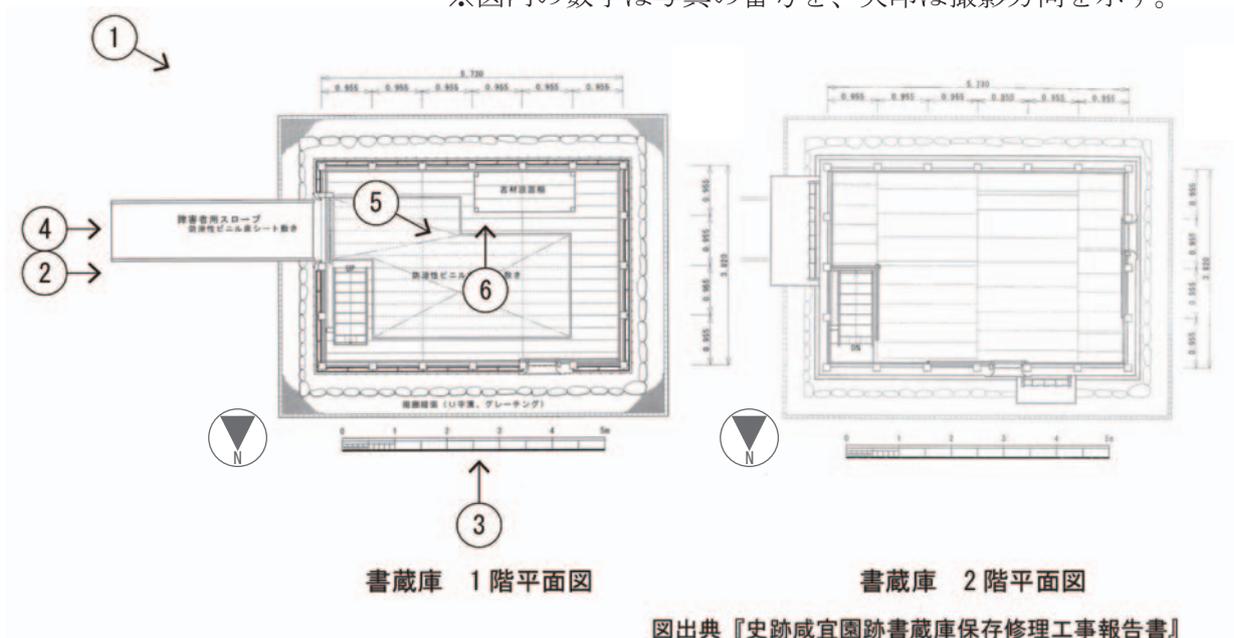


⑤ 1階書蔵庫内部



⑥ 1階遠思楼古材

※図内の数字は写真の番号を、矢印は撮影方向を示す。



図出典『史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書』

図 4-3 書蔵庫 写真位置図

【風呂・便所棟】

平成10年度（1998）に保存修理工事を実施している。風呂部分は公開されており、物置として利用されている。



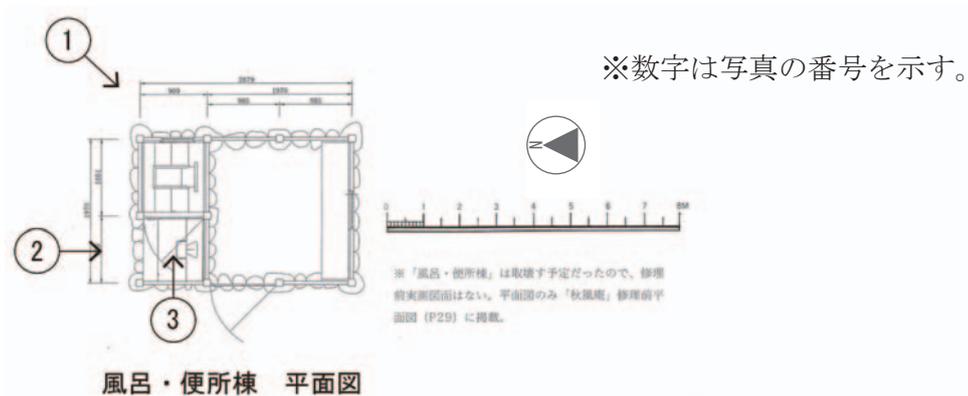
① 北東側



② 便所



③ 便所



図出典『史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書 一本編・建造物編一』

図4-4 風呂・便所棟 写真位置図

【井戸屋形・洗い場】

平成9年度（1997）に復元工事、平成22年度（2010）に一部屋根修理工事（差し茅）を竣工している。



① 南東より



② 南より

※これより写真位置は図4-11 写真位置図に記載

【東家西側の門扉・土塀など】

秋風庵西側の門扉（③③）、土塀（④⑥）は指定時から所在していたものである。土塀は昭和35年（1960）に交通事故により倒壊し復旧し、平成16年度（2004）には台風によって一部倒壊した塀・門扉などの修理工事を実施している。



③③ 門扉



④① 北西側の生垣と板塀



④⑥ 西側の土塀

【秋風庵庭園の樹木】

秋風庵に伴う庭園で、明治・大正時代の絵図には樹木などが描かれているが樹種については不明。現状、残っている植栽で咸宜園時代のものはないが、少なくとも史跡指定時前後（昭和7年頃）の植栽が残っている可能性は高い。



南側



西側



13 ツツジ



1 キンモクセイ



2 アラカシ



16 ツバキ



17, 18 シュロとナンテン

【井戸跡（西家側）】

一般公開しているものの井戸はコンクリートで覆われ、落下防止のため、平成23年度（2011）にグレーチングの蓋を設置しているため、井戸跡として顕在化されていない。



⑭ 西家井戸

○地下遺構

【地下遺構】

史跡の約3分の2の発掘調査が完了しており、調査後は真砂土により埋め戻され保存されている。このうち、咸宜園時代にあたる遺構については地上表示等の復元的整備を行っている。

詳細については、第3章第2節を参照

○石碑

【初桜之句碑】

天保年間に廣瀬淡窓の伯父である月化の句碑を父である桃秋が秋風庵そばの路傍に建立したもの、咸宜園が営まれていた時代から残る石碑。数度の移設を経て、平成22年度（2010）の整備工事に伴い現在の場所に移設されている。



⑳ 初桜之句碑と説明板



㉑ 初桜之句碑
「末世とは 何で云ふたぞ 初桜」



㉒ 説明板
(保護に有効な要素)

(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

①史跡の保護に有効な諸要素

○復元遺構など

【井戸・石組】

発掘調査成果に基づき遺構表示工事を実施している。



⑫ 井戸・石組遺構表示



⑬ 説明板

【招隠洞・梅花塙跡・東塾・講堂】

平成25年度（2013）に遺構表示を実施している。



⑥ 招隠洞・梅花塙跡
遺構表示



⑧ 東塾跡 遺構表示



⑩ 講堂 遺構表示



⑦ 招隠洞・梅花塙跡
説明板



⑨ 東塾跡 説明板



⑪ 講堂 説明板

【休道之詩碑】

大正8年（1919）、門下生の高取悦堂らの手によって史跡地内に建立された石碑。平成21年度（2009）の整備工事に伴い現在の場所に移設されている。



⑱ 休道之詩碑

○公園施設

【案内板・遺構等説明板・史跡標柱】

平成23年度（2011）に全体案内板を設置している。標柱は昭和19年（1944）に建立、平成21年度（2009）に移設。案内板は平成26年度（2014）に設置し、北側は平成27年度（2015）に日本遺産ロゴマークと共に整備した。



⑰ 全体案内板



⑳ 案内板南面



㉔ 史跡標柱



㉕ 案内板北面

【園路・多目的広場】

イベント等の多目的広場とするため、史跡の意匠に合わせて脱色アスファルト・三和土舗装としている。

経年劣化による舗装の剥がれが起き、剥がれた真砂土が道路に流出している。



⑳ 脱色アスファルト舗装



㉙ 道路から見た駐車場



㉚ 三和土舗装



㉛ 敷地内から見た駐車場

【生垣・門扉】

平成25年度（2013）に整備している。

また、史跡南側入り口の門扉は緊急時やイベント時に車両が進入できるよう扉の大きさを変えたスライド式の門扉としている。



②④ 門全景



②⑧ 両門扉南側



②⑨ 両門扉北側



③⑩ 片門扉



④② 東側の生垣



④④ 南側の板塀



④⑤ 南側の門扉



④③ 西側の門扉

【消防設備】

屋外消火栓（2号消火栓）を3基、放水銃を2基設置している。放水銃については、利用時、咸宜園教育研究センターで手動操作する必要がある。

このほか、秋風庵・遠思楼・書蔵庫等の建物には火災報知器を配置しており、熱や煙を感知（火災が発生したと判断）した場合は、日中であれば咸宜園教育研究センターに、夜間の場合は警備会社に発報し咸宜園教育研究センター職員に連絡がいくシステムになっている。



③① 屋外消火栓



③② 放水銃



④① 放水銃



④⑦ 屋外消火栓



④⑨ 屋外消火栓

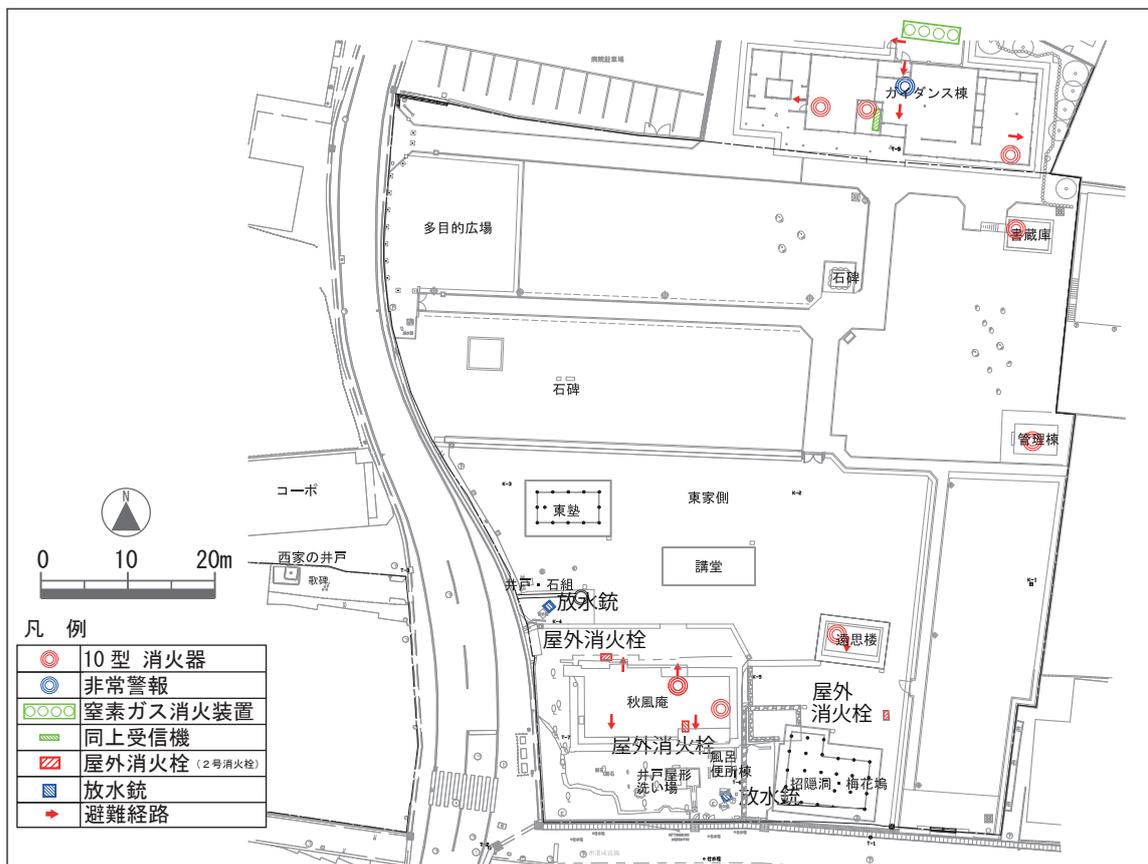
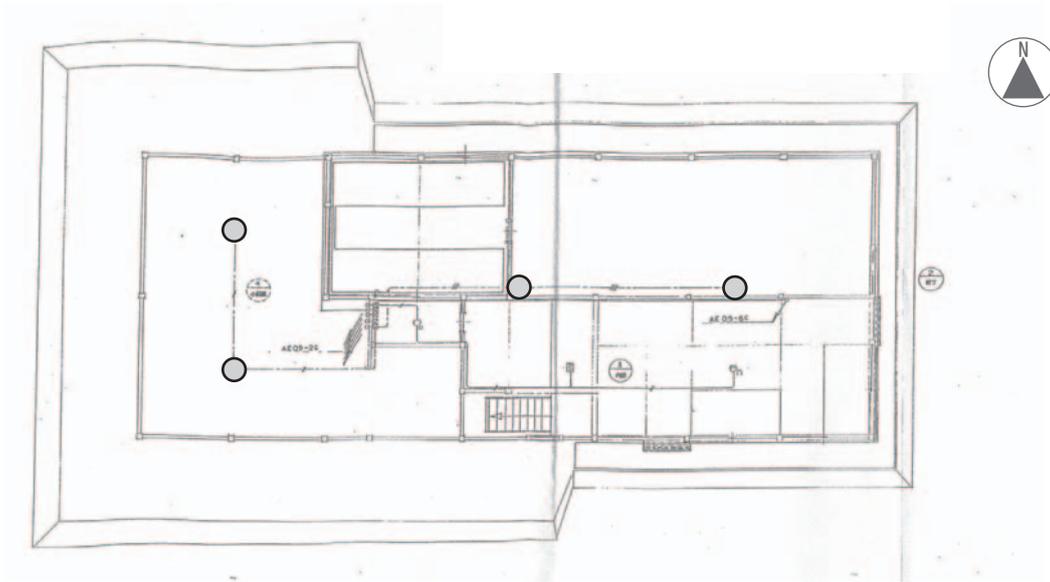
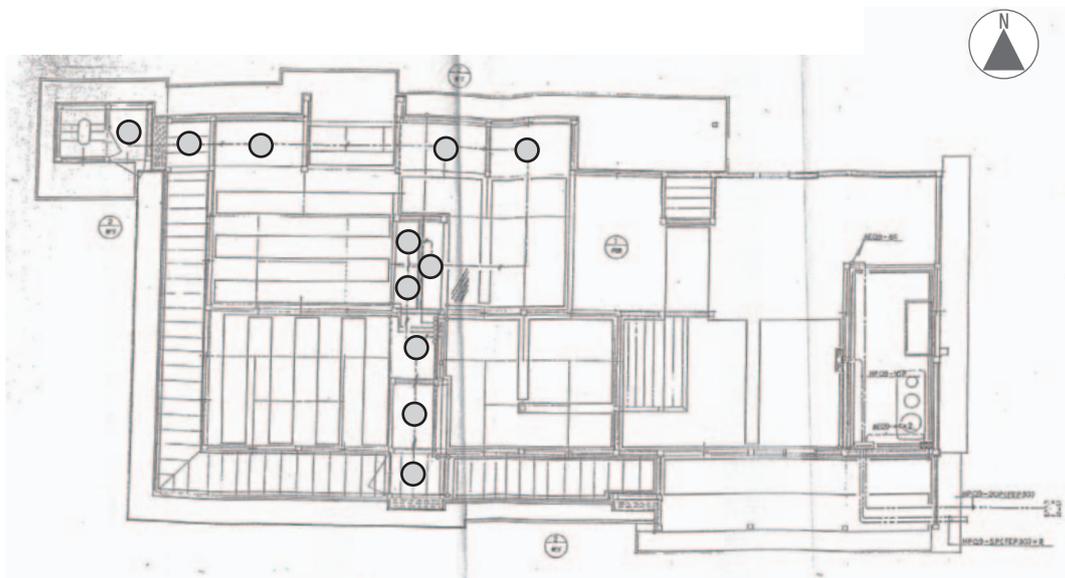


図 4-5 消防設備 位置図



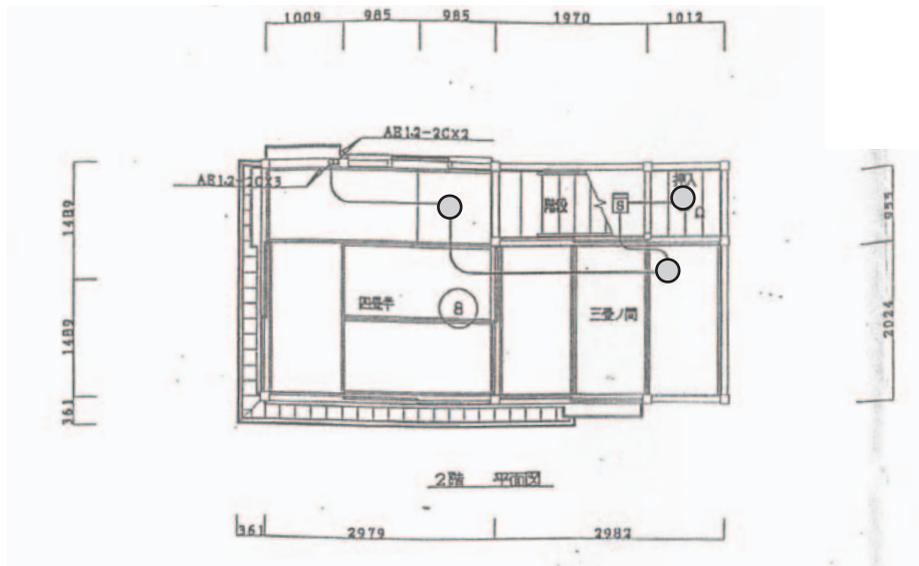
秋風庵 2階 平面図



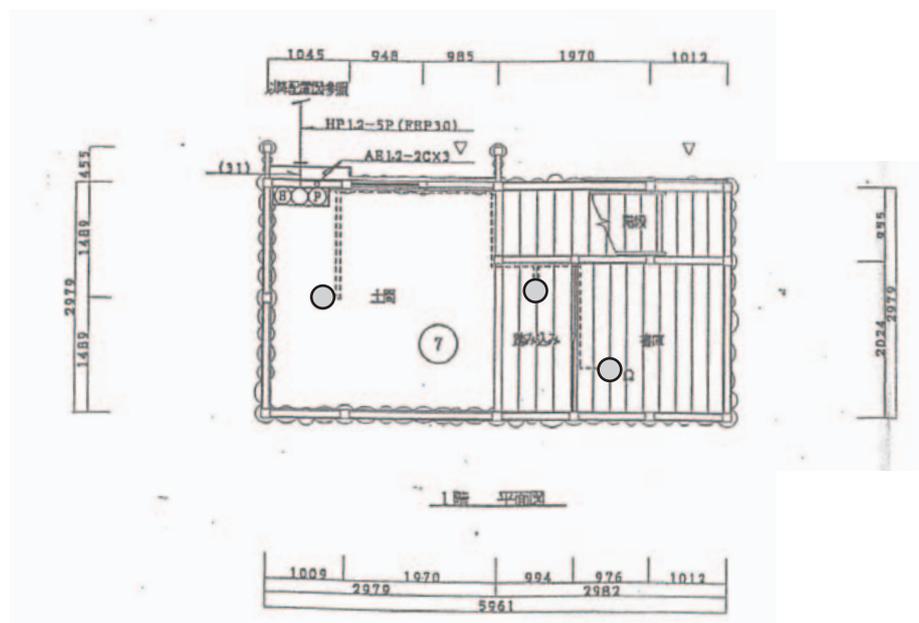
○: 自火報

秋風庵 1階 平面図

図 4-6 秋風庵 自動火災報知設備位置図



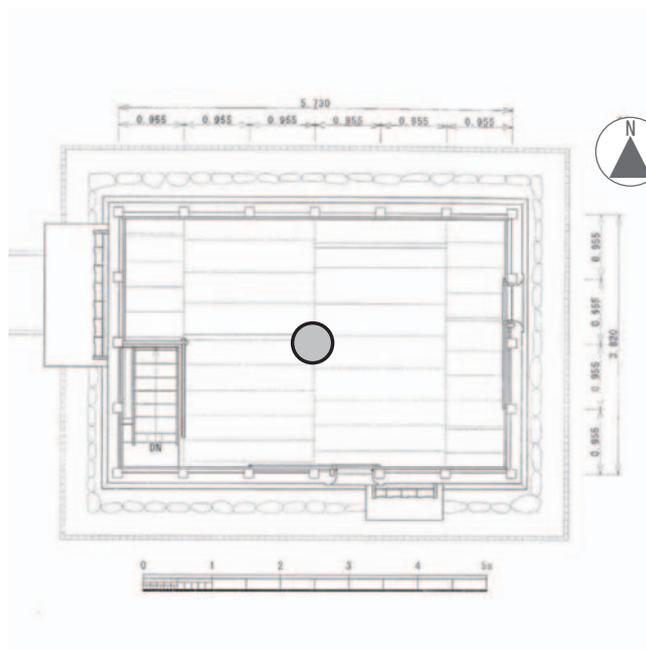
遠思樓 2 階 平面图



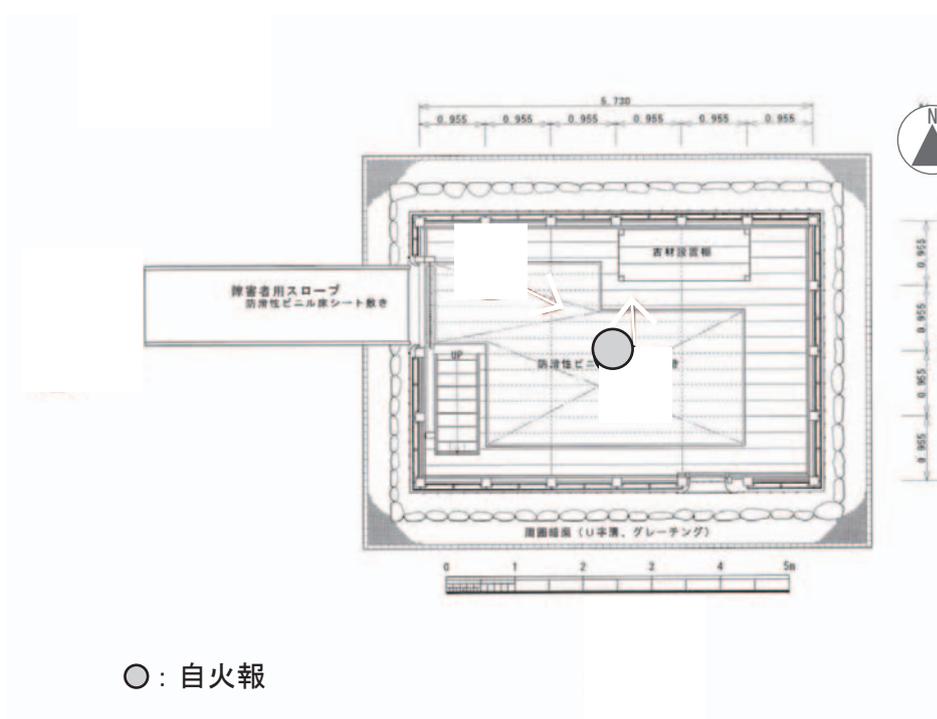
○: 自火報

遠思樓 1 階 平面图

图 4-7 遠思樓 自動火災報知設備位置图



書蔵庫 2階 平面図



○：自火報

書蔵庫 1階 平面図

図 4-8 書蔵庫 自動火災報知設備位置図

【管理棟】

史跡に本来存在しない建物であるが、平成8年（1996）に設置、見学受付兼ガイドの詰所として利用している。平成22年度（2010）の整備工事に伴って秋風庵の前から現在の位置に移築した。



③ 西側



④ 南側



⑤ 建物裏（東側）

【樹木・植栽】

平成21年度（2009）から平成25年度（2013）の史跡整備で整備された植栽。26. 35. 36のクスノキについては、日田市立淡窓図書館の建設時に植樹されたものと推定される。



2～5 ミツバツツジと石



26 クスノキ



35、36 クスノキ



21 カラムラサキツツジ



22、23 ツツジ類



37 オカメザサ



28 アラカシ

【その他の設備】

円形側溝は、平成21年度（2009）に設置、主に園路沿いに設置されている。このほか、同年に車止め、平成22年度（2010）と平成25年（2013）に来場者用のフットライトが設置されている。



②7 円形側溝



⑤1 排水柵用



排水柵用



⑤0 車止め



⑤2 フットライト



フットライト



⑤3 電柱



電柱

②史跡の保護に有効でない諸要素

○西家側

【道路標識等、西家側の歌碑、ブロック塀・井戸を囲む植栽】

平成29年（2017）の公有化に伴い、施設を解体し、発掘調査終了後、遺構に影響しないように建物基礎等を撤去し、更地になっている。一部境界のブロック塀などが残り、史跡地内には信号機が設置されている。



③5 南側ブロック塀



③6 信号機



①5 花壇？



①6 西家側歌碑



4 ヒラドツツジ



9 歌碑横のマサキ

(現況調査資料)

表4-2 植栽調査一覧表
西家(青文字)

番号	樹種	C (m)	H (m)
1	ヒラドツツジ		1.0
2	ナンテン		1.2
3	ナンテン		2.0
4	ヒラドツツジ		1.3
5	キリシマツツジ		1.0
6	キリシマツツジ		0.6
7	ヒラドツツジ		1.5
8	ヒメツゲ		0.8
9	マサキ		1.5
10	シュロ		8.0
11	ザクロ		2.0
12	サツキツツジ		1.2
13	ヒメツゲ		0.6

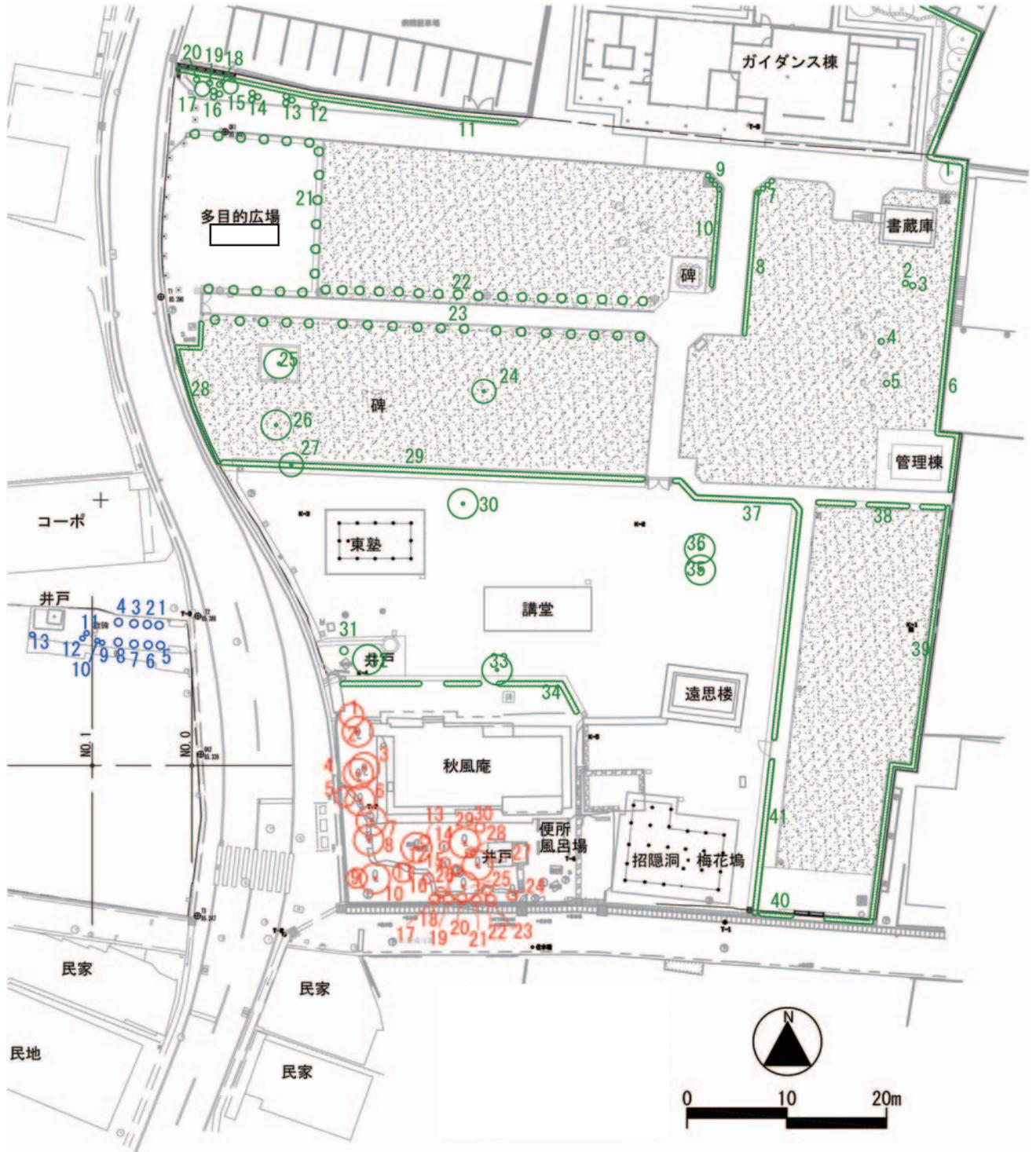
庭園(赤文字)

番号	樹種	C (m)	H (m)
1	キンモクセイ	株立	2.5
2	アラカシ	2.0	?
3	マキ	0.6	8.0
4	アラカシ	1.7	8.0
5		株立	
6	マキ	1.2	8.0
7	アラカシ	1.6	
8	ツツジ		0.5
9	ツバキ	0.2	3.0
10	アラカシ	1.7	
11	サザンカ		3.0
12	マキ	0.9	
13	ツツジ		1.0
14	ミツバっぼい		1.2
15	ヒラドツツジ		1.5
16	ツバキ		1.0
17	ナンテン		1.2
18	シュロ		2.0
19	クロガネモチ		
20	クロガネモチ		4.0
21			
22			0.8
23			0.8
24	?		4.0
25	アラカシ		8.0
26	ツバキ		1.2
27	カキノキ		8.0
28	ツバキ		1.2
29	モミジ		3.0
30	ユキヤナギ		1.0

東家(緑文字)

番号	樹種	C (m)	H (m)
①	マキ		4.0
②	ミツバツツジ	株立	1.7
3	ミツバツツジ	株立	1.7
4	ミツバツツジ	株立	1.2
5	ミツバツツジ	株立	1.8
6	アラカシ	生垣	2.0
7	ドウダンツツジ	4本	0.5
8	オタフクナンテン	29本	0.3
9	ドウダンツツジ	4本	0.5
10	オタフクナンテン	16本	0.3
11	ドウダンツツジ	生垣	0.8
12	アセビ		0.3
13	レンゲツツジ	3本	0.6
14	レンゲツツジ	3本	0.6
15	サルスベリ		3.0
16	レンゲツツジ	3本	0.6
17	ナツツバキ		2.0
18	レンゲツツジ		0.6
19	アセビ		0.5
20	レンゲツツジ		0.6
21	カラムラサキツツジ	設計75株	0.6
22	チャノキ ではなさそう		0.6
23	ツツジ系多種		0.6
24	モミジ	株立	3.0
②⑤	アラカシ	1.5	10.0
②⑥	クスノキ	2.2	15.0
27	マキ	0.8	7.0
28	アラカシ	生垣	1.0
29	オカメザサ	生垣	0.6
30	アラカシ	1.7	7.0
31	クスノキ		2.0
32	アラカシ	2.2	15.0
③③	クスノキ	2.3	12.0
34	アラカシ	生垣	1.5
③⑤	クスノキ	1.3	12.0
③⑥	クスノキ	1.5	12.0
37	オカメザサ	生垣	0.8
38	オカメザサ	生垣	0.5
39	アラカシ	生垣	2.0
40	アラカシ	生垣	1.7
41	オカメザサ	生垣	0.8

※数字の○囲みは史跡指定地時から残っている可能性のある植栽を示す。

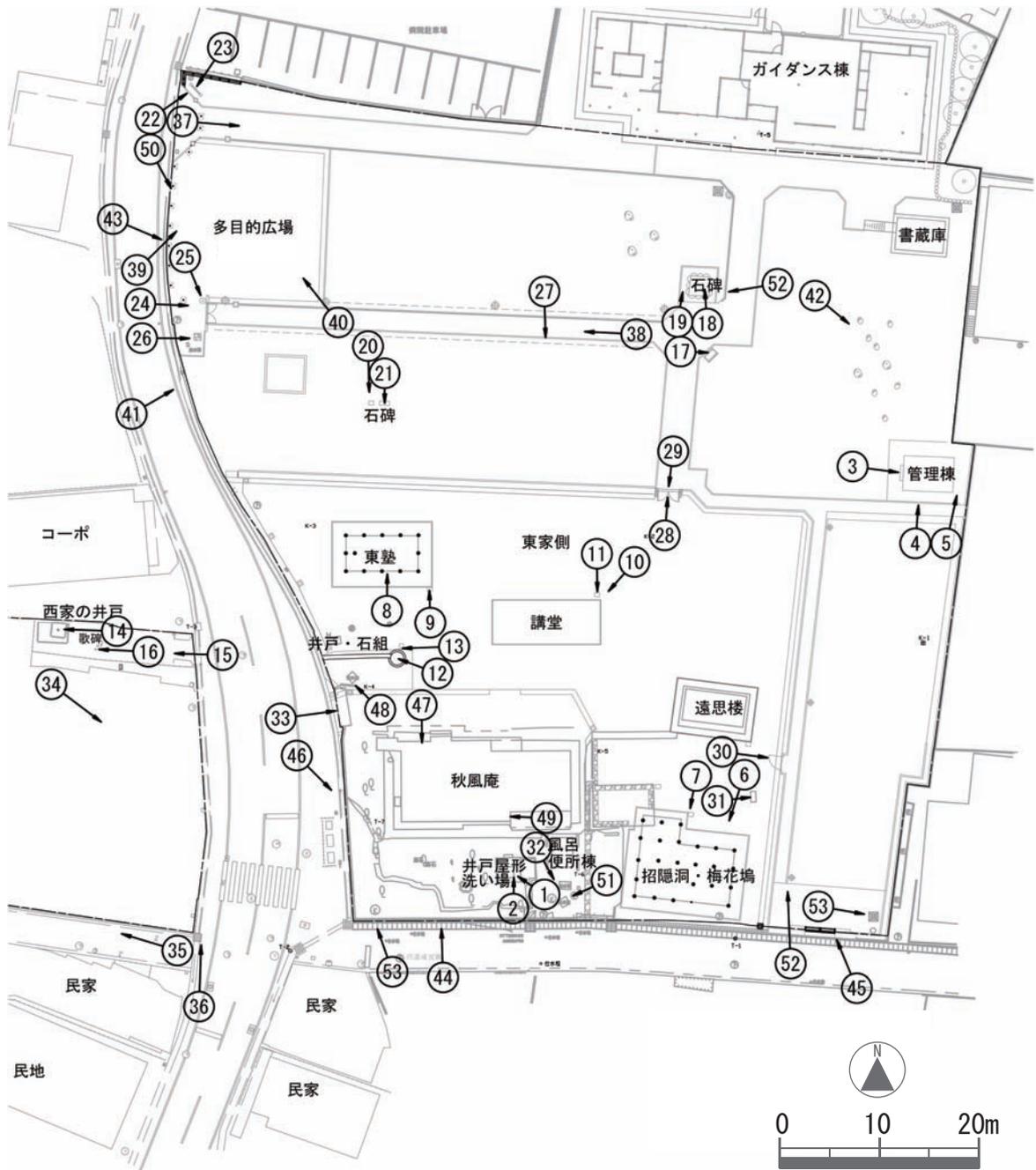


※数字は植栽調査一覧の番号を示す。

凡例

記号	位置
○ (Blue)	西家
○ (Green)	東家
○ (Red)	秋風庵庭園

図 4-9 植栽位置図



※図内の数字は写真の番号を、矢印は撮影方向を示す。

図 4-11 写真位置図

(3) 史跡の周辺地域を構成する要素

○情報発信拠点

【ガイダンス施設】

咸宜園教育研究センターは、咸宜園跡を訪れる来園者への解説案内のガイダンス施設として平成22年（2010）10月2日、史跡咸宜園跡の隣接地に開館した。咸宜園に関するガイダンス映像や体験学習用教材、関係図書やデータベースが閲覧できるコーナーがある。また、市内の小中学生の咸宜園教育の場として利用されている。

また、ガイダンス施設だけではなく、咸宜園や廣瀬淡窓、門下生等に関する調査研究を行い、その調査研究の成果は、公開展示室で順次行うほか、インターネットでも公開している。このほか、咸宜園に関する資料の寄贈・寄託を受け入れることができる収蔵庫を備えている。

○地域・周辺の関連文化財

【豆田町・隈町】、【廣瀬淡窓旧宅及び墓】など

第1章第3節（図1-2, 表1-1）及び第2章第3節を参照

○その他

【周辺地域に所蔵される歴史的史資料】

淡窓をはじめとする歴代の塾主たちが残した史資料は咸宜園関連の廣瀬家（廣瀬先賢文庫）や咸宜園教育研究センター、書蔵庫などに保管されている。なお、第3代塾主である廣瀬青邨の子孫に伝わった史資料については、一部が国文学研究資料館に保管（寄贈）されている。

このほか、咸宜園の門下生子孫宅に残された咸宜園に係る史資料もある。近年、門下生子孫などから日田市に対して寄贈される史資料も多くなっているが、子孫やその関係者が所蔵しているもので、現段階で調査が及ばず明らかになっていない史資料も存在すると考えられる。

指定当時、史跡内にあった書蔵庫などに保管されていた史資料は、現在、廣瀬家や咸宜園教育研究センターなどの史跡外の施設に保管されている。

なお、咸宜園関連の史資料については、大きく以下の5つに分類される。

- ①経営に関するもの（咸宜園の会計録や絵図など）
- ②学習に関するもの（月旦評、入門簿、規約など）
- ③塾主に関するもの（懐旧楼筆記、淡窓日記、遠思楼詩鈔など）
- ④門下生等に関するもの（門下生や交流のあった人物などの関係者による書や画、書簡類など）
- ⑤咸宜園の備品類（秋風庵の扁額など）

上記資料については、大半は廣瀬家に保管されており、一部で、市への寄贈等によるものが咸宜園教育研究センターや書蔵庫に保管されているほか、門下生等の関係者（子孫等）が所蔵していると考えられる。



会計録



入門簿



遠思楼詩鈔

第5章 史跡咸宜園跡の現状と課題

本章では、第4章第3節で挙げた史跡の現況を踏まえて、史跡の保存活用に必要
な保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の4つの観点から、それぞれの現状
と課題をまとめていく。

第1節 保存（保存管理）の現状と課題

(1) 現状

市有施設として史跡地内建造物及び指定地の保存管理が恒常的に行われている。

東家側では、建造物の修復や発掘成果による復元等も完了し、施設も整備される
ことで、史跡の保存環境が整った状態にある。しかし、整備着手から30年近く経過
しており、経年による傷み箇所も部分的に見受けられる。

また、庭園をはじめとして多くの樹木が植栽されており、史跡の価値や景観を損
なうことの無いよう注意する必要がある。なお、管理棟は史跡に本来存在しない建
物で、史跡景観上も来訪者に誤解を与えないよう配慮する必要がある。

一方で、西家側については、地下遺構の保存が図られているものの、未整備のた
め、指定地の保存環境は整った状態にはない。また、唯一残存する井戸跡は安全の
ためではあるがグレーチング蓋などをしており、価値の顕在化が図られていない状
態にある。

このほか、咸宜園に関する調査・研究として、「咸宜園関係史料の所在調査」、
「歴代塾主や門下生に関する調査研究」、「咸宜園に関する調査研究」や「教育遺
産及び教育史に関する調査研究」を随時行っており、基礎資料の整理を進めている
がデジタル化については十分取組んでいない。また、必要に応じて地下遺構を確認
するための発掘調査などを適宜行っているほか、歴代塾主の日記といった史資料の
翻刻・現代語訳版の刊行作業を進めているが、日本教育史などにおいて、咸宜園を
テーマとした研究や研究者が少なくなっている。

(2) 課題

保存（保存管理）における課題については、以下のような点が指摘できる。

- 歴史的建造物については、定期的な点検と計画的な保守・管理ができるシステ
ムの構築を検討する必要がある。また、史跡に本来存在しない建物について
は、史跡地内に残る歴史的建造物と差別化する必要がある。
- 樹木が歴史的建造物等を適切に保存するうえで支障になる場合は、適宜剪定や
伐採などを行っていく必要がある。一方で、秋風庵庭園の植栽については、秋
風庵と一体をなすものであり、良好な史跡空間の保持のため、さらには史跡外
の現代的建造物に対する遮蔽植栽としての役割も期待されることから、伐採や
植替等の維持管理には注意を払う必要がある。
- 西家側が未整備で、史跡の価値の顕在化と指定地の保存活用に向けた環境を整
える必要がある。
- 関係する史資料については、保存状態のより詳細な把握を行ったうえで、史跡
の価値を高めるための調査・研究を継続していく必要がある。
- 膨大な史資料の内容把握や基礎資料の整理及びデジタル化などを進める必要が
ある。
- 歴代塾主の日記などの史資料の翻刻・現代語訳版の刊行を進める必要がある。
- 咸宜園をテーマとした研究や研究者が少なくなっており、若手研究者の養成の
ために、研究費を支援する事業を継続して行っていく必要がある。

第2節 活用の現状と課題

(1) 現状

東家側は整備が完了しており、秋風庵や遠思楼などの建造物内も一般公開するとともに失われた塾跡も遺構の復元や地上表示することで顕在化を図り、公開活用に努めている。

ガイダンス施設である咸宜園教育研究センターでは咸宜園に関する調査成果や史資料を利用して展示公開したり、体験学習や門下生のデータベース検索を可能にするなど史跡の価値をわかりやすく伝える取り組みを行っている。また、咸宜園に関する研究論文などは『咸宜園研究センター研究紀要』を刊行し、ホームページなどでも公開しているほか、小中学生に対する廣瀬淡窓・咸宜園に関する教育の浸透を図る取組を市内の小中学校に働きかけている。また、その成果の作品展示（「淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み～」）などを行うことで、市民にも周知を図っている。

一方で史跡内には音声ガイダンス等はなく、書蔵庫や風呂便所棟などは倉庫として利用しており公開は行われていない。管理棟は咸宜園教育研究センターとその機能が分散した状態にある。さらに、来訪者数の把握は秋風庵の受付簿に拠っているため、受付簿に記入しない来訪者の把握が出来ていない状態にある。

そのほか、咸宜園の塾機能の中心を占める西塾が未整備で、さらに塾に関する建造物が残存していないことから、近世日本最大の私塾跡であることを視覚的に把握しづらく、来場者にとって史跡を理解しにくい状況にある。

東家側と西家側は市道を挟んだ史跡であることから一体的な活用を図りづらい状況にある。なお、日本遺産のストーリーを構成する文化財として、廣瀬淡窓旧宅及び墓や豆田町などの関連する他文化財とともに活用が図られている。

(2) 課題

活用における課題については、以下のような点が指摘できる。

- 整備後に非公開となっている建造物内部の資料整理などを行って歴史的建造物や資料の積極的な活用を図る必要がある。
- 咸宜園教育研究センターを中心に、史資料アーカイブなどを進め活用してより一層の公開活用を行うことで、史跡の価値を普及啓発する必要がある。
- 小中学生に対する啓発活動を維持したうえで、高校生より上の世代（特に、若年層や壮年層）に対する啓発活動を図っていく必要がある。
- ガイダンス施設と見学受付等や来場者数把握等のガイダンス機能面の整理を行って、来場者への効果的な動線の整理を行う必要がある。
- 塾跡の建造物が残存していないことから、塾跡としての咸宜園を効果的に理解するための活用コンテンツを開発していく必要がある。
- 市道を横断して両者を活用するための整備手法等を検討する必要がある。
- 史跡に関連する文化財群とともに、史跡を一体的に活用する手法の検討が必要である。

第3節 整備の現状と課題

(1) 現状

東家側の整備はほぼ完了しているものの、秋風庵や遠思楼などの建造物は修復後20年以上が経過し傷みが激しい箇所がある。また、園路や多目的広場の舗装が経年劣化してぬかるんだり表層土の流出により排水や可動式バリカーが機能不全となるなどしている。さらに、秋風庵庭園側が低いため、雨水排水が困難な場合がある。

このほか、秋風庵などの建物内部は、機械警備を行っているものの、それ以外の史跡内での防犯対策は十分とは言えない状況にある。

西家側は、咸宜園の塾跡の中心的施設であるため、今後整備が必要であるものの、建造物が残っていないうえに、現在地下遺構も発見されていないため、遺構表示などの整備が困難な状況にある。

(2) 課題

整備における課題については、以下のような点が指摘できる。

- 歴史的建造物については、経年劣化が著しい場合、修理・修復等を周期的なサイクルに基づいて行うことで効果的な保存対策を行う必要がある。また、史跡内に本来所在しない建物については、その取扱いについて検討が必要である。
- 東家側の史跡内設備で、劣化や利便性が悪いものについては修理・修復や再整備等を検討する必要がある。
- 史跡内で起こる可能性のある犯罪に対する抑制について対策を検討する必要がある。
- 西家側では、整備に必要な調査成果等を整理したうえで、物理的及びデジタル的な復元方針を検討する必要がある。また、唯一残存する井戸跡についても整備方針を検討する必要がある。
- 既に整備済みの東家と未整備の西家とで一体的な活用が可能な設備やソフト整備の検討が必要である。

第4節 運営・体制の現状と課題

(1) 現状

既に整備されている東家側については、咸宜園教育研究センターが史跡の管理運営を行い、史跡内の解説を地元団体に委託している。

一方で未整備の西家側についても、咸宜園教育研究センターが管理し、整備については文化財保護課が取り組んでいる。そのほか、日本遺産のストーリーの構成文化財としての活用には世界遺産推進室が取り組んでいる。

(2) 課題

運営・体制における課題については、以下のような点が指摘できる。

- 行政が主体となって管理に取り組んでいるが、今後は市民及び地域住民、関係団体などと行政の協働で史跡の保存活用に取り組む体制の強化が必要である。
- 西家の整備後の管理運営は東家と一体的に行うことが望ましく、運用体制を整備する必要がある。
- 史跡咸宜園跡の全体像を来訪者に伝えるためには、豆田町や他の関連史跡を含めた包括的な視点から、関係機関同士のより一層の連携が必要である。

第6章 史跡咸宜園跡の望ましい将来像

第1節 大綱

廣瀬淡窓が開塾した史跡「咸宜園跡」はその独創的かつ近代を先取りしたような先進的な教育により、閉塾までの約80年間において、全国60箇所以上から約5,000人を超える文門下生を輩出した近世日本最大規模の私塾跡である。

明治30年（1897）の閉塾以降も小学校や図書館などの学習施設が設置されるなど、日田市の文教施設の中心として位置付けられ、さらに昭和7年には市内でも最初の国史跡の指定を受けている。

このように市民によって大切にされるとともに、多くの人々の尽力により残されてきた咸宜園跡の保存・活用・整備における課題を解決し、本質的価値を確実に保存継承していくため、適切な保存管理と公開活用、史跡の価値を的確に表現した整備を計画的に行っていく必要がある。そこで、平成5年（1993）策定の基本構想なども踏まえながら、以下の通り目標とする将来像を「大綱」として掲げる。

現代に甦る「咸宜園」

咸宜園時代から残る歴史的建造物や地下遺構を適切に保存管理するとともに、失われた建造物等の顕在化を図り、私塾咸宜園の教育を伝える場所として活用し、後世に継承する。

第2節 基本方針

本計画における基本方針について以下に示す。

(1) 保存（保存管理）

本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、確実な保存（保存管理）を行う。

指定地に残る歴史的建造物や遺構、復元建造物等の適切な維持管理を行う。そして、本質的価値を構成する諸要素や史跡の保護に有効な諸要素の保存管理、史跡周辺地域を構成する諸要素や歴史的景観の保全、これらに必要な調査を実施する。

(2) 活用

「咸宜園跡」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、適切かつ積極的な活用を図る。

歴史的建造物や遺構等の本質的価値の保存を前提に、咸宜園で行われていた教育や淡窓の思想などの調査・研究を進め、そこから得られた成果を咸宜園教育研究センターでの展示や体験学習などにより伝え、後世に継承するための教育施設として周辺の文化財群とともに活用を図る。

(3) 整備

本質的価値の確実な保存や本質的価値の理解に必要な整備を行い、往時の咸宜園の姿を目標とした整備を進める。

歴史的建造物や遺構等の保存・継承のために必要な整備や本質的価値の理解に必要な情報を提供するための設備などの整備を行い、私塾として最盛期の廣瀬淡窓塾主時代の1840～1850年代の咸宜園の姿の再現に向けて整備を進める。

(4) 運営・体制

史跡の確実な保存と地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

「咸宜園跡」の適切な保存・活用を推進していくために、行政組織内及び関連団体等の保存活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制の構築並びに日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携体制を推進する。

第7章 保存（保存管理）について

第1節 保存（保存管理）の方向性

史跡咸宜園跡の保存（保存管理）の基本方針は、「史跡の本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、確実な保存（保存管理）を行う。」ことである。指定地に閉塾から残る歴史的建造物や遺構、復元建造物等の本質的価値を構成する諸要素や史跡の保護に有効な諸要素の現状維持を基本としながら、適切な維持管理を行う必要がある。また、史跡咸宜園跡の価値は、咸宜園周辺の地下遺構や関連文化財群を含めた指定地外のエリアにも及んでいる。

そこで保存（保存管理）の方向性については以下のとおりとする。

①保存（保存管理）の推進

- ・ 史跡指定地内の歴史的建造物等の現状の利用形態を維持しつつ、指定地内を構成する各要素の現状や保存・活用上の位置づけに応じた保存管理の方法を定め、史跡としての本質的価値を構成する要素を確実に保存する。
- ・ 指定地内で予測される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、現状変更の取扱い基準及び日常の維持管理行為を設定し、法令に基づいた適切な管理を実施する。
- ・ 各種災害・事故等の緊急事態や非常事態に応じて危機管理体制を構築し、必要に応じた巡視や訓練等を行い、史跡の本質的価値を構成する要素を守るための適切な措置を講じる。
- ・ 周辺の地下遺構や関連文化財群など、本質的価値を構成する周辺の諸要素や一体の風致景観をなす周辺地域について、当該物に関する関係法令を用いた保全措置に努める。

②調査・研究の推進

- ・ 史跡咸宜園跡の本質的価値や魅力をさらに深化させるための調査・研究を引き続き計画的に行う。

第2節 地区区分

史跡咸宜園跡の保存を図るため、本質的価値を構成する要素やその性格、本質的価値以外の要素の状況を踏まえ、指定地を次の地区に区分する。

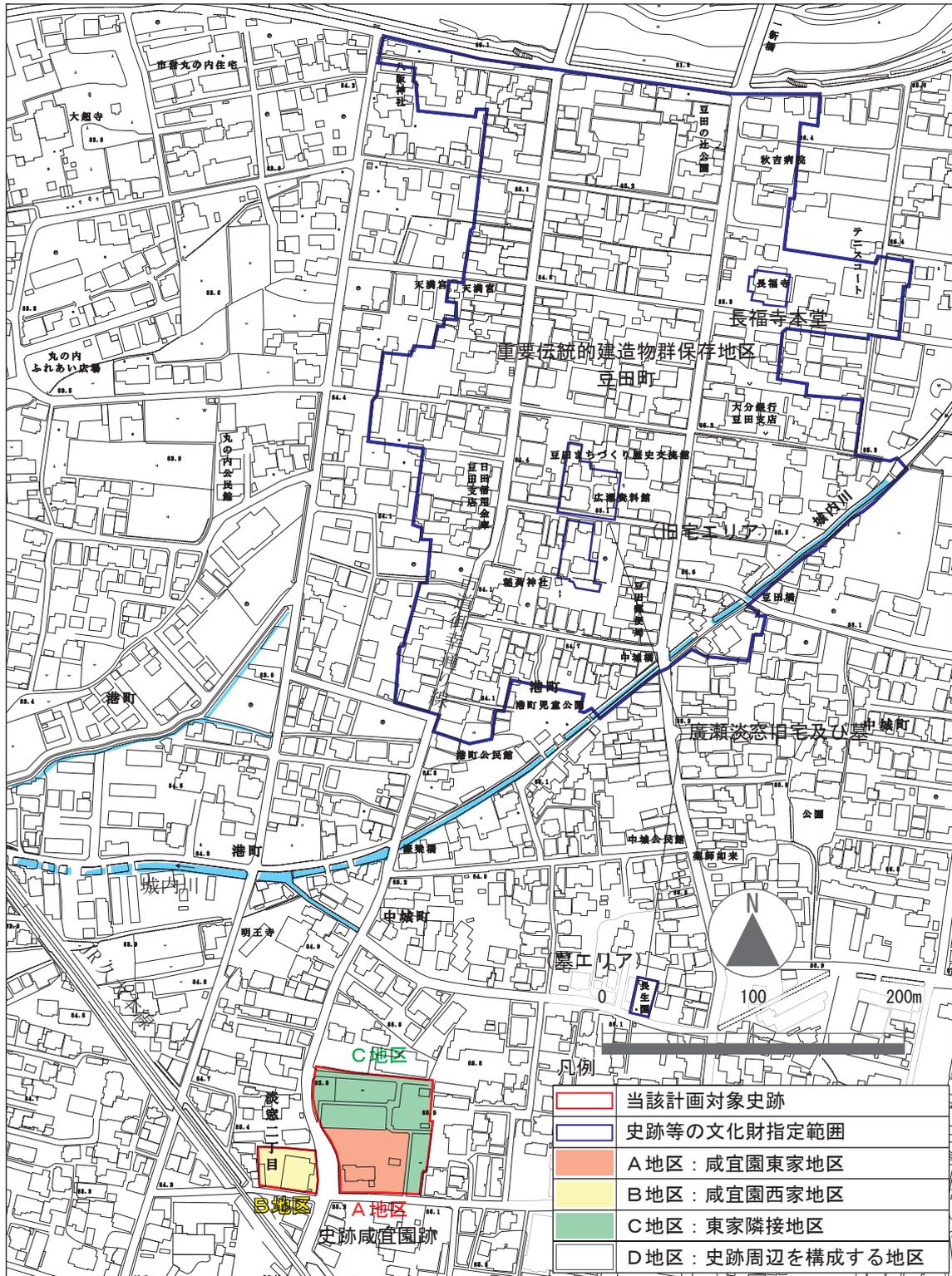


図 7-1 保存（保存管理）に係る地区区分図

第3節 保存（保存管理）の方法

前節で示した地区区分を基に、地区ごとの保存（保存管理）の方法についてふれる。

(1) A地区：咸宜園東家地区

咸宜園の歴史的建造物が残る範囲で既に整備され、調査成果などから咸宜園東家の範囲と想定されている。咸宜園の塾施設が後に拡張された範囲で、塾主居宅関連の歴史的建造物が唯一残り、塾関連の地下遺構なども確認されている。既に建造物の復原整備並びに地下遺構の復元整備（「東塾」「講堂」「梅花塙」等の地上表示）などが行われ、地表面は当時の意匠に併せて真砂土舗装（一部芝貼）をされている。

本質的価値の保存と維持管理に努めながらも、経年劣化などに応じて随時環境整備を行う。また史跡景観を構成する庭園に関しては、歴史的建造物等の適切な保存に留意しながら、適宜剪定や伐採などを行う。

（要素別の保存管理の方法）

①本質的価値を構成する諸要素の保存

- ・歴史的建造物においては、現状を適切に保存し、日常的な点検を行い、傷みや不具合の早期発見に努め、傷みが見られる箇所に対して、維持的措置の範囲で随時修復を行う。なお、軽微な損傷以外の場合には本格的な復旧策を講じるものとする。
- ・庭園及び庭園付帯工作物に関しては、歴史的庭園としての価値を損なうことがないように、日常的な点検や維持管理によって史跡景観の維持に努め、剪定等により適切な樹形・樹高を維持する。樹木の生育によって遺構に影響を及ぼす場合や衰退・枯死等の場合は、専門家の意見や指導を受けながら史跡景観の維持を前提とした伐採や植替え等を行う。
- ・地下遺構は現状保存を前提とする。

②本質的価値を構成する諸要素以外の要素の保存

- ・史跡の保護に有効な要素（復元遺構や史跡維持施設）は史跡の顕在化や維持管理に必要な要素であるため、本質的価値を構成する諸要素の保存を前提として維持管理に努める。

(2) B地区：咸宜園西家地区

近年公有化された未整備の地区で、咸宜園西家の範囲と想定されている。廣瀬淡窓が最初に咸宜園を開いた際の塾施設等があった範囲であるが、歴史的建造物は残っておらず、絵図に見られる井戸跡を除いて、地下遺構もほぼ確認されていない。地表面は発掘調査後に埋め戻された状態で、民有地時代に設置されたブロック塀等が残ったままとなっている。

本質的価値の保存に努めながらも、史跡の顕在化のために積極的に環境整備を行うべき範囲にあたる。

①本質的価値を構成する諸要素の保存

- ・現存する井戸跡や地下遺構は現状を適切に保存し、調査成果に応じて保存を前提とした整備を行う。

②本質的価値を構成する諸要素以外の要素の保存

- ・ 史跡の保護に有効でない要素で（樹木及び工作物等）に関しては、地下遺構などの本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を及ぼす場合は除却を行い、史跡環境の整備を行う。

(3) C地区：東家隣接地区

咸宜園東家に隣接する範囲で既に整備され、調査成果などから咸宜園東家に隣接した畑などが広がる範囲と想定されている。咸宜園と関連する畑状の地下遺構以外には、秋風庵に隣接していた歴史的建造物である書蔵庫や関連石碑類が移築され、管理棟や三和土舗装の園路、芝生広場等の史跡の維持管理施設が主に整備されている。

史跡の保存活用に有効な要素が主を占めることから、本質的価値を構成する諸要素の保存に留意しながら、これら施設の維持管理に努め、経年劣化や必要に応じて随時環境整備を行うべき範囲にあたる。また史跡内の樹木類については、地下遺構に影響を及ぼさないよう適宜剪定や伐採などを行う。

①本質的価値を構成する諸要素の保存

- ・ 歴史的建造物は現状を適切に保存し、日常的な点検を行い、傷みが見られる箇所に対して、維持的措置の範囲で随時修復を行う。また、必要に応じて移設等も含めた本格的な整備も検討する。
- ・ 石碑や地下遺構に関しては、現状を適切に保存する。石碑に関しては、必要に応じて移設等も含めた整備も検討する。

②本質的価値を構成する諸要素以外の要素の保存

- ・ 史跡の保護に有効な要素（史跡維持管理施設）については、史跡の顕在化や維持管理に必要な要素であるため、本質的価値を構成する諸要素の保存を前提として維持管理に努める。

(4) D地区：史跡周辺を構成する地区

史跡指定地外に該当しているものの、調査成果などから道路内には咸宜園本来の範囲が一部残存すると想定されており、さらに史跡景観を形成する地域で、史跡のガイダンス施設である咸宜園教育研究センターもある。さらに北側の豆田町一帯には史跡と関連する文化財群が多数広がっている。

周辺地区を構成する関係法令を元に景観を維持するよう努め、埋蔵文化財包蔵地として咸宜園関連地下遺構の調査を進め、必要に応じて保護の施策を検討する。また、ガイダンス施設を中心とし、関連文化財群と連携した景観保全について検討する。

第4節 現状変更の取り扱い

(1) 現状変更等の取り扱い方針

①現状変更等の許可申請の法的区分

史跡指定地内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化財保護法（以下、法）第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、法第168条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を求める必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、日田市教育委員会がその事務を行う。

なお、災害・事故等で史跡と一体となった土地等の諸要素にき損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、管理団体が「き損届」（法第118条）、「復旧届」（法第127条）を文化庁長官に届け出ることになっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に、改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

②現状変更等の内容

原則として、史跡地内で史跡の現状を変更する行為全てが許可申請の対象となる。史跡咸宜園跡において想定される現状変更行為には以下に挙げるものがある。

- 1) 建造物の新築、増築、改築、改修、移設、除却
- 2) 工作物（案内板、遺構説明板、史跡標柱、園路、多目的広場、生垣、門扉、消防設備、排水設備、電気設備、道路標識など）の設置、改修、移設、除却
- 3) 樹木の伐採、移植
- 4) 切土・盛土などの土地の形状の変更を伴う工事
- 5) 発掘調査等の各種調査、史跡の保存整備

③現状変更等の許可が必要でない行為

法第125条に規定する現状変更等の制限については、但し書きがあり、以下のア～ウについては、許可不要行為とされる。このほか見回り等の点検や清掃、除草等のエの維持管理は史跡の適正な保存管理のために不可欠な行為であるため、許可不要行為とする。

ア 維持の措置

※「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に記載されている以下の維持の措置の範囲に基づく。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の現状に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、または衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

※ウに関しては行為の内容によっては軽微の判断が難しいものがあることから、日田市教育委員会と事前協議を行うものとする。

エ 維持管理

(2) 現状変更等の取り扱い基準

①現状変更等の取り扱い原則

史跡の本質的価値の保存・継承や管理・活用に伴う整備、史跡の維持管理上必要な工作物の修復や整備等については現状変更を認める。また、樹木の剪定などに係る現状変更についても史跡に影響の無い範囲で認めるものとする。それ以外の現状変更等の行為は原則として認めないものとする。

②現状変更等の取り扱い基準

前述の現状変更等の取り扱い原則に従い、現状変更等の取り扱い基準を以下に定める。

1) 建造物の新築、増築、改築、改修、移設、除却

【A地区】

- ・史跡の保存・維持管理や活用上必要な整備などは認める。（除却は除く）
- ・各種調査成果に基づいた整備などについては認める。
- ・その他の行為は原則として認めない。

【C地区】

- ・史跡の保存・維持管理や活用上必要な整備などは認める。
- ・各種調査成果に基づいた整備については認める。
- ・その他の行為は原則として認めない。

2) 工作物の設置、改修、移設、除却

【A・B・C地区】

- ・史跡の保存・活用に関する工作物の設置などについては認める。
- ・史跡の利便性を向上させる工作物の設置などについては認める。
- ・史跡の防災・防犯上必要と判断された工作物の設置などについては認める。
(ア)これらの設置などは、史跡への影響を最小限に留めることを前提に認める。
- ・その他の行為については原則として認めない。

3) 樹木の伐採、移植

【A地区】

- ・史跡の維持管理上、史跡に影響の無い範囲での伐採などについては認める。
- ・その他の行為について原則として認めない。

【B・C地区】

- ・史跡の維持管理上、史跡に影響の無い範囲での伐採などについては認める。
- ・史跡の価値を損なう可能性のある樹木の伐採、移植については認める。
- ・その他の行為については原則として認めない。

4) 切土・盛土などの土地の形状の変更を伴う工事

【A地区】

- ・史跡の保存上、または史跡の本質的な価値を高める上で必要な造成工事については、史跡に与える影響が無い、または最小限の範囲で認める。
- ・その他の行為については原則として認めない。

【B・C地区】

- ・史跡の本質的な価値を高める上で必要な造成工事については、史跡に影響の無い、または最小限の範囲で認める。
- ・その他の行為については、原則として認めない。

5) 発掘調査等の各種調査、史跡の保存整備

【A・B・C地区】

- ・建造物、工作物や遺構の保護を前提として、その目的を明確にして適切な範囲で行われる各種調査や史跡の本質的な価値に資する調査、史跡の保存整備に必要と判断される調査については認める。
- ・その他の行為については、原則として認めない。

③現状変更等の手続きが必要でない行為

1) 維持の措置の例（「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条該当項目）

【建造物】

- ・経年変化による土壁や土間の小規模なクラック、ごく小規模の塗装の剥がれ、床板の痛みや柱の補修など（第4条1・2号対応）
- ・経年変化等により破損した茅葺屋根の一部差し換えや腰壁の修繕など（第4条1・2号対応）
- ・台風等の被害で破損した部分を同一素材による交換（第4条第1号での対応）

【工作物】

- ・園路・広場等などにおいて、降雨などにより軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧（第4条1・2号対応）

【樹木】

- ・台風等の災害により折損した樹木の折枝の伐採及び切口腐朽防止材等の塗布、倒木の伐採及び撤去（第4条第3号）
- ・病虫害に罹患した数本程度の植物の枯死の場合あるいは病害拡大を防止する場合の伐採、除去（第4条2・3号対応）

2) 非常災害のために必要な応急処置の例

所有者が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置

例) 大雨、台風等の際に崩落危険箇所や浸水箇所等へ被害拡大防止のために行う、土嚢の設置や簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置

※これらは、文化財保護法第120条の規定に基づき、必要に応じて「き損届」を提出する必要がある。

3) 所有者が行う管理行為（維持管理の例）

- ・建物及び工作物の保守管理（建造物の日常的清掃、電気等工作物の定期点検）
- ・建築物の建具、床等の維持管理、障子の張り替え、畳替え
- ・史跡の日常的清掃、除草、定期的草刈
- ・樹木の管理（剪定、刈込、病虫害駆除、施肥、エアレーション、枯木・枯枝・倒木の把握、下刈、つる切り・枝打ち、植栽した灌木類の枯損に伴う補植等）
※木竹の伐採（幹を切ること、枝を切断して除去すること）は、維持の措置である場合を除き、現状変更の届出が必要であり、文化財保護法施行令及び処理基準に基づくものとする。
- ・水路清掃・堆積物の除去。※浚渫は現状変更許可が必要
- ・文化財保存活用施設（説明板・柵等保存管理施設、ベンチ・トイレ等便益施設）の清掃・補修（同意匠での塗装の塗り直し、説明板の内容変更、部材の部分的破損に伴う同意匠での部材取り替え、柵の破損部補修部材取り替え、部分的屋根材の修繕）※ただし土地の掘削を伴わないもの、概ね2割を超えない範囲での補修に限る。

(3) 調査・研究

史跡咸宜園跡の本質的な価値や魅力を更に深化させるために必要な調査・研究を継続して進める。整備の時期としている咸宜園が最盛期を迎える1840年代後半～1850年代前半頃の状況を明らかにするため、関連する史資料調査を推進する。また、咸宜園教育研究センターで進めていく調査・研究などの項目は以下の通りである。

- ①咸宜園関係史料の所在調査及び整理（デジタル化）
- ②歴代塾主や門下生に関する調査研究
- ③咸宜園に関する調査研究
- ④教育遺産及び教育史に関する調査研究
- ⑤咸宜園教育研究センター研究奨励事業を推進する。

また、必要に応じて地下遺構の把握などの発掘調査を進め、建造物の痕跡や把握を行う。こうした調査成果は、適切に公開や情報発信し、史跡の保存・活用・整備の基礎資料としていく。

(4) 現状変更等の手続きの流れ

史跡地周辺での開発においては、事前に開発事業者との協議を行い、確認調査や立会調査によってその内容を確認し、調査成果については、史跡の整備・活用などに反映させていく。

史跡地の周辺関連文化財群と連携し、また関連法令に基づいて景観保全について検討していく。

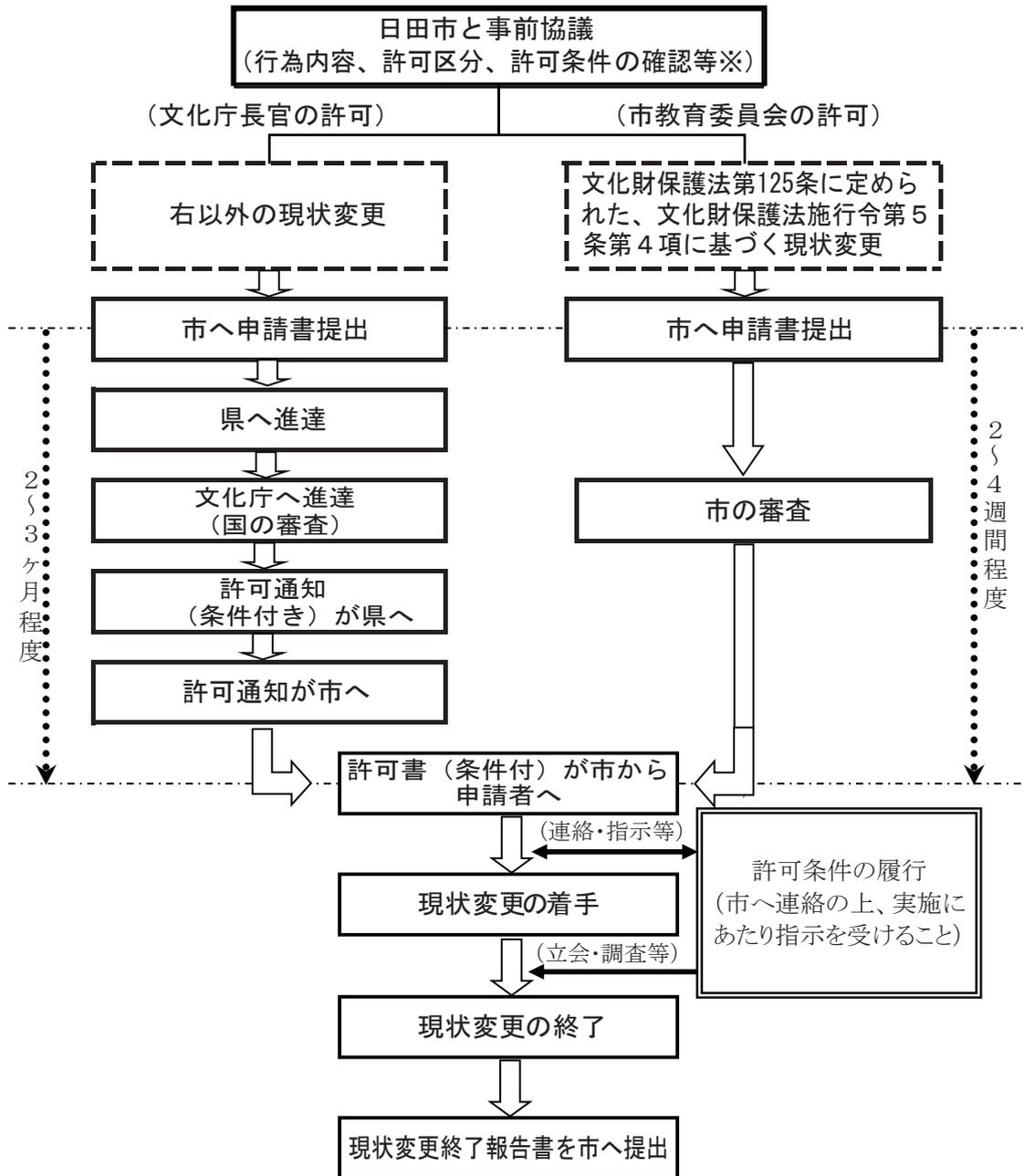


図7-2 現状変更手続きのフローチャート

- ※ 事前協議を行う窓口は、日田市教育委員会文化財保護課である。
 なお、実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

(5) き損・破損時の手続きの流れ

台風や大雨、地震等により緊急を要するき損等が起こった場合は、通常の維持管理で対処できる軽微なき損等を除いて、き損等の状況を迅速に日田市教育委員会に報告し、き損届の提出を行う必要がある。また、発生したき損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について日田市教育委員会と協議を行い、修理手法などの検討を行う（協議は、大分県教育委員会や日田市教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁と行う）。修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の30日前までに文化庁長官宛に提出し、修理を行う。ただし、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う。

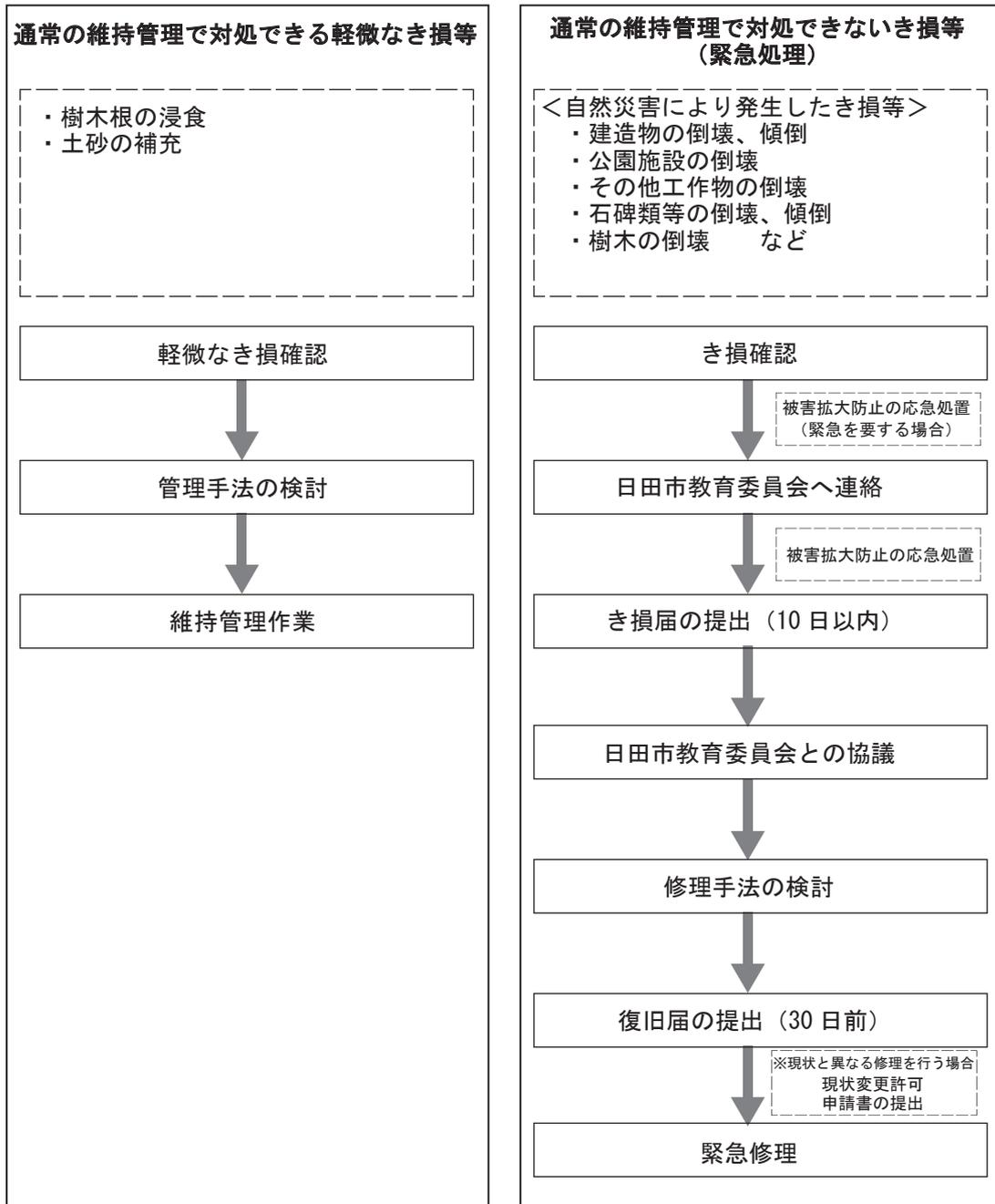


図7-3 き損・破損時の諸手続きのフローチャート

第8章 活用について

第1節 活用の方向性

史跡咸宜園跡の活用の基本方針は、「本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、適切かつ積極的な活用を図る。」ことである。本質的価値及びそれを補足する調査・研究により史跡の理解を深める顕在化を図るとともに、私塾咸宜園の教育を伝える場所として現在社会に活かす必要がある。

そこで、活用に係る方向性は以下のとおり定める。

①積極的な活用の推進

- ・非公開の歴史的建造物や史資料などの積極的な公開活用を図る。
- ・見学動線の整理やデジタル技術等を活用するなど史跡のガイダンス機能を高める。
- ・史跡の顕在化を図り、史跡を効果的に理解するための活用コンテンツを開発する。

②教育活動での活用の促進

- ・学校教育や生涯学習の一環として、咸宜園で行われていた教育や淡窓の思想などを展示や体験学習・講座などにより伝える。

③地域資源としての活用

- ・史跡に関連する文化財群とともに一体的に活用する手法を検討する。
- ・地域住民のニーズを把握し、市民の活用を促進する。
- ・日本遺産の取組や関係機関とも連携し、観光誘客資源として活用を促進する。

第2節 活用の方法

方向性を踏まえ、活用の具体的な手法を以下に示す。なお、ここで記述するAからD地区は、第7章図7-1で区分した地区区分を参照する。

(1)本質的価値の積極的な公開

- ・AからC地区については、現在の公開手法を基本とし、書蔵庫等の非公開としている歴史的建造物の公開を検討する。
- ・D地区については、史資料のデジタルアーカイブ化を進め、「おおいたデジタル資料室」といった媒体を通じて公開を進める。
- ・D地区については、咸宜園教育研究センターの新しい調査成果は展示室を利用した企画展等で公開する。
- ・A及びB地区については、未整備範囲の整備に併せて見学動線の整理を行い、来場者の見学ルートの設定を行う。
- ・A及びB地区については、失われた私塾跡の本質的価値を理解するために、調査成果などを活かして塾跡や宿舎といった歴史的建造物をVRやARといったデジタルコンテンツなどの情報発信ツールを活用して史跡の顕在化を図る。
- ・AからC地区については、史跡を効果的に理解するため、多言語化やICTを活用したガイダンスコンテンツを整備し、情報発信を効果的に行う。
- ・AからC地区については、インバウンド対応を含め、咸宜園での学び等を体験できるよう、既存のコンテンツに加えて新たなプログラムの開発や実施を行う。

(2) 学習の場としての活用（全地区）

- ・「日田市教育大綱」では、咸宜園教育の理念を生かした学校経営など、地域の特色ある学校教育の展開が示されているが、市内の小中学校に咸宜園で行われていた教育や淡窓の思想などを伝える現代の咸宜園として学校教育の場で伝えるよう、引き続き、総合学習のカリキュラムに組み込む。
- ・高等学校の探究学習（「総合的な探究の時間」）のテーマに採用されるよう周知を行い、市民向けの出前講座等に取り組む。
- ・関係機関と連携して歴史が学べる生涯学習の場として、史跡内建造物や咸宜園教育研究センターでの体験学習や講座等を通して普及啓発を図る。
- ・市内小学生による「日本遺産子どもガイド」を養成し、「日田天領まつり」や「天領日田おひなまつり」でガイドを実施する。ひいては、ガイドを経験した子どもたちが、廣瀬淡窓や咸宜園を郷土の誇りに思うことで、郷土愛の醸成につながる。

(3) 地域資源としての活用（全地区）

- ・市民が咸宜園への愛着や誇りを持ち、地域の憩いの場やシンボリック施設としての活用を促進するよう情報発信やイベントを行う。具体的には、秋風庵や遠思楼などの史跡内の歴史的建造物あるいは史跡地内で行うお茶会といった伝統文化に触れるイベントや、それに合わせて多目的ゾーンでキッチンカーの出店を促すなど、史跡を利活用できる仕組みづくりを図る。
- ・日本遺産の構成文化財（豆田町伝統的建造物群保存地区、廣瀬淡窓旧宅及び墓、長福寺本堂など）や観光資源と連携し積極的な観光誘客を図るため、史跡巡りなどの観光ルートや解説イベントなどの開発などに取り組む。具体的には、日田市観光協会の「日田ご当地コンダクター」（有料ガイド）に対する咸宜園・廣瀬淡窓に関する研修を実施することによって、観光客受入態勢の強化を図る。その他、門下生らが休日に訪れた名所・旧跡を紹介したマップの作成や現地案内イベントの開催を市民団体「咸宜園放学遊山の会」とともに取り組む。
- ・世界文化遺産登録を推進している日本遺産「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」の主な構成資産である弘道館（茨城県水戸市）、足利学校（栃木県足利市）、閑谷学校（岡山県備前市）をはじめとした日本各地にある近世日本の教育遺産に関連する文化財との積極的な連携を図る。具体的には、日本遺産を構成する4市において、市民による「近世日本の教育遺産サポーター」制度を創設し、シビックプライド※の醸成、市民協働事業の推進、情報発信の強化、子ども交流事業の実施、市民の相互交流を図る。

※シビックプライド：地域への誇りと愛着を表す。地域に対する愛着を示す「郷土愛」と似ているが、「シビックプライド」には自分自身が地域の構成員であり、主体的に町を良い場所にしていこうとする意志が含まれている。

第9章 整備について

第1節 整備の方向性

史跡咸宜園跡の整備にあたっては、「本質的価値の確実な保存や本質的価値の理解に必要な整備を行い、往時の咸宜園の姿を目標とした整備」を基本方針としている。そこで、方向性を以下に定める。

- ・歴史的建造物については、経年劣化が著しい場合、修理・修復を検討する。このほか、未公開建物の公開活用に向けた整備についても併せて検討する。
- ・史跡内設備で、劣化や利便性が悪いものについては、利便性向上を目的とした修理・修復や改修（再整備）等を検討する。
- ・史跡内の防犯・防災機能の向上を目的とした設備設置を検討する。
- ・未整備の西家側では、整備に必要な調査成果等を元に遺構復元を検討するとともに、デジタル技術を活用した復元コンテンツの提供を検討し、史跡環境の整備を行う。ただし、将来的に再調査等により地下遺構が発見される場合を考慮し、短期整備は簡易的かつ可逆性を持たせた施設整備に留めるものとする。
- ・史跡の見学動線を整理し、東家と西家で一体的な活用が可能な整備を検討する。

第2節 整備の方法

整備の方法については「史跡の保存に係る整備」、「史跡の活用に係る整備」に分けて示すとともに、整備事業としての実施期間及び手順等を示す。なお、ここで記述するAからD地区は、第7章図7-1で区分した地区区分を参照する。

(1) 史跡の保存に係る整備

- ・AからC地区については、歴史的建造物の保存（復原・復元）に必要な技術的措置として、学術的調査成果等に基づいた整備を行い、経年劣化等に応じて適切な修復を行い、防災や維持管理上必要な施設についても整備する。
- ・B地区（一部A及びC地区）については、地下遺構の保存に必要な技術的措置として、被覆保護層を設けた造成を行い、復元遺構表示に当たっては地下遺構を損傷することのないように実施する。
- ・B地区については、信号機の移設を検討する。

(2) 史跡の活用に係る整備

- ・B地区については、本質的価値の顕在化においては、学術的成果に基づいて西家側の井戸跡の復元整備（井戸屋形の復元など）や地上表示などを行う。
- ・B地区については、西家側の庭園について、史資料を基に樹種等を含めて復元を検討する。
- ・AからC地区については、史跡を適切に公開し、環境や景観に配慮した快適な環境を目指して未整備範囲の公開活用及び管理運営に係る施設の整備を行う。また、既整備範囲についても更なる利便性の向上を目的とした整備を検討する。
- ・AからC地区については、咸宜園への理解を深めるための展示施設（IT技術を活用した解説板やジオラマなどが配置できる空間やVR・ARといったデジタル技術など等）を整備し、史跡の価値の顕在化（環境の再現や遺構の立体的な復元）を目指す。
- ・A及びC地区については、道路で分かれている東家地区と西家地区や東家周辺地区とガイダンス施設（咸宜園教育研究センター）などの各施設を安全かつ史跡理解に効果的な来訪動線の整理を目的とした施設整備を行う。
- ・D地区については、周辺の関連遺跡の一体的な公開活用促進を図るため史跡探訪ルートの整備等を検討する。

第3節 整備の実施期間と手順

整備を短期的・長期的な展望のもとで実現すべき項目として区分し、それぞれの大まかな手順を示す。

(短期整備)

- ・未整備の西家側の保存のための整備を概ね令和10年度までに完了する。
- ・整備済みの東家側と未整備の西家側の一体的な活用を促すため、活用のための整備を令和10年度までに実施する。

(長期整備)

- ・保存のための整備として歴史的建造物の経年劣化に伴う修復について、その損傷具合を検討し、必要に応じて整備に着手する。
- ・活用のための整備として、また、各種調査等による新たな学術的成果に応じて、復元整備を検討し、東家側との動線整理や管理施設等の見直しを行う。

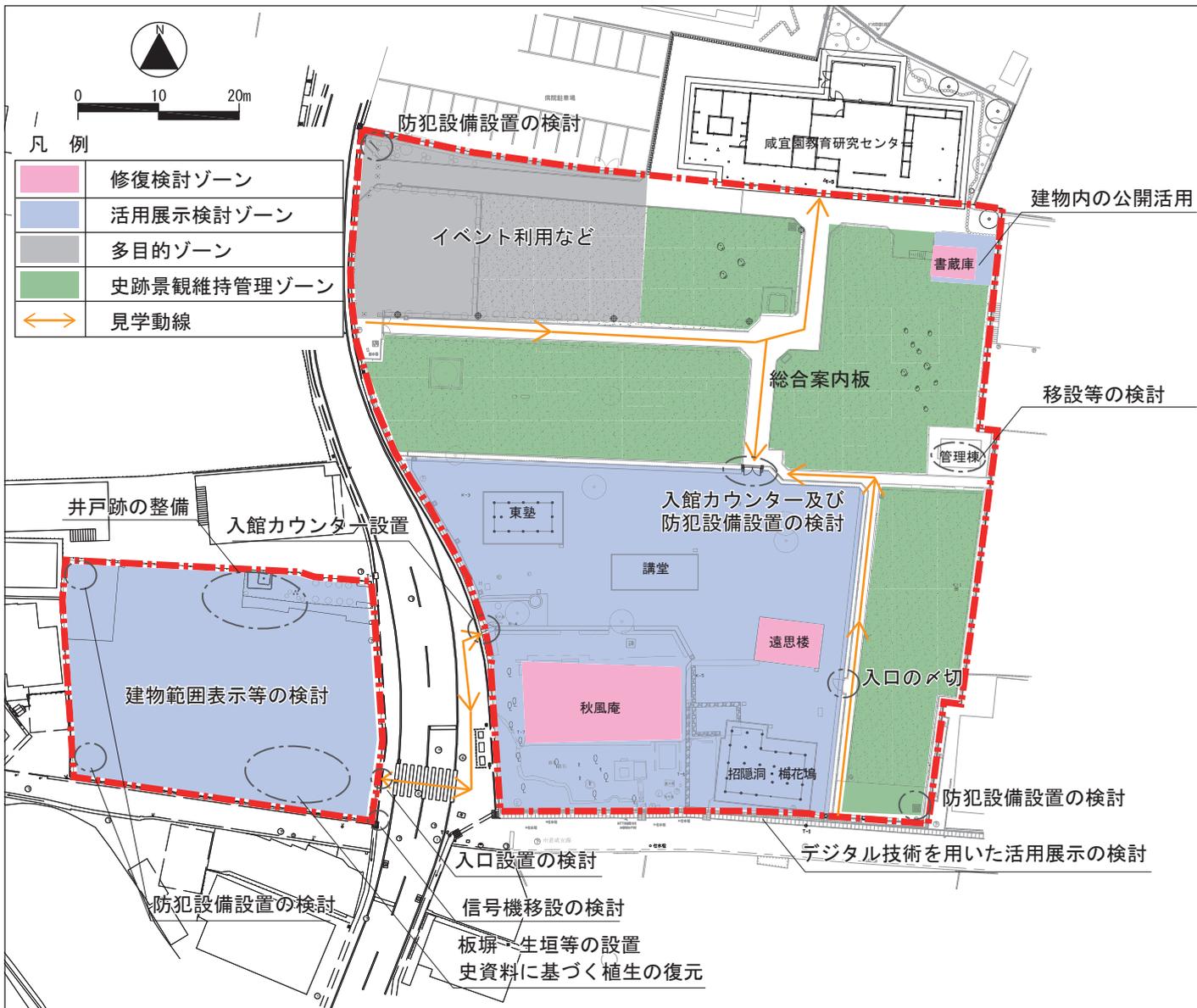


図 9-1 整備イメージ図

第10章 管理・運営体制について

第1節 管理・運営体制の方向性

史跡咸宜園跡の管理・運営体制の基本方針は、「史跡の確実な保存と地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。」ことである。

そのため、「咸宜園跡」を適切に保存・活用を推進するための管理・運営体制の方向性を以下にまとめる。

①行政組織内の管理運営体制の強化

- ・咸宜園跡の効率的・効果的な管理運営を行うために、保存（保存管理）や活用などの管理・運営主体である咸宜園教育研究センター、整備など技術支援を行う文化財保護課、日本遺産を担当する世界遺産推進室などの文化財関連部局だけでなく、他の教育部局や観光部局などの関連する様々な部局と相互連携強化を図り、持続可能な体制の整備を行う。

②関連団体等との連携と市民参画の促進

- ・豆田町や廣瀬淡窓旧宅及び墓などの一体的な活用が求められる関連文化財群の保存団体や所有者などと連携体制を強化する。
- ・史跡の維持管理や運営、調査研究やイベントなど多様な場面で市民参画を促進させ、市民との協働による取組みを充実させることで、史跡に対する理解と啓発を図る。

③日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携

- ・史跡の価値を高め広く情報発信するために、日本遺産「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」の主な構成文化財である弘道館（茨城県水戸市）、足利学校（栃木県足利市）、旧閑谷学校（岡山県備前市）との連携やそのほかの教育遺産関連資源との連携を強化する。

第2節 管理・運営の方法

管理・運営の方向性をふまえ、方法については以下のとおりとする。

①行政組織内の管理運営体制の強化

- ・咸宜園教育研究センターによる管理運営を長期的に維持する。
- ・整備事業などへの技術支援を文化財保護部局や土木部局と連携強化する。
- ・まちづくり、都市景観、観光部局と連携して活用イベント等を開催する。
- ・学校教育・社会教育等の史跡咸宜園跡を活用した教育プログラムを強化する。

②関連団体等との連携と市民参画の促進

- ・豆田町伝建保存会や廣瀬淡窓旧宅及び墓等の日本遺産構成文化財の保存団体や所有者などと連絡協議の場を設ける。
- ・史跡の維持管理や運営、調査研究や体験学習プログラム、イベントの企画運営の取組に市民がボランティア参画しやすくなるための体制整備に向けた支援を行う。

③日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携

- ・日本遺産構成文化財のある自治体との情報共有・発信、イベントの開催などを行い、体制の強化を図るとともに、同種の文化財群の自治体との連携体制を構築する。

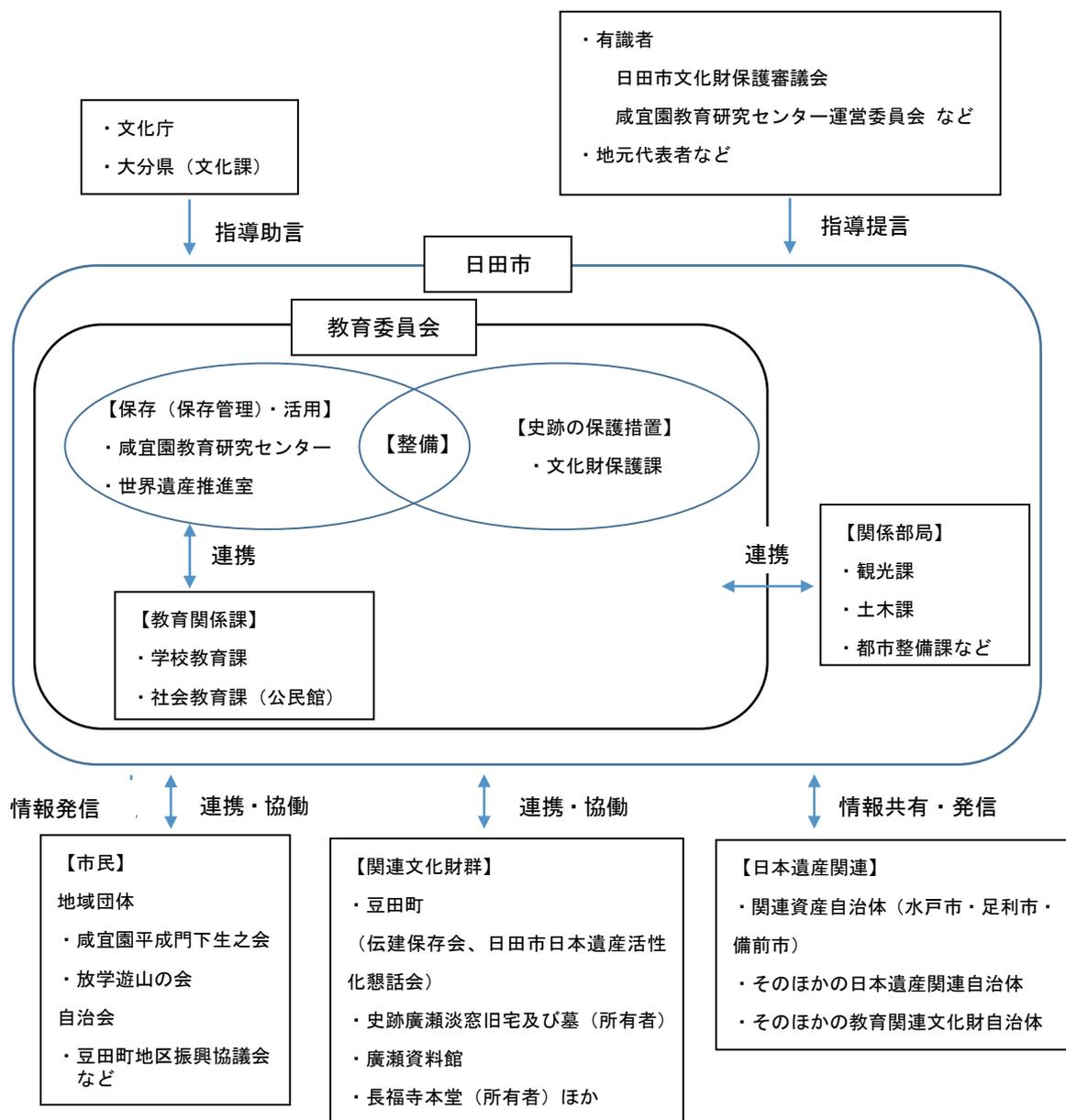


図 10-1 管理・運営体制のイメージ

第11章 実施計画の検討

第1節 事業実施の考え方

事業実施にあたっては、第6章～第9章で定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施の道筋・期間等を示す。なお、それぞれの事業期間については、短期整備を5年、中期整備を概ね10年程度、長期整備は概ね10年以上を想定している（表11-1参照）。

短期整備については、史跡の保存・管理を進めながら令和6年度に整備基本計画の策定を行う。整備基本計画では、未実施の咸宜園西家地区の整備として、西家側に残る井戸跡・屋形の復元整備、建物推定位置の地上表示を実施する。また、史資料を基に西家側の庭園の復元やデジタル技術等を利用して、失われた建造物のVRやARでの復元など史跡の価値の顕在化を目指す。これに加え、各施設を安全かつ史跡理解を促進しやすくする動線整理を計画する。また、これらの事業の目標年度を令和10年（2028）とする。なお、活用面や運営面については、既存の方法を維持しながら短期整備の状況に併せて再構築を行うものとする。（表11-2参照）

中長期的な整備として、歴史的建造物の修復から20年以上が経過し、史跡整備を行っている咸宜園東家地区や東家周辺地区については、経年の劣化などを考慮して必要に応じて整備を検討する。また、各種調査等の新たな学術的成果に応じて復元整備の実施を検討するとともに、管理施設等の見直しや動線整理、活用面の充実などの活用のための整備を検討する。特に中長期的な整備では、それまでの整備の状況や新たな課題などを踏まえて整備内容や期間を検討するものとする。

第2節 事業実施のスケジュール

施策の実実施計画を総括表としてまとめるとともに、短期整備事業期間に実施する予定について年度別の事業予定を次頁に示す。

表 11-1 実施計画総括表

区分・事業内容			期間	短期整備（～令和10年度）	中期整備（概ね10年程度を想定）	長期整備（概ね10年以上を想定）	
保存 （保存管理）	保存の推進	維持管理					
		調査研究の継続					
	調査研究の推進	再発掘調査の検討			■■■■■		
活用	積極活用	公開活動の推進					
		デジタル技術による顕在化		■■■■■			
		ICT等によるガイダンスコンテンツ強化			■■■■■		
		非公開施設の公開検討			■■■■■		
	学習活用	学校教育との連携					
		生涯学習との連携					
資源活用	関連文化財群（日本遺産）との連携						
	市民参画イベントの実施						
整備	保存整備	遺構復元整備（西家側）			■■■■■		
		歴史的建造物の修復検討			■■■■■		
	活用整備	環境整備（西家側）			■■■■■		
		動線整理（施設整備検討）		■■■■■			
運営・体制	管理運営体制強化	管理運営の維持					
		関係機関連携					
	市民参画の促進	関連団体連携			■■■■■		
		イベント			■■■■■		
		ボランティア参画検討			■■■■■		
	広域的な資源連携	日本遺産自治体との継続連携					

表 11-2 短期整備の具体的事業予定表

項目/年度		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
保存活用計画策定		■■■■■						
整備基本計画策定				■■■■■				
基本設計・実施設計					■■■■■			
整備	保存・活用整備：遺構復元整備 西家側（保護盛土・復元整備・地上表示など）					■■■■■	■■■■■	
	活用整備：環境整備 （環境の再現やデジタル技術を活用した遺構の復元など）					■■■■■	■■■■■	■■■■■
	活用整備：環境整備 （板塀・生垣等の設置、植生の復元など）					■■■■■	■■■■■	
	活用整備：動線整理 （東・西家側を含む各施設をめぐるための動線整理など）					■■■■■	■■■■■	
運用開始								■■■■■

※短期的に行う施策の中で主に整備について表記している。そのほか、保存などについては、表 11-1 で記したように継続的に行うものとする。

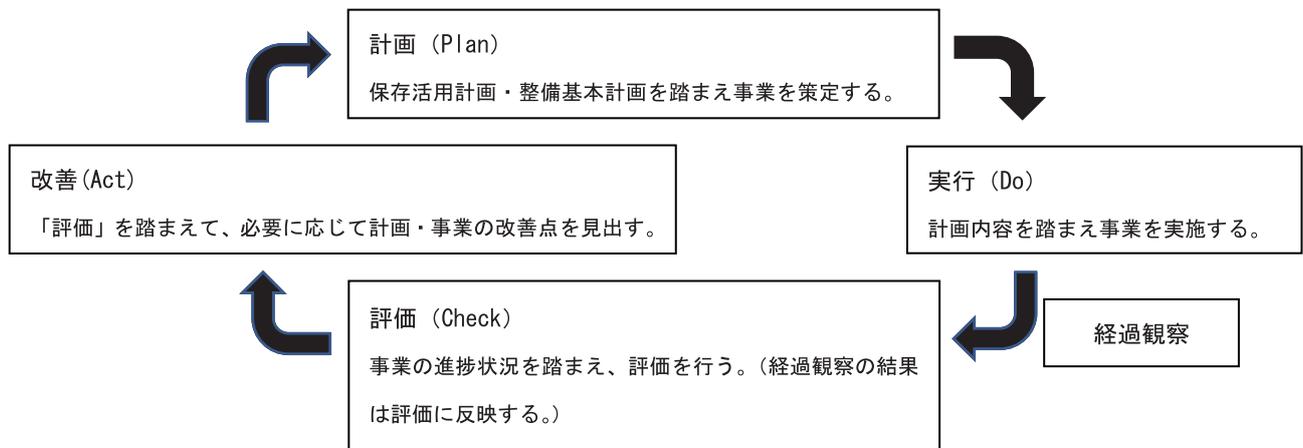
第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡咸宜園跡を確実に保存し、有効に活用していくためには、将来にわたり継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に整備や公開・活用などを行っていく必要がある。

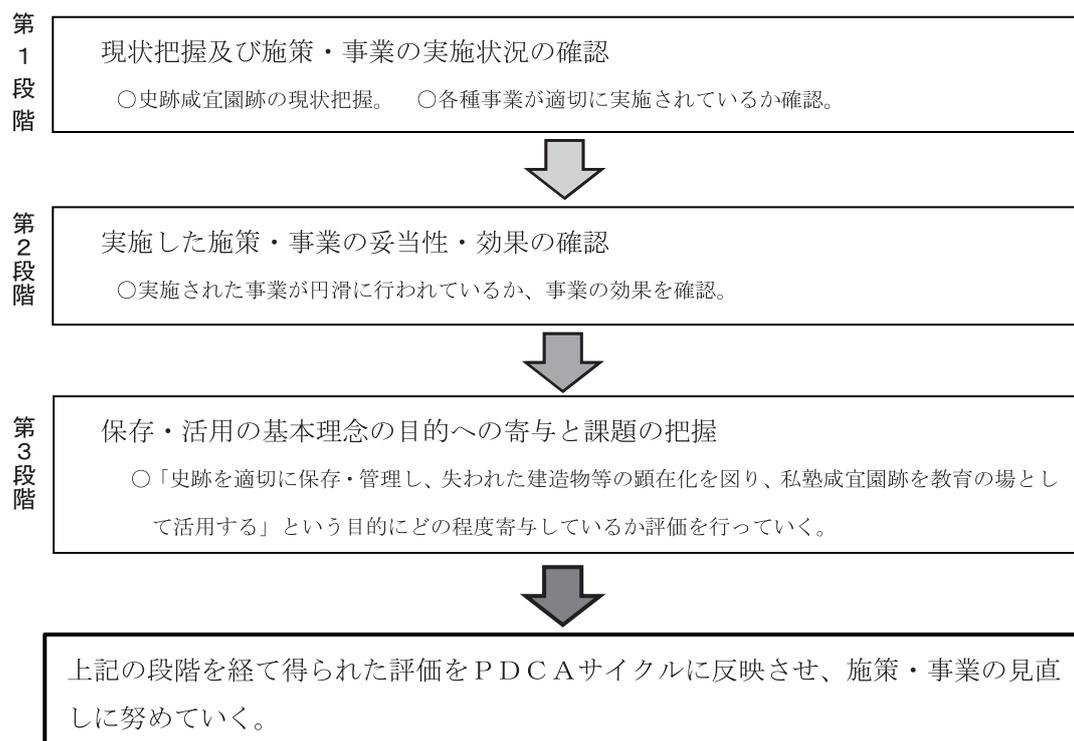
このため、計画に対して日常的・定期的な点検を行うとともに、施策・事業実施後には、各分野（保存、活用、整備、運営・体制）で経過観察を行い、施策・事業の個別的及び全体的な評価を行い、次の施策・事業に反映させていく必要がある。

経過観察は、段階ごとに行い、把握された課題は、計画や事業の進行管理（PDCAサイクル）に反映させ、今後の施策の見直しに努めるものとする。



第2節 経過観察の方法

基本方針で示した各分野（保存、活用、整備、運営・体制）の施策が適切に実施されているか確認するため、日田市教育委員会が主体となり、以下のような観察方法で行う。



(1) 施策・事業の実施状況の確認

史跡咸宜園跡の現状の把握、また各種施策や事業が実施されているか、基本的な観察指標や手法、期間を以下のように設定し確認する。

区分	指標	観察手法	観察期間
保存 (保存管理)	保存（保存管理）の推進（日常点検含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡地内の歴史的建造物、復元遺構など本質的価値を構成する要素が保護されているか。 ・ 現状変更等を行う必要が生じた際、その内容が保存方針に基づいたものになっているか。 ・ 非常事態時に必要に応じた巡視や訓練などが適切に行えているか。 ・ 史跡周辺の関連文化財群など諸要素や景観などについて、保全措置が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咸宜園教育研究センターによる史跡内の巡視、点検。 ・ 文化財保護課による必要書類の点検。 ・ 咸宜園教育研究センターや文化財保護課による消防訓練の実施。 ・ 咸宜園教育研究センターや文化財保護課などによる史跡周辺の巡視、点検。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回程度 ・ 適宜 ・ 年1回程度 ・ 月1回程度
	調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・研究が継続して実施されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による調査成果の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回程度 (年度末)
活用	積極的な活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史資料などの積極的な公開が行われているか。 ・ 史跡のガイダンス機能を高める措置が図られているか。 ・ 史跡を効果的に理解するための活用コンテンツの開発が進められているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 咸宜園教育研究センターによる確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回程度 (年度末)
	教育活動での活用の推進 <p>咸宜園でおこなわれた教育や淡窓の思想についての理解が深まっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会内の関係部署による理解度の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回程度 (年度末)
	地域資源としての活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の関連する文化財群とともに一体的に活用する手法が検討されているか。 ・ 地域住民のニーズを把握し、市民への活用を推進しているか。 ・ 関係機関と連携し、観光誘客資源として活用が促進されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咸宜園教育研究センターによる検討状況の確認。 ・ 咸宜園教育研究センターによる推進状況の確認。 ・ 観光部局による誘客状況の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回程度 (年度末) ・ 年1回程度 (年度末) ・ 年1回程度 (年度末)

区分	指標	観察手法	観察期間
整備	・歴史的建造物や復元建物などの経年劣化による修復が適切に出来ているか。	・咸宜園教育研究センターと文化財保護課による修理状況の確認。	・年1回程度 (年度末)
	・史跡内設備で利便性を向上させる修理・修復が出来ているか。	・咸宜園教育研究センターによる修理・修復状況の確認。	・年1回程度 (年度末)
	・施設内の防災、防犯設備が出来ているか。	・咸宜園教育研究センターによる設置状況の確認。	・年1回程度 (年度末)
	・西家側の史跡環境の整備が行われているか。	・文化財保護課による整備状況の確認。	・年1回程度
	・東家と西家側で一体的な活用が可能な整備が出来ているか。	・文化財保護課、咸宜園教育研究センターなどによる点検。	・年1回程度
運営・体制	行政組織内の管理運営体制の強化 ・史跡の保存活用に必要な持続可能な体制の整備が維持され、関係部局との連携が取れているか。	・咸宜園教育センターによる史跡の管理・運営の維持。	・年1回程度 (年度末)
	関連団体等との連携と市民参画の促進 ・関連団体や所有者との連携体制が強化されているか。 ・市民参画や市民との協働による取組みが充実しているか。	・咸宜園教育研究センターと世界遺産推進室による確認。	・年1回程度 (年度末)
	日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携 ・日本遺産関連組織と連携強化が図られているか。	・世界遺産推進室による連携体制の確認。	・年1回程度 (年度末)

(2) 施策・事業の実施状況の妥当性・効果の確認

実施した施策・事業が円滑に進められているか、効果・評価については、以下に示す基本的視点と確認方法を基に行う。なお、基本的視点については、第6章で示した各分野（保存・活用・整備・運営体制）の基本方針に沿っている。また、原則毎年度、施策・事業の妥当性・効果を把握し分析を行う。

①保存に関わる施策・事業の基本的視点と確認方法

【基本的視点】

- ・各種構成要素に基づいた維持管理や現状変更等の諸手続きが適切に行われているか。
- ・史跡の本質的価値を深化させるための調査・研究が適切に実施されているか。

【確認方法】

- ・日田市教育委員会による確認・評価。
- ・専門家などによる外部評価の実施。

②活用に関わる施策・事業の基本的視点と確認方法

【基本的視点】

- ・史資料の適切かつ積極的な公開活用（企画展の実施や史跡のガイダンスコンテンツの提供など）が図られているか。
- ・教育の場として活用（出前講座等）されているか。
- ・市民への活用が推進されているか。

【確認方法】

- ・日田市教育委員会及び関係部署による確認・評価。
- ・アンケート調査やヒアリング等の実施。
- ・専門家などによる外部評価の実施。

③整備に関する施策・事業の基本的視点と確認方法

【基本的視点】

- ・歴史的建造物の適切な修理・修復が行われているか。
- ・史跡内設備の利便性向上に向けての修理・修復が検討されているか。
- ・史跡内の防犯・防災機能を向上させる設備設置の検討がされているか。
- ・西家の整備と東家との一体的な活用可能な整備が検討されているか。

【確認方法】

- ・日田市教育委員会による確認・評価。
- ・専門家などによる外部評価の実施。

④運営・体制に関する施策・事業の基本的視点と確認方法

【基本視点】

- ・行政組織内の管理運営体制が強化出来ているか。
- ・関連団体等との連携と市民参画の促進が図られているか。

【確認方法】

- ・日田市教育委員会による確認・評価。
- ・関係部局や関連団体による確認・評価。

(3) 保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

実施した施策・事業が基本理念「咸宜園時代から残る歴史的建造物や地下遺構を適切に保存管理するとともに、失われた建造物等の顕在化を図り、私塾咸宜園の教育を伝える場所として活用し、後世に継承する。」という目標に対してどの程度寄与しているか評価を行う。

評価方法は、(1) 及び (2) で得られた結果を踏まえて日田市教育委員会が中心となり、関係部局と協議・検討して総合的に判断していく。

総合的な判断によって得られた積み残しや新たな課題は、PDCAサイクルに反映させ、施策・事業の見直しに努めていく。

【関係法令】

○文化財保護法

(昭和二十五年法律第二百十四号)

最終改訂：令和四年六月一七日法律第六八号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

- 3 この法律の規定（第九条、第十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
 - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別

史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物があるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮

指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期

について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

る。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百十八条及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は

第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

○文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)

最終改訂：令和五年三月二三日政令第六八号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

(法第二百二十六条の政令で定める処分等)

第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
 - 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
- 2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。
- 一 前項各号に掲げる認可の別
 - 二 当該認可に係る区域
 - 三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

(法第四百十一条第二項の規定による協議)

第三条 文化庁長官が法第四百十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

(伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準)

- 第四条 法第四百十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。
- 2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。
- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又

- は除却
 - 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
 - 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
 - 四 木竹の伐採
 - 五 土石の類の採取
 - 六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの
- 3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。
- 一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
 - 二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること
 - 三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
 - 四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
 - 五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
 - 六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
 - 七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
 - 八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。
- 5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。
- 6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。
- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）
 - 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六

号に規定する電気事業をいう。)の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業(同項第十四号に規定する発電事業をいう。)の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第百二十一条第二項(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項(法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)
- 三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長))が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
 - 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

- 二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

- 第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下この項において

同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
- ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- 二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（出品された重要文化財等の管理）

- 第七条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意を

するかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

（事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）
最終改訂：平成三十一年三月二九日 文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼ、う、ゝを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員

会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

- 第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(庁保記二二六号 平成一二年四月二八日)
都道府県教育委員会あて文化庁次長通知

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境

又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 二 令第五条第四項第一号ロ関係
- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 三 令第五条第四項第一号ハ関係
- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 四 令第五条第四項第一号ニ関係
- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 五 令第五条第四項第一号ホ関係
- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 六 令第五条第四項第一号ヘ関係
- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

- (一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

【保存整備基本構想】

○史跡咸宜園跡保存整備基本構想

(平成4年度策定)

最終改訂：平成23年9月

1. 基本方針

日田市では、「第4次日田市総合計画」の中で、本市を北部九州の中核都市として位置づけ、21世紀を展望した中で、目標とする将来都市像を「人、まちの個性が輝き、響きあう共生都市」と定めて、まちづくりを進めている。

この将来都市像実現のための、まちづくり大綱の一つに“郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり”をかかげ、その中の中心のかつ代表的な役割を担う施設として史跡咸宜園跡の保護と整備をうたっている。

教聖廣瀬淡窓が開塾した全国に名高い「私塾咸宜園」は、その独創的な教育方法により、全国から多数の門下生が参集して学び、近代日本を担った多くの俊才を生み出している。

こうした、文教都市日田の顔でもある貴重な文化遺産を永く保存し、市民はもとより広く内外の人に周知するとともに、その教育・活動の継承の場とし、現代に甦る「咸宜園」として整備し、活用・公開に努める。

そのためには、史跡咸宜園跡を構成する建物の保存修理を行うとともに、「咸宜園」を旧状に復すための必要な用地の確保や施設の整備を行い、さらには日本を代表する「私塾咸宜園」の教育・活動を現代に生かすための整備を進め、史跡の有効的な活用を図る。

また、伝統的建造物群である豆田地区の保存整備との調和を図り、その中核施設として整備を行う。

2. 基本計画

1. 保存計画

①史跡内に不要な施設の移転

現在、史跡指定地内には、史跡咸宜園跡の保存、活用面など文化財保護上、不要な施設がある。そこで、施設の所有者などへ、文化財保護への理解を求め、施設の移転を行う。

②史跡咸宜園跡内建造物の保存修理

現在、史跡指定地内には、当時の面影を偲ばせる建造物として秋風庵、遠思楼等の復元が完了したが、書蔵庫、土塀などの修理が残っている。これらの建造物は永年の間に傷みもひどく、著しく老朽化の状況にある。こうした現状から、保存修理を行う。

2. 整備活用計画

①史跡咸宜園跡としての復元的整備

現在、史跡咸宜園跡を訪れる見学者は、咸宜園＝秋風庵というイメージをもちやすい状況にある。そのため、往時の「私塾咸宜園」の全体像を理解できるように、講堂・塾舎などの施設を復元的手法で整備する。

②「私塾咸宜園」の教育・活動の継承を目指した施設整備

「咸宜園」の教育理念については、淡窓没後も市民をはじめ多くの人々に継承されている。史跡咸宜園跡はその実践の場であった。

こうした「咸宜園」を今後も教育の場として生かすための環境整備が必要となる。そのため、「咸宜園」教育の理解を深めるための必要な資料の展示、公開機能を備えたガイダンス施設を整備し、広く教育の場としての活用を図る。

その活用として、社会教育、学校教育の場所としての提供を行う。

(社会教育)

社会教育いわゆる生涯学習で一般の方々を対象に咸宜園の歴史などを含め全般にわたる学習を公民館の講座に取り入れるなど積極的に広く活用を図る。

(学校教育)

小、中学校を対象とした、総合的な学習の一環に広瀬淡窓研究を取り入れ、その教育方法、人物像等々に焦点を当て、学年層に応じた学習を行い、自ら学び、自ら考えその生き方などを学ぶ、総合的な学習の場として咸宜園の位置付けを行う。

3. 咸宜園と周辺地域との一体的活用

日田市は「天領」として、九州の政治と経済の中心地であった。豆田地区が政治のまち、隈地区が商業のまちとして栄え、代表的な二つの地域があり、それぞれ独特の文化を形成し発展してきたが、現在は豆田に比して隈地区は時代の流れで活気や賑わいが失われつつあることから「隈のまちづくり」と称して委員会が結成され、まちづくりの方向性が検討されている。

一方、豆田地区は都市計画サイドで都市景観形成事業として取り組んでいるが、日田の歴史を背景にした伝統的な町屋地割が色濃く残っており、文化財的にも重要な建造物を有し、歴史的意義も高く、それらの魅力に引きつけられ多くの観光客が訪れている。

そこで、豆田地区を先駆けて伝統的建造物群保存地区に指定し保存整備を行い隈地区をも含めたより伝統的な町並みを再興し、両地区のほぼ中心に位置する咸宜園と豆田、隈地区の歴史的町並みを日田の歴史遺産として歴史、観光の拠点としての一体的活用を図る。

3. 事業計画

1. 第1期計画(平成5年度～平成16年度)

史跡内に残る歴史的建造物の保存修理事業として、秋風庵、井戸屋形、便所、遠思楼等の復元が完了し、指定史跡の一部公有化も行った。

今後も、第1期計画の中で史跡の公有化や「講堂・東塾」に関する「東家」の調査や建物の復元に向けた検討などを行う。

- (1) 史跡の公有化
- (2) 「講堂・東塾」に関する調査(発掘調査等)及び第2期計画の策定
- (3) 「東家」の環境整備(支障物件の撤去など)

2. 第2期計画(平成17年度～平成19年度)

「講堂・東塾」の復元検討、「東家」の環境整備及び展示用資料の調査、収集並びに「西家」の公有化に努める。

- (4) 「講堂・東塾」の復元検討
- (5) 史跡内の銅像(廣瀬正雄氏)の移転
- (6) 書蔵庫の保存修理
- (7) 「東家」の環境整備(支障物件の撤去など)
- (8) 九州労働金庫に対し、移転の理解を求める
- (9) ガイダンス施設の検討
- (10) 展示用資料の収集

3. 第3期計画(平成20年度～平成25年度)

「東塾、招隠洞・梅花塙」の復元に向けた調査、「西家」の公有化・整備計画策定等の検討、ガイダンス施設の建設や史跡内の環境整備などを行う。

- (11) ガイダンス施設の建設
- (12) 「西家」の公有化・整備計画の策定等についての検討

これらの事業を実施するにあたって、学識経験者を中心とする保存整備委員会を設置するとともに、広く市民などの幅広い意見を求め、事業の適正かつ円滑な推進を図る。

史跡咸宜園跡保存活用計画書

2024年3月31日

編集 日田市教育庁 文化財保護課

発行 日田市教育委員会

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

印刷 日田時報紙器印刷株式会社



日田市